

# 鹿兒島県史料

伊地知季安著作史料集  
旧記雜錄拾遺  
八

## 解題

本巻は「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集八」として「伊地知季安伝」、「伊地知季安日記秘要」、「季安撰考記」、「旧記題苑」、「国分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考」、「五指量愛染明王由来記」、「西藩田租考」、「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」、「忠久公丹後局鎌倉御宅迹址抄」、「花尾祭神輯考」、「花尾社伝記」、「藤原姓伊東氏系図」、「穆佐悟性寺御石塔一件私考」他、季安の著作史料を収録した。配列は便宜上五十音順としたが、子季通編の最初の一点を除く他、執筆年代は季安の若年期から最晩年期に亘っている。以下その一々について説明しよう。

### 伊地知季安伝

底本は鹿児島県立図書館所蔵野紙写本、阿多助五郎氏寄贈本。伊地知季通編。内容は季通が先考季安の天明二年誕生より文化五年朋党事件（近思録崩れ）に連座して鬼界島配流後、同八年に赦免となり鹿児島に帰還するまでの経歴を記している。季安は父の代に本田氏から伊勢氏に移り、さらに自らも伊地知氏に移ったことがわかる。次いで慶応三年季安の歿後、同年十一月に季通の建立した墓碑銘文を掲げている。現在季安の墓碑は鹿児島市内興国寺跡墓地に先祖招魂墓・季通墓とその子季成墓と並んで所在する（『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』解題参照）。なお本右衛門が季成であることは「安政文久雑集六」（東京大学史料編纂所蔵島津家本）所収、元治元年八月の在京中の同人より季安・季通宛書状に付された季通の註記により明らかである。本史料は季安の著作史料ではないが、季安の経歴、人柄を示す史料として掲載することにした。

### 伊地知季安日記秘要

東京大学史料編纂所蔵島津家本写本を底本とする。また、同本を書写したと思われる九州大学附属図書館所蔵

坂田長愛氏旧蔵本がある。はじめに日記秘要一として季安六十六歳の弘化四年より七十六歳の安政四年に至る十年余りの、二として安政五年より季安八十六歳慶応三年に至る九年間の記事のをせる。但し連続の日常日記ではなく、断続する折々の御用日記で、自身の関与する重要事項・覚書・書簡、任免辞令等を掲出している。渡辺盛衛氏著『伊地知季安先生事蹟』では「季安の日記より男季通の抄録せしものか」としている。文化五年の文化朋党事件で配流の処分をうけ、同八年赦免後も仕官できず、困苦の中の学問への精進が報いられ、季安が天保十四年、強制的に大目付座に提出させられた六十余冊の著作中、「管窺愚考」が世嗣斉彬の注目するところとなり、さらに「寛永軍徴」が時局柄重視される等の機縁で再仕官の途が開かれ、嘉永五年には記録奉行に昇任、島津家始祖の究明や、彪大な島津家史料の収集整理を担当する等活躍することになる。その間の経緯が断片的ながら明示されている。なお安政四年十月廿七日の請書（五九の2号）に実名は季安とあるのが注目される。もつとも同年五月の「秘伝島津譜序」には自筆で季安と記している。この時自ら呼称を変更したのもあろうか。『黎明館調査研究報告第5集』に大平義行氏の詳細な資料紹介がある。

### 季安撰考記

底本は鹿児島県立図書館所蔵写本。同館野紙を用いた比較的新しい写本。季安の著作の中から七点（目安）を選び、そのうち五点を書写したもの。このうち後掲著作史料と重複する二点、「国分正興寺仁王考」・「穆佐悟性寺古塔考」を除き掲出する。

「近衛植家公御手跡考」は天保五年、季安が「島津御荘考」（「管窺愚考」）作成時に、その中で引用した島津日新（忠良）宛の近衛植家手跡の色紙を偶然市中で発見、入手した和田秋実の依頼で鑑定、考証したものを、伊集院兼誼が出府の際、両人の了解を得て持参、島津斉宣に上呈して賞詞を受けた経緯をまとめたものである。兼誼宛の長文の書簡では季安の「管窺愚考」進呈の意志についてもふれており、とくに島津荘の考察に関してなお

確かめたい事項を列挙し、平田篤胤等在府の識者の見解聴取を希望していることがわかる。なお後書きによれば、本書は天保十五年、執筆者の藤原親憲が縁故を求めて季安の子季直（季通）が借出したものをさらに借写したもののようである。また本史料の付記として季安が都城の税所普門院宛に同地方所在の伊地知氏古系図の調査、実見の便宜供与を願ひ出ている書状が添えられており、季安の家系調査に寄せる熱意がうかがえる。

「鹿兒島、伊敷、伊敷四郎ヶ坂等之説」は季安が肝付兼明よりの委嘱で同家家譜を編集した際に、その譜中の註として記述したものを、「鹿兒島と云名の説」・「伊敷と云名の説」・「四郎ヶ坂といふ名の説」として天保四年十月廿一日に抜写したものである（但し当該の「新編伴姓肝属氏系譜卷之四」は「鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺家わけ二」では未掲載となっている）。なお鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本には右と同内容の「新撰肝属氏譜抜写」があり、その奥書には「明治十五年二月以伊地知季安自筆本騰写 玩古道人記」とあり、島津久光の書写本であることがわかる。問題の部分は鹿兒島、伊敷、同四郎ヶ坂の地名の起源等について考察したもの。なおこれに関連して肝付家文書中に天保八年七月廿四日の季安の書状が残されており、玉里別邸を開設した島津斉興が、同地が往時肝付家の領地（伴掾館）であったことを聞き、側近の者に実否の調査を命じ、当時肝付家譜の編集に当たっていた季安に照会のあったことが記されている。

「島津御荘之拔書」は天保二年六月季安撰とあり、当時自身著述編纂していた「新編伴姓肝属氏系譜五」並びに「管窺愚考附録」収載史料から抜写したもので、島津荘成立の経緯の記述と関係史料を掲出してしている。

なお「穆佐悟性寺古塔考」は後述する「穆佐悟性寺御石塔一件私考」と同文につき省略したが、石塔図が付載されていたので採録した。或は妙久（孫）が島津久豊の女（佐多氏）の法名と同じため、とくに参考資料として付記したのもあるうか。そしてこの付記は名越時敏編「常不止集十四」、「群書合輯二」（何れも東京大学史料編纂所蔵島津家本）掲載の同史料写にも収録されている。

## 旧記題苑（東京大学史料編纂所）

底本とした東京大学史料編纂所蔵島津家本は明治期の写本と思われるが、当初の姿に近いものと推定する。はじめに文化十三年三月付の漢文の「平季安序」（一号）をのせ、作成の趣旨を述べ、以下書目を列記し、簡単な説明を付している（片仮名交り文）。しかし同本は後掲の「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」によれば、天保十四年十月三日粗稿のまま藩庁に提出するとあるから、文化十三年以降それ迄の増補もあったとみなければならぬ。同本は提出以後記録所等に移されているから、当然記録奉行等も閲覧したと思われる。松方本（国立国会図書館寄託、三年町公爵島津家野紙写本）や玉里本（黎明館寄託玉里島津家資料、島津久光筆「薩藩旧記題苑」）に採用されている得能本とは当時の記録奉行得能通古の書写書き入れ本と思われる（得能氏については「鹿児島史学第五〇号」に林匡氏の「薩摩藩記録奉行得能氏について」が詳しい）。松方本については『黎明館調査研究報告第10集』に尾口義男氏が「伊地知季安著作史料集と旧記題苑」の中で底本と比較しつつ季安の学問への取組姿勢と併せて紹介している。玉里本は久光の明治十九年十二月の自筆写本で、得能本で校合すると共に自身の研究にもとづく加除訂正も少なくない（たとえば季安序文の批評、「文明六年三州豪族記」・「黄套旧記」の抹消、「西藩烈士干城録」・「本藩人物誌」の増補等）。鹿児島県立図書館所蔵の「旧記題苑」は「伊地知季安編 市来四郎補遺」、副題に「鹿児島舊史書目」とあって、はじめに季安の平仮名交りの序文（松方本の片仮名交り文と読みは同じ）をのせ、ついで底本等と若干の異同はあるものの、ほぼ同内容の書目四三二点を掲げている。以下市来四郎補遺として、「薩藩旧乘名譜」一四三三点（重複しないもの）をあげ、次に「西藩野史」引用書目から五〇点と「本藩人物誌」引用書目一三二点、計一八一点（大半重複するもの）をあげ、総計七五六点としているのである。原本は明治十九年頃の市来蔵書とある。このうち季安書目の中で注目すべき点として、はじめの方に「加治木御日帳」の記載があり、「慶長十二年より十三年・十四年・十九年等の御帳、年頭之進上

物帳等十二冊なりとそ、日記の部に入るへし」と説明が付されていて、それが後の日曆之部の中で同書名が掲載され、その説明に「疏令之部に詳なり」とあることで、季安の早い時期での記載箇所移動修正を示しているのではないかと思われる。県立図書館本も前半部分は底本と並んで早い時期の形容を示しているといつてよいのではあるまいか。

旧記題苑（大阪大学附属図書館）

本巻編集作業の終期に至って確認でき、追加掲載した大阪大学附属図書館所蔵懷徳堂本「旧記題苑」（西村天因氏旧蔵）について述べる。同本は書目を書き上げた後に「安政五年二月 名越時敏写」と記されており、名越時敏（左源太）が嘉永朋党事件（お遊羅騒動）に連座配流、赦免後の安政二年に季安より借写したものと推定される。恐らく季安も初稿の後修補を重ね、嘉永五年記録奉行就任のころには積極的に史料の収集、整理に当り、多くの著作史料を見聞、書写し得たと思われることから、増補の量質は大となつていたであらう。その数三三二点（重複分等十点を除く）を数える。これを従来の点数に加えれば七六四点に及ぶ。内容の上では台明寺文書をはじめ諸家の文書・系図・記録類が多い。また従来題目のみであったものに新たに説明を加えたり、従来のものにさらに補足説明していたりする。とくに終りの方には季安が私淑した末川周山の著作が三八点付加されているのが注目されよう。文体は平仮名交り文である。これは県立図書館所蔵本の形容に近似しており、前述の「加治木日帳」に関する説明文も合致している。「旧記題苑」伝写の系統としては、底本・松方本・玉里本の系統と、県立図書館本・大阪大学附属図書館本の二系統があるようにうかがえる。また大阪大学附属図書館本の末に「新納家書目」として書き上げられている書目は、東京大学史料編纂所蔵「旧典類聚」の十五卷（全廿一卷中）までの書目名とほとんど合致しており、そのことは名越氏が新納（時升か）家本を借写していることをうかがわせる。現在同本は奥書により島津家旧蔵本の他に、一部は町田久成旧蔵本として知られているが、このことはその伝写

の経緯をうかがわせる資料といえよう。

### 国分正興寺仁王岳様御真影一件愚考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本、季安自筆本で、はじめ天保七年七月廿七日起筆、晦日成稿の(1)「国分正興寺仁王岳様御真影一件愚考」を記述。その後書にある通り、季安は当五月が島津氏久四百五十年忌に当るにも拘らず、由緒の国分正興寺仁王堂が荒廃しており、且つ二体の像が実は氏久と本田親治の真影であるとの寺伝を聞き、憂慮している向の照会に応えて、当面調査した氏久の生涯と、その真影を擬刻したとされる持国天(再建後は増長天)像及びその貞治五年の造立願文についての所見を書きとめたものである。末尾には永祿七年再造、宝曆九年繕彩色時の正興寺古書留を付記している。次に天保七年九月廿四日付(2)「国分正興寺仁王之儀岳様御真影并本田親治真像ニ可有之与之愚按追考」としてその考証を本田家譜を中心に、且つ重富船津村百姓(姫木・瀬戸口氏末裔と推定)所持の氏久願文写等について補足解説している。ついでさらに天保八年二月(3)「正興寺二天齡岳様御真影御回祿一件私考」として「本田家檢断注文抄」(一五号)を主にその他「貫久公記抄」(一二号)・「樺山玄佐自記抄」(一一号)・「南浦文集」(一六号)等の史料をあげて記述し、今後の解明の指針を提言しているのである。なお藩記録所でも(1)・(2)をうけて現地調査、史料収集、聞取調査を実施しており、その報告書は同じく東京大学史料編纂所蔵島津家本中に別に天保七年十月「国分宮内正興寺二天由緒記一卷并当座調査書」等として残されている。また鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫中にも(1)・(2)について同内容の写本がある(『鹿児島中世史研究会報16』所収、拙稿「伊地知季安国分正興寺二王之私考」参照)。さらに東京大学史料編纂所蔵本には(1)の付記を欠く季安自筆本(伊地知氏進上本の記載あり)がもう一本あり、同書には季安より伊集院兼誼に宛てた藤野家文書の解説、即ち永和元年今川了俊の水島陣参会に際しての島津師久の子息伊久宛とみられる教訓書(尚古集成館所蔵)の註釈が付加されているのである。また同じく東京大学史料編纂所蔵島津家本、名

越時敏編の「群書合輯一」では「一國分正興寺仁王之事 一師久公より伊久公江之御状」の題目をあげ、はじめに(1)の付記と、次に(2)・(3)を掲出し、そのあとに前掲の師久より伊久宛教訓書をあげ、最後に(1)を載録している。なお平成十八年度黎明館企画特別展図録『祈りのかたち―中世南九州の仏と神―』所収の八尋和泉氏の特論中、「旧正興寺二天像と作者深賢快重」と題する問題の氏久像についての研究がある。正興寺は正八幡宮三本地寺の一人で、現在は墓地跡を残すのみとなっているが、現在進行中の正八幡宮(鹿兒島神宮)関係遺跡調査の進展と併せてその解明が期待されるところである。

#### 五指量愛染明王由来記

底本は鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本、季安自筆書入本。安政三年十一月季安七十五歳、記録奉行在任中の作。弘法大師から頼朝、忠久、島津氏歴代相伝の伝承をもつ厚智山花尾権現の平等王院に安置された愛染明王像の由来を記し、その移動の歴史(花尾―鹿兒島―高山―坊津―鹿兒島護摩所、別の一体が佐多島津家―平等王院)を島津家の歴史と重ねて記している(『鹿兒島大学人文学科論集第一七集』拙稿「伊地知季安と『五指量愛染明王由来記』」参照)。論述中引用の坊津一乗院文書の島津忠平(義弘)の一乗院典瑜法印宛書状の年代比定が天正九年、十年となっているが、これは後掲元治元年編述の「花尾社伝記」では天正五年に比定されており、この方が正しいと思われる。元治元年三月、季安は自身坊津一乗院に至り寺宝文書等を見分しており、その成果がそこに示されたといつてよい。なお天正九、十年の比定は「新編島津氏世録正統系図 義弘二」(東京大学史料編纂所蔵島津家本)に於てなされており、同じく「旧記雜録後編一三」(同)にもそのまま所収されている(鹿兒島県立図書館本には収録されず)。おそらく季通の手によるものであろう。しかし、同じ「旧記雜録後編九」には同一文書が天正五年として収録されているのであり、これは先述の如く季安の書写判定に基づくものかと思われる。季通が季安の書写したものをそのまま転写したとみてよい。「旧記雜録」には同一文書を推定年代不統



一のまま季通が重複して収録したことになるが、季通も「旧記雜録」全編の最終調整までには至らなかつたのであろう（『旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集七 月報28』拙稿「福島正治と伊地知季通―『旧記雜録』補考―」参照）。

#### 西藩田租考

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本。天保八年正月成稿。藩政の基幹である田租の重要性に鑑み、古来より  
の關係諸制規を「井田」から「制用」に至るまで四三編に亘り詳述、後進の参考に供せんとしたもので、季安編  
述の社会経済史料集の代表といふべきものである。既刊本として『日本経済叢書二六』・『日本経済大典三八』所  
収のものがある（後者の解題には小出満二氏執筆の「伊地知季安伝」が紹介されている）。関連史料としては  
『旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集七』所収の「公役類抄」、「諸給地一件類抄」等がある。なお後掲の「先  
年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」にも天保十四年六月十一日付覚（二号）で「貴様（新納  
時升）江上置」として藩庁へ提出した著述目録中に「田租考式冊」がみえる。尔来藩政の参考資料として重用さ  
れたものと思われる。

#### 先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留

底本は鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本、季安自筆本。はじめに天保十四年十月の季安の著述物差出の書  
置を掲出（一号）、同年六月八日、これまでの季安の著述物を大目附に提出するようにとの旧知の新納弥太右衛  
門（時升）を通じての指示をうけ、逐次書写或は粗稿のまま差出した経緯と書名をあげ、「覚」として列挙して  
いる。当時季安は後述する穆佐悟性寺の島津久豊墓の認定問題や、桂庵玄樹の顕彰問題で記録所等藩関係者との  
間で意見の相違があり、これらが著作史料の召揚げにつながつたのではないかと推測されている。次掲の安政七  
年正月の伺書（八号）ではその後季安の著述物への評価は高まり、季安自身も記録奉行に抜擢され、藩主斉彬の

命で島津家始祖の解明と島津家史料の収集整理に専念、先年提出した著述物等についても一旦返却の上、あらためて浄書を命じられたのであるが、安政五年斉彬の死去により頓挫、今後の処置について何をたてているのである。

続いて関連する季安の研究史料数点が併載されている。

九号文書は安政六年正月廿一日、季安七十八歳時のもので、島津家初祖忠久の誕生日を仁安三年戊子元日甲子と推定したことを述べ、併せてその後の島津家継統の緊要時に子年生れの当主等が登場する例をあげ、自然の天運だと述べている。ここに晩年の季安の思考性の一面をうかがうことができよう。

一〇号文書は慶応三年二月廿九日の季安から養田長胤宛の覚書で「秘伝島津譜図」作成の経緯を述べ、斉彬死去後の同書の取扱い方について配慮を要請したものの。

一二号文書は同じく慶応二年十月廿七日の季安より養田長胤宛の書付で、後掲の花尾社祭神が高倉王（以仁王）であるとする彼の到達した見解を表明した「花尾祭神輯考」を要約した同題名文（一一号）に添付したものである。

#### 忠久公丹後局鎌倉御宅迹址抄

底本は鹿児島県立図書館所蔵写本。万延二年辛酉春三月、伊地知季安謹撰とある。島津家の初祖忠久と丹後内侍の出自に関わる鎌倉の宅址等について「鎌倉志」や「東鑑」等を引用、比企氏宅跡とされる妙本寺の地や、丹後内侍の再嫁先といわれる甘縄の安達氏屋敷跡、また東御門・南御門付近の忠久旧宅址伝承地等について説明、さらに研究の要ありとしている。なお付属の絵図・系図については文末の註記から季安没後の編者の後補とみられる。

底本は鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本、四部合本中の一。はじめの題名と終りの「慶応二年丙寅十月廿七日 市正班知大史伊地知季安八十五毫謹撰」が自筆。季安は慶応三年八月三日に歿しているから、まさに季安最晩年の遺作といつてよいであろう。主旨は花尾社神体の主座は高倉王で初祖忠久はその三子であり、島津氏こそ皇孫に他ならぬという一事であった。嘉永五年、七十一歳で「秘伝島津譜図」の執筆にとりかかって以来、藩主斉彬の期待にこたえるべく、また自身の念願でもあったその最終結論といふべき成果がこれであった。忠久の治績と年齢の矛盾を指摘、訂正するなど従来の頼朝庶子説を排して新説を提起した努力と執念には感慨をおぼえずにはいられない。但し朝河貫一氏の「島津忠久の生ひ立ち―低等批評の一例―」（『史苑一二巻四号』所収）等の中でその誤謬が指摘されて以来、現在季安の説をとるものはいないが、碩学晩年のその考証の進め方に読者は自戒をこめて向き合うべきであろう。

なお先掲の「花尾祭神輯考」も同日付のものと思われるが、結論を述べ、頼朝説誕生の経緯等の詳しい説明は省略している。ここでは頼朝を主神とするのが当たらないのは、同説が明暦二年鎌田政昭の唱えはじめたもので根拠はなく、建保六年の神体鏡銘等の一つとして頼朝の名のあらわれぬことをあげている。その後で、社司らが証拠とした頼朝の法号と丹後内侍の法名等とは、実は市来郡司忠家夫妻の法名をとり違えたものであることなどを述べ、同説の成立しがたいことを指摘している。しかしその否定はよしとしても、頼朝の代りに高倉王としたことについては、島津久光等より確たる証拠もなく単なる推測に過ぎないとの批判をうけることになったのである（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本、万延元年十月伊地知季安著「秘伝島津譜図」二校本久光書入）。

〔鹿児島大学人文学科論集第一八号〕拙稿「伊地知季安と『秘伝島津譜図』・『花尾社伝記』・『花尾祭神輯考』―島津氏祖廟成立の経緯―」参照。なおそこで取りあげた「花尾祭神輯考」は本書に掲載したものと同日付のものであるが、後半部分はほぼ同文で、前半部分に多少の相異のあることを記しておく。）

## 花尾社伝記

底本は鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本。元治元年十一月付の八十三歳の季安の序文が巻頭にある。厚智山花尾権現は近世島津氏の祖廟とされてきたが、その経緯について上・中・下三巻にわたり史料をあげて説明している。恰も季安は二年前の文久二年十一月諸郷寺社見分を命じられ、十二月より翌年二月まで伊集院より出水郡山までの寺社巡見を実施しており、その間の調査の成果をまとめている（『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集五』所収「寺社巡詣録」）が、序文によれば花尾社についても同じころ調査を実施、神鏡・神宝等について再検したものとみられ、上巻に詳細な記載がある。同社は中世末、勝久代一時衰廃していたが、伊作家より入って本宗島津家を継承した島津日新（忠良）の子貴久代に至って復興、近世綱貴以降歴代藩主の尊崇も篤かったとされ、下巻にはその関係史料が列挙されている。当初は大蔵・税所氏によって熊野信仰の対象として祭られていたが、島津氏の勢力進出に伴い、神体の三像も初祖忠久の頼朝庶子説話の導入によって頼朝・丹後内侍・僧永金像にあてられるようになったとする。そして季安は忠久近縁の比企・安達・畠山・惟宗氏や近衛家等についてもふれ、花尾社が島津家の祖廟として整備されて行く歴史を関係地域、社寺と併せて考察しようとしている。また、なお検討を要する史料として、元治元年七月、霧島行を共にし親交を結んだ栗原信充（『高千穂行記』の作者）から、直後送付された秩父氏系図所収の天曆三年二月の「秩父郡司解」（二号）（『南日本文化第五号』三木靖氏「伊地知季安と栗原信充―沖家文書の紹介―」、『国語国文薩摩路第四四号』丹羽謙治氏「栗原信充来鹿資料二種―『高千穂行記』・『栗原氏真跡写』―」参照）や、代官司貴島家所蔵の承久三年十一月の「厚智山住僧等所当料田日記」（六号）や、仁治三年十月の「薩摩国満家院厚智山四至境定書」（七号）等も収録されている。ただ本書では花尾社の祭神についてはなお明言しておらず、そのことは前出、慶応二年の「花尾祭神輯考」において確定されるのである（前出「鹿児島大学人文学科論集第一八号」拙稿参照）。

## 藤原姓伊東氏系図

底本は鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵、埴谷雄高（般若豊）氏寄贈本。同氏の外曾祖父に当る伊東祐之が天保五年に作成した系図を基に、委嘱をうけた季安が手を入れたものと思われ、随所に季安の書き込み追補がある。始祖伊東平右衛門はじめ島津義弘に仕え飯野に在り、その二男新右衛門は分家して加治木に住し、新納忠清の大口地頭職補任と共に同所に派遣されたが、三代祐光は享保年間に至り鹿兒島に移住、幕末時の居所は下加治屋町二本松馬場にあった。祐之は七代目で陽明学者として聞え、季安と親交があり、天保十四年、祐之が「餘姚学苑」（鹿兒島県立図書館所蔵本・東京大学史料編纂所蔵島津家本）を著した際には匿名で序文をよせている。また祐之は季安の要請でその著「漢学紀源」（鹿兒島大学附属図書館所蔵）三巻本中の第二巻の書写を忽卒の間（先述の季安著作史料召揚の折か）に仕上げる等している（汲古四〇）東英寿氏「新出伊地知季安自筆本『漢学紀源』について」参照。なお系図に同内容の甲乙二本あり、甲本は腐損のため乙本により翻刻した。

本書については「黎明館調査研究報告第7集」に大平義行氏「幕末薩摩藩士・陽明学者伊藤猛右衛門祐之とその家系」に詳細な紹介、解説がある。

## 穆佐悟性寺御石塔一件私考 他

底本は東京大学史料編纂所蔵島津家本中にある季安自筆本である。はじめに作成された「穆佐悟性寺御石塔一件私考」は奥書に天保七年十一月廿一日起筆、同廿四日成稿とあり、これは伊東新十郎（前出祐之）に依頼、写し取らせたもので、自筆稿は十二月七日相良氏宛に子の季通に持たせ汾陽氏迄届けたとある。

次の「同愚案追考」は再度の尋問に対して汾陽氏宛の返答書で、さらに調査して把握した事柄を説明している。前者については別に鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫中に同題名の写本がある（『鹿兒島中世史研究会報34』所収、拙稿同題解説参照）。

次に「穆佐悟性寺義天様御石塔一件勘考書」は上・下の分冊になっているが、「上下」とあるのが実は「上」

で、「穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書巻下」と対になっているのである。これは「上下」の方の中表紙に自筆で「天保十二年丑十二月七日より翌十三年寅正月廿一日まで成稿畢」とあるように、季安の見解をもとに相良長是（側用人、記録所掛）がまとめた成案、天保十二年八月廿五日付「深秘集」（「上」に所収、一一二号）に記録所側が反対意見を述べた同年十二月朔日付「記録奉行所調書」（同所収、一一九号）をうけて季安が記録所側提示の八ヶ条の一つについて全関係史料を掲載した上、私見を開陳反論した調査報告書案である（「上」には一条より四条まで、「下」には五条より八条まで）。要は穆佐寺の久豊墓所が近世になってからの調査の不徹底によって不明となり、忘却されようとしていることへの危惧とその修補の必要性をあげ、福昌寺の元久との相墓の不自然さを指摘、穆佐寺墓所への配慮を要望したものとなっており、併せて久豊時代の史実の解明にも諸史料をあげてつとめているのである。「下」末尾所収の天保十二年八月の新納久仰宛の季安書付（九一号）は実地調査をふまえた上での確信を述べたものといつてよいであろう。本件のその後の推移については「上」挟み込みの「悟性寺一卷」（五七号）に記されており、問題の解決には初発より嘉永六年迄十八年を要したことがわかる。なお先掲の「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」には天保十四年六月九日上置として「一悟性寺御石塔一件愚考壹冊但汾陽次郎右衛門殿尋ニ付返書」と記されている。即ち汾陽氏よりの質問に答えた返書を提示していることがわかる。この季安の著述物提出の一件も、穆佐寺の久豊墓所認定をめぐる季安と記録所側との見解の相違対立が関係していたことを推測させよう。現在穆佐寺跡には安政四年に建立された石塔と、その上段丘上に瘞骨塔がセツトになって建てられているが、墓前には島津豊後久宝名で供献の石灯笼と共に、天保八年六月位牌入仏供養時の使者汾陽光明恭献の手水鉢が残されており、その供養墓認定の歴史を知ることができるのである。

終りに参考資料として本巻全編を通して掲載分の史料点数と、文書について『旧記雑録』に収載済のもの、未収載のもの点数を示しておく（表参照）。

【季安八】掲載文書内、文書・記録・記事等点数

文 書 名	文書数 (収載) 〈未収〉	系図・記録・ 記事等	目録上史料 総 数	掲載史料数
伊地知季安伝	0 ( 0 ) 〈 0 )	1	1	1
伊地知季安日記秘要	190 ( 0 ) 〈 190 )	10	152	152
季安撰考記	19 ( 10 ) 〈 9 )	13	5	3
旧記題苑 (東京大学史料編纂所)	0 ( 0 ) 〈 0 )	2	2	2
旧記題苑 (大阪大学附属図書館)	0 ( 0 ) 〈 0 )	3	3	3
国分正興寺仁王齢岳様御真影一件愚考	10 ( 9 ) 〈 1 )	7	17	16
五指量愛染明王由来記	18 ( 12 ) 〈 6 )	3	21	21
西藩田租考	2 ( 0 ) 〈 2 )	43	45	45
先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留	11 ( 0 ) 〈 11 )	1	12	12
忠久公丹後局鎌倉御宅迹址抄	1 ( 0 ) 〈 1 )	17	18	18
花尾社伝記	42 ( 19 ) 〈 23 )	3	42	42
藤原姓伊東氏系図	6 ( 2 ) 〈 4 )	2	8	8
穆佐悟性寺御石塔一件私考	6 ( 0 ) 〈 6 )	1	5	5
穆佐悟性寺義天様御石塔一件愚按追考	1 ( 1 ) 〈 0 )	6	7	7
穆佐悟性寺義天様御石塔一件勘考書上下	63 ( 34 ) 〈 29 )	72	119	119
穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下	89 ( 5 ) 〈 84 )	13	91	84

注 1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは、「同」未収載文書を示す。

2 掲載史料数とは、『季安八』内で掲載した重複分を除く史料数を示す。

# 例言

一 本書は、「伊地知季安伝」「伊地知季安日記秘要」「季安撰考記」「旧記題苑（東京大学史料編纂所）」「旧記題苑（大阪大学附属図書館）」「国分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考」「五指量愛染明王由来記」「西藩田租考」「先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留」「忠久公丹後局鎌倉御宅迹址抄」「花尾祭神輯考」「花尾社伝記」「藤原姓伊東氏系図」「穆佐悟性寺御石塔一件私考」「穆佐悟性寺義天様御石塔一件愚按追考」「穆佐悟性寺義天様御石塔一件勘考書上下」「穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下」を収め、「旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集八」として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵者を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者	史料名	所蔵者
伊地知季安伝	鹿児島県立図書館	忠久公丹後局鎌倉御宅迹址抄	鹿児島県立図書館
伊地知季安日記秘要	東京大学史料編纂所	花尾祭神輯考	鹿児島大学附属図書館
季安撰考記	鹿児島県立図書館	花尾社伝記	鹿児島大学附属図書館
旧記題苑	東京大学史料編纂所	藤原姓伊東氏系図	鹿児島県歴史資料センター黎明館
旧記題苑	大阪大学附属図書館	穆佐悟性寺御石塔一件私考	東京大学史料編纂所
国分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考	東京大学史料編纂所	穆佐悟性寺義天様御石塔一件愚按追考	東京大学史料編纂所
五指量愛染明王由来記	鹿児島大学附属図書館	穆佐悟性寺義天様御石塔一件勘考書上下	東京大学史料編纂所
西藩田租考	東京大学史料編纂所	穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下	東京大学史料編纂所
先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留	鹿児島大学附属図書館		



一 文書・記録・記事は底本に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付して重出の旨を注記し、本文は原則として省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 原文書又は旧記雑録等がない字句及び相違のある字句については、原則として該当箇所を「」で囲み、その右側に典拠史料を示した。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録 ㊶

島津家文書 (東京大学史料編纂所蔵) ㊷

新編島津氏世録正統系図 (東京大学史料編纂所蔵) ㊸

新編島津氏世録支流系図 (東京大学史料編纂所蔵) ㊹

伊地知季安日記秘要 (九州大学附属図書館蔵) ㊺

新編伴姓肝属氏系譜 (肝付兼達氏所蔵) ㊻

新編伴姓肝属氏系譜 (東京大学史料編纂所蔵) ㊼

旧記題苑 (鹿児島県立図書館蔵) ㊽

薩藩旧記題苑 (島津忠廣氏所蔵、鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託) ㊾

旧記題苑 (松方峰雄氏所蔵、国立国会図書館寄託) ㊿

山田家文書 (鹿児島大学附属図書館蔵) ㉀

樺山家文書（東京大学史料編纂所蔵）  
⑦

大慈寺文書（大慈寺所蔵）  
⑧

エ 「旧記題苑（東京大学史料編纂所）」については、島津忠廣氏所蔵の玉里文庫本により補充・校訂し、一々

典拠を示さなかった。また、編者の付した注は（ ）で示した。なお、補充・校訂の藍字は『』で囲んだ。

オ 「国分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考」には、東京大学史料編纂所蔵の異本があり、文字の相違が見ら

れる箇所については○で示した。なお、異本中の「島津道貞師久書状」については、尚古集成館所蔵文書で補

充・校訂した。また、尚古集成館所蔵文書に無い文字については（ ）で該当箇所を示した。

カ 「藤原姓伊東氏系図」には、鹿児島歴史資料センター黎明館所蔵の異本があり、文字の相違が見られる箇

所については○で示した。

一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「」（朱書）で囲んだ。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。

オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に

適宜まとめた。

一 合点は「\」で示した。

一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については■で示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の地名・人名・官名・年号などに施されている朱引は、原則として省略した。

一 原文中の送り仮名及び返り点は、伊地知季安自筆本については底本のままとし、その他は原則として省略した。

一 ア 「西藩田租考」の返り点については、瀧本誠一編『日本経済叢書卷二十六』を参照した。

一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□、□、□、…、—、

— などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 ア 「藤原姓伊東氏系図」中の人名の一部と考えられる□・○・△については、底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として

重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 刁(寅) エ(衛) 帑(紙) 逃(逃) 广(摩) 迂(遷)

际(視) 方(訪) 皆(時) 亶(事) 劬(州) 簣(蕘) 楸(税)

# 旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集八 目次

解題	1
例言	15
目次	19
伊地知季安伝	1
伊地知季安日記秘要	7
一	7
二	五五
季安撰考記	一〇三
旧記題苑(東京大学史料編纂所)	一三七
旧記題苑(大阪大学附属図書館)	一五九
国分正興寺仁王殿岳様御真影一件愚考	一七九
五指量愛染明王由来記	二〇一
西藩田租考	二二一
上	二二一
下	二五七
先年差出置候著述物就御手許御用又被下ヶ置候一件書留	二八九

忠久公丹後局鎌倉御宅迹址抄	三〇三
花尾祭神輯考	三一三
花尾社伝記	
上	三一七
中	三三七
下	三五八
藤原姓伊東氏系図	三七七
穆佐悟性寺御石塔一件私考	三九三
穆佐悟性寺義天様御石塔一件愚按追考	四〇五
穆佐悟性寺義天様御石塔一件勘考書上下	四一一
穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下	四八七
文書目録	五五五

伊地知季安伝

(表紙)

伊地知季安傳 完

「伊地知季安傳 伊地知季通編」

先考名季安、初名貞行、又改季彬、後更上名、小字安袈  
袈、稱安之丞、又稱小十郎、別號克欽、或潛隱、字曰子  
靜、葬法諱高顯院殿子靜樂道居士、

天明二年壬寅四月十一日丁丑 戌剋、生於石川、本姓伊勢氏、

祖九郎八貞皎、至御弓 奉行、父八之進貞休、以表横目客死琉球、年三十九、母亦伊

勢氏、仁右衛門貞兼之女、初祖貞皎無子、貞休乃本田氏、

初名親孝、釋新 七、新右衛門親福之次子、母山澤千太 夫盛香之女、貞皎乞

為嗣子、以其弟貞兼女妻之、因改貞休、未承重而卒矣、  
生男二人貞宣・貞行、貞行出嗣小十郎季伴、後易姓伊地  
知氏、改稱小十郎、更名季彬、

寛政二年庚戌二月十三日元服、從兄本田九郎親孚加冠、  
家父貞休理髮、於是始名貞休改安之丞、時年九矣、○四  
月十五日、獻中紙為贄、始見 公於朝、島津九十九久美  
贊、不執太刀、以貞皎次孫謁也、

享和元年辛酉九月二十一日、為季伴後嗣、初季伴之歿也、  
親族伊地知喜兵衛季塘・伊勢八右衛門貞驥等受遺託、及  
伊勢九郎八貞宣與以上請、乃国老山田伯耆有儀使島津相  
馬久謙既命居喪、於是国老菱刈下總隆邑使鎌田源左衛門  
政興召貞行等、傳 命許之、○二十七日、命以世爵列於  
小番、乃国老隆邑使田畑武右衛門常直召亦傳之、○二十  
九日充己亥直、○十月二日、以小番始直 府城、是月改  
名季彬、大史本田親 宇所考名也、

二年壬戌六月、

公命吊祭 (齊真夫人) 芳蓮君於福昌寺 七年、十日、季彬以御手長取

次與焉、○二十九日、為御作事下目附助、大目附新納駿

河久命使河野安之右衛門通 (天) 召命之、○八月初、春光

君輯

公及

老公等嘗所賜書親燔為灰、造坭塑仏以像地藏、覺諸福昌寺、

襯銀若干永供祭祀、因將訪諸忠死者集其名號以祔地藏、

乃国老有儀求旨徧徵封内、於是季彬亦按家乘陳書曰、臣

家四世祖民部少輔重辰、

(實久) 大中公時成帖佐新城歿於洪谷氏之難、七世祖民部少輔重

堅從

(義弘) 松齡公死於朝鮮之役、其弟彌右衛門重高亦從

公死於関原、佗無見者、乃二十四日、因細江藤四郎尚之

觸支 配也、呈于官府、○九月十五日、改稱小十郎、若年寄島

津將監久泰使石原龍助近喬召許之、襲季伴號也、此日、

季彬前造 外朝 歌舞、因謁者川田求馬佐模獻御太刀一腰、

御馬一匹于

公、即今 乃謁国老菱刈下總隆邑、拜養襲恩、佐模迺贊、

時不見

公、在江戸故也、

三年癸亥六月二十九日、免御作事下目附助、期滿故也、

○七月二十一日為橫目助、大目附新納久命使御目附相良

滿右衛門長德召傳 命、○八月初、季方乏賞賣国分田、

在內山田村、於堀次郎左衛門未以請 命、迨季伴時僅償得

十五石、復貳斛伍斗、而猶未得悉償其償、拾貳石 季彬幼愚、殊

承衰弊屢至匱乏、乃生兄貞宣語季彬曰、汝宅容膝無田供

食、今為汝謀街宅儕我得以復自分之田、則庶亦無憂乎、

季彬曰、誠如是則可雖無飢然非小事、不可不圖、乃往以

議諏訪兼寬 稱次郎 左衛門、伊東祐倫、池水政弼、伊勢貞曉等曰、

曾祖季富得寵於

先君、買田国分、祖季方承恩於公子買宅豎野、雖兩難捐、

今也食用不給、無謀所出、諸君皆所為愚憂也、於斯二者

不得不去、寧去 公子賜以復先君賜自不飢、諸君其為

如何、願弼愚慮、親戚咸可貞宣議曰、必承從事、於是此

月、遂壳宅於鎌田勘左衛門政勝、告事柴山氏、令與請命

詳見祖 季方下、而悉得復国分田、併十 又以其餘乃營舍於伊勢氏、

二十四日徙居新舍、季方徙豎野宅、至是五十六年矣、



文化二年乙丑十二月、及貞宣假地於上原、係坂元邸、歲出租人以償土民令納領主、俗謂石地是也、營舍徙之、廣輪凡貳段六畦、亦從其所議也、

五年戊辰初、自高橋種央罷、後比更利權大夫、多皆不稱職、國資益空、故大目附樺山主稅久言曰

公革舊弊、乃

公并久言及秩父伊賀季保為御家老、今日燕見以議政事、

而久言等舉各所識、未踰旬月多為顯職者、二月、命省

諸冗官、乃国老頼娃久喬令小番・新番復皆隸御小姓與番

頭、時季彬乃以小番貫五番與小組壹番、五月、

老公 命罷久言・季保等職、悉窮治之、於是國中騷動、

流言謹巷、日月連座數十百人、乃七月十三日、国老鎌田

典膳政輿使名越右膳盛尚命季彬等數人各待罪家、九月二

十七日、国老政輿使桂太郎兵衛久郷為季彬召親戚兩名、

至喜入主水久欽策、乃二十八日、親戚池水助之進政弼・

門松貞助經德詣大目附久欽策、国老政輿又使島津奎久典

傳政弼等免季彬職、而使物頭田中七右衛門守香亦命政弼

等、以謹季彬曰、座逆

明旨、遠謫喜界島、但是刑法自就 公廳候風獄舍、今乃

優宥、茲命汝等、今以囚家政弼等、拜還以傳旨、乃幽季彬、二十九日、又徵田宅財物簿及親族・隸士・家臣・僕婢名簿等異狀呈之、○十一月八日、庶族木工次郎季明青五十四・茶二斤為贖及隸士永崎太次兵衛則平附土相與青銅百匹・茶二斤為贖、又及則員贈二斤、來唁幽囚也、

六年己巳、季彬年二十八矣、正月十九日舟送山川、二十

日至乘本船、嚴謹故事送用縛囚、步卒楫師竊優略法、二十六日揚帆山川、還繫丸

磯、久志港名、二月朔日、入口永良部、十九日至喜界島、乃

代官大脇為兵衛令配居於志戸桶邨、二十二日、與人左右

民・貞磨礎等使其子迎招貞磨礎宅居之、未幾村人相為謀

結菴村中、使子弟就學筆研、且助薪水之勞、於是季彬命

菴曰潛隱、乃為之記自戒、而居之凡三年矣、○是歲二月

十九日、国老政輿使大番頭先是又令小番・新番更隸大番頭、季彬家以小番乃隸之、故今如此、為

季彬召傳親戚令妻遠慮曰、逮其女及本生母氏女兒等雖亦

當、各在宿以幼時或出適故不皆問罪、而於忙親族與其旧

宅財物臣僕等不悉問之、伊勢浦之進貞頭為趨拜 命、

八年辛未九月廿九日、命赦遠島更錮仕途、乃大番頭北

郷作左衛門久平承政與指、使進達掛川上納右衛門親(マ)

為季彬召親戚詣其第、而久平傳命、兒玉四郎兵衛利政

趨謁拜命、○晦日、島津矢柄久宅番頭亦承政與指、

召傳親戚親妻遠慮、乃伊勢貞太郎貞白詣久宅第拜命、

初自負罪至是滿三歲、故有赦云、

竿石長サ三尺七寸、土台三重ニテ壹尺七寸計リ也、

前面此通、

先考伊地知府君之墓

(願注)「左右ト枝口ニ書廻シ」

先考諱季安、字子靜、號潛隱、通稱小十郎、世本府人、

本姓伊勢氏、八之進諱貞休次子、妣亦伊勢氏、年二十、

出嗣伊地知氏、實為小十郎諱季伴後、而娶其女、乃先妣

也、四男二女、男長天、次季通、次嗣黑田氏、次季敦、

分族、女長適本田親賢、次天、先考為人、淳朴寡慾、自

少嗜學、既長好為文章、最精古先事、仕為橫目年廿七、

連座黨籍、禁錮凡四十年、常覃思古事、博搜群籍、遍質

舊典、貴門士族、請撰譜牒者多、或紀述答質問、或纂衆

籍著書、若詩、若文、凡數十百篇、其方編撰也、惟患事

實不精、徵據不明、深稽博證、日夜孜孜無倦無息、至忘

寢食、齡踰六旬特恩遭赦、舉御徒目付、歷御記錄方添

役・御軍賦役等、遷御記錄奉行、時年七十一、

順聖公私命撰(齊彬)

太祖得佛公譜圖、又命先考及同僚、查檢(忠入)

公室所世傳古文帖、以新加裝潢、分軸凡數百卷、先考為

之總裁、其拜呈譜圖也、進官為御使番、以賞其功、其文

帖之成也、

今公、賜物件以嘉賞之、後歷物頭・町奉行格至御用人、

皆奉史事如故、更增職田賞其老而益勵職務、實可謂強而

不已、竭其職矣、今茲六月罹疾、竟以八月三日歿、享年

八十六、葬太平山塋、法諡高顯院殿子靜樂道居士、今建

石記行事、事猶多、文不逮意、舉其概略以傳不朽、銘曰、

恬淡好古、不慕浮榮、勉勵晨夕、史筆研精、遺編在笥、

永傳芳聲、仰止罔極、鬱乎佳城、

慶應三年丁卯仲冬不肖男平季通泣血謹誌、

本府山田廣受書

(行カ)  
左右五字ツ、後九行、シメテ拾九行、一行ニ式拾八字ツ、  
書キ候事

右ノ通、撰文拙者綴立候而、山田十介老へ文面語を成シ

兼候所、亦ハ文字相違候処省文相頼、銘文モ同斷、右通

り取究、去ル晦日、子息良介殿江染筆相頼、石工山田治

介ノ所江列立、同日惣而相濟、此中匂方日柄見合相建申  
筈、石燈爐モ一基、我々父子三人実名書貫置候、為安心

遣之候、

(慶應三年)

卯十一月五日

(伊地知季通)  
喜十郎

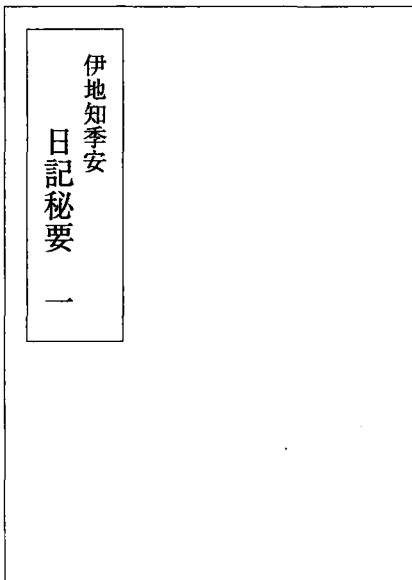
京にて

(伊地知季成)

左右衛門殿

伊地知季安日記秘要

(表紙)



弘化四年丁未二月三日

今日者新納家より弥太右衛門殿等被參候付、可參旨御使被下候間、大鐘比より打立參掛、中山次左衛門殿所へ立寄、此中内藏様袷被成被下候、先年從

(音書) 中将様浄写被仰付置美濃紙迄為被下置、折紙ニ請書仕

置管窺愚考四冊、無和理申取持參罷出候処、忠元靈社

御祭日之由ニ而、新納波門殿其外弥太右衛門殿・八郎

太殿・休藏殿參上被仕居候ゆへ、右之四冊者秘し置、

其夜九ツ時分ニ候哉、同伴罷帰候節持帰り置候事、

二月四日

今日四ツ後、奥醫師青山道策老拙宅江被參、昨夜者御

本丸泊ニ而

(音書) 少将様御伽ニ相詰候處、其方ハ伊地知か著述之嶋津御

庄考致一覽候哉、是ハ如何有之欵と 御尋被遊候間、

彼もの撰集仕候物者何篇精密ニ御座候、夫ゆへ其身之

為ニハ却而害ニ罷成候と申上候得ハ、誰ぞ持候哉ニ

御意御座候間、靈社勲功記之事おもひ出候ま、今宵

ハ是ばし御讀ませ可被遊哉申上候処、夫ハ何方ニ有之

欵御尋候間、

(音書) 太守様御覽為被遊本、女中方ニ御格護御座候旨申上、

直ニ女中衆江申候得者、即被差上 御覽被遊、紙数相

應ニ有之候間、篤与 御覽可被遊、先如本致格護置候

得与之 御意有之、奥向之事ハ不洩御法候得共、右通

御前より御沙汰被為在候上ハ、旁伺安く御冥加之事候

間、極内分為知候与之咄被申聞候て畏入次第ニ候、就

夫昨日者即 靈社之祭日ニ而拙夫も被相招、且御庄考

茂前夜加袷装候、已後初而持帰候旨及答話候處、夫ハ

幸之至、何卒極密ニ致借覽度、無左候へハ右次第 御意など被為在候時分御伽仕兼候間、是非と承候而難然止候付、去ル寅年、拙夫著述物大目附衆御覽被成度差出候やう被仰付候砌、惣躰差出為申事候得共、此四冊ハ其時分ハ冊子方茂未仕内ニ而残置候得共、近比冊子方いたし、子孫へ残置含ニ而、右通先度袷装仕候而前宵持返り、至極之秘本候得共、右之意味御得心被成御覽事候てと堅誓候上、極内分差遣直ニ持帰<sup>⑤可</sup>り被申候事、

同十六日 雨

今日青山氏江取返し度參候処、今兩冊程未讀取、誠ニ感心都而一覽いたし度候間、何卒借置具候やう無據承候ま、著述物差出候節、品立之冊数書付置留ニ、此外ハ無之向ニ届申出候上之秘本御座候間、能く御勘弁被成給度分而申達候へハ、其品立之扣も借具と承候ニ付、心得ニも可相成と召置罷帰候也、

同十七日 朝雨昼晴晚又雨

同十八日

今日四ツ後、道策老被參、昨日ハ磯館江參上候処、雨茂霽候ニ付、御舟より瀬曳ニ 御出被遊折柄ニ而、女

中舟江被召乗せ漕出候と無間茂又降出候付、御帰殿有之、被為召候間罷出、此間之 御沙汰被遊候御庄考秘本御座候、是ハ疾 御覽被遊候半与申上候得ハ、否先年

中将様より委敷 御咄御聞被遊、未 御覽不被遊候間、必見せ候やうに与之 御沙汰ゆへ、直ニ罷下り、持出四冊と著述物品立之扣も相添差上候得者、直ニ御取御讀被遊、大鐘時分より夜四ツ時分まで上中式冊程御讀早被遊、是ハ不容易取仕立ニ候、序文ニ有之候新納弥太右衛門事者、當分何勤欵と被為尋候間、先年於大坂随分精勤も為仕者御座候得共、朝倉孫十郎なと同様退役、其後再勤ニ而當分御使番・高奉行勤ニ御座候旨申上候得者、<sup>(伊地知季玄)</sup>小十郎倅者何勤欵と御尋被遊候間、<sup>(伊地知季通)</sup>喜十郎と申、當分御作事方下目付相勤罷在候旨為被申上由、然者先年小十郎桂庵碑立之一件ニ付、御前江伊集院織衛伺やう不宜候而不都合為相成由ニ而、山口不及なとまで実兄松山隆阿弥義ニ付致心配候と御笑為被遊由、其席江御小納戸鷲頭才之丞永傳殿・村井東養被詰居候由、左候而、右之四冊等 御机ニ茂不被召置、御側女

中於須磨とのへ致拾護置候やうにと 御意被遊、奥へ被持入候由被相咄、寔ニ冥加至極、殊更悴事迄も御尋被下候儀、何共難有次第恐入事ニ御座候、然共表向と格別相替申身振御座候間、猶又萬事宜奉頼旨申置候也、

二月廿一日

今朝新弥太老へ見舞、右之密事相咄、就而者形行種子鳴六郎殿まで申置候而者可有如何哉、此方より相巧為差出向共相聞得候而者心外之至候と及内談候処、尤之事候、弥太殿可被申入吳茂安事と承り候得共、彼方ハ鞆本田孫次郎母と従夫兄弟、此中も鞆江戸詰之事ニ付、致面談候事御座候旨咄候得ハ、於其義者直申置可然与申談罷帰候、左候処、九ツ過ニも御座候半、弥太殿私宅へ被參、只今浄光明寺連歌ニ出候得ハ、昨廿日浄光明寺江

少将様就 御發駕前 御佛詣被遊、相良甚太夫長是殿御先番ニ而被為承知候事承候間、為御知申度參候与之事ニ候訳ハ、 御位牌様御拜禮被為濟、御座之間江被為入候間甚太夫殿罷出、先規之通住持可召出哉と申上候へハ、可差出与之 御意ニ而、勿論奏者番も被罷出

居候而、 御目見被仰付、御茶并御菓子等進上茂相濟御供目付より御供揃も宜候間、奉伺呉候やう被申出候付、甚太夫殿より御供揃宜御座候旨被申上候得者、供揃暫相待候へ、其方は江与 御意有之、御座中江被進候得者、今少 御膝近迄被為召、其方ハ伊地知小十郎著候嶋津庄考者疾ニ見候半、是ハ如何力有之候哉と御尋被遊候間、成程先年一見為仕事有之、彼者全駄多年蟄居仕候ものにて、日本書紀初とシテ諸歴史ハ勿論、其外御國中諸旧記・系圖・文書諸郷迄も借集、大抵ハ見解罷在候ものニ御座候間、起筆候ものハ段々事証有之、當分も博識之者多く御座候間、左様之もの者何やう可申哉、私駄より中く精密ニ見受申やう御座候と申上候得者、其方共も左やう可存随分力有之、太抵一冊讀候得者相知るゝものニ候、猶又可被為讀と 御意為有之由、只今連席ニ而相良氏より被為咄、誠ニ其身之為ニ者御赦免同前と被申候間、道策為申通弥無疑事と被申聞、重疊難有次第何共恐入事ニ御座候、右ニ付、今夜相良氏へ見舞直咄承候処、何そ右ニ相替候事も無之、併右御咄之内にて其身見立候事も有之哉と被

為尋候間、著述仕程之ものハ得證據候而書立、申儀ハ何分ニ茂其向ニ趣向を立辯を付候習ニ御座候、又不審ニ疑候事などハ申消、方ニ弁を付候類ハ彼者ニ限らず、撰者多くハ其通御座候旨為被申上由、成程と御意御座候由、何分ニ茂色々之差障多きものにて、當分も至極相慎、餘程之用事等無之候得ハ、世間も不仕と為申上段細々承候間、今朝弥太老へ申談候、六郎殿迄申置事も及内談候処、随分可被宜と被仰候ゆへ、娘方へ四ツ過より參候而一宿候也、

同廿二日

今朝本田孫九郎(親字)同伴にて種子嶋家江參、六郎殿面會候処、孫九郎殿下目付之内願随分油断ハ不致与之事共細々被仰聞候、就夫些密事乍恐申上度事御座候旨申上候得者、中之間へ被為呼候付、右之形行篤与申上、誠ニ難有儀ハ無申迄茂事候得共、何分ニ茂表向之身振ニ不相當之事候而、別而恐惶之至御座候間、萬々御不都合無之やう奉頼上旨申候へハ、少も不及御懸念ニ、別而御勘弁被為在候御方ニ候間、委細承置と之返詞御座候、

同廿四日 晴

今日道策老被參、昨廿三日 大中(實)様江參詣、門外迄帰候折、磯御年寄・御側女中達船より參詣之由ニ而行逢候ま、方丈江走入、成行為知候へハ住持出迎、彼是都合宜敷被罷帰、直ニ其船より可被參上旨被誘候ゆへ罷出候處、即被為召候付拜謁被仕候得者、先日甚太夫ニ茂御尋被遊候得者、随分宜敷と為申与之、御意被為在左候而、右之内重而御書付御尋可被為在台記・百練抄・玉海なと申旧記ハ、はや御手ニ被為入御座候事とも御意ニ而往々ハ御見せ可被遊、古今戦ハ誰人之為書もの軟と被為尋候由なと被咄候間、古今戦ハ大嶋出羽守忠泰書置、原本ハ子孫盛太夫方ニ御座候旨申置候、今日ハ愛宕縁日ニ候間、如石院父子被參法務有之、青山ハ被帰候、

三月五日 晚小雨

今日ハ磯華火有之段承、徳四郎(伊地知季教)同伴、黒田氏ニ參候、道策も今夕磯江被為召於御前拜見為被仰付由、其節も御庄考中巻御持出、得佛公御誕生之件ニ東鑑・武家系圖・酒匂安国寺申状・山田聖栄自記其外之引書有之、比企尼等之事ハ何に出候哉、可相尋旨為被仰付



由、今夕花火見とシテ、児玉家姉さま於榮殿・本田仲右衛門殿家内・上原輪省老等被參、拙夫菅人ハ泊候也、

同六日

今朝帰宅也、

同七日 夜雨昼雷雨

今日平八妻おいつとの同伴、岩山氏へ參候得共、今和

泉老君御難症ニ付、玄伯留主ニて弟子一齋へ頼候て藥被貰候也、

同八日 漸霽

今日九ツ半過、

太守様御着城、少将様ニ茂前以より磯より被為入、

御機嫌能四方山之御對話被為在、於隣 舟草之 久光松壽院様・山城様・

久參彈正様御登城、今夕拙夫早泊ニ而大鐘より出勤、夜

入前、山城様などハ御下りニ而、

少将様ハ六ツ過如磯 御出被遊候也、

三月九日

今朝一番与小番江代合帰宅、同泊川上九戸殿・後醍院

喜兵衛殿也、今日道策老被參、去ル五日、磯花火ニ付

被為召、前文御尋之事御座候得共、御下国前取込不得

102

本朝武家系圖諸氏部

101

達候而、昨日ハ 御着城ニ付罷出候処、御都合を以少将様些被為下、先日之一条者尋候哉被蒙 御沙汰候間、餘り取込未承得不埒仕候旨御断申上候得者、早く尋候得と又々 御意被為在候付、何卒写具との事承候ま、東鑑へ有之事ニ候旨申置也、

同十日

今日左之通書付青山氏迄遣也、

東鑑治承五年辛丑七月十四日 為養和元年、十月十七日甲寅、御臺

所并若公自御産所入御營中云云、比企四郎能員為御母カ夫奉御贖物、此事雖有若干御家人、義員能姨母ツバ号比

初為武衛乳母、而永曆元年、御遠行于豆州之時、存忠

節餘、以武蔵国比企郡為請所、相具夫掃部允下向、至

治承四年秋、廿年之間奉訪御世途、當于御繁榮之期、

於事就被酬彼奉公、件尼以甥義員為猶子、依舉申如此

云云、

遠宗

比企掃部允

頼朝卿伊豆御座時、朝夕ヲ進セシ人也、

能員

比企藤四郎新判官

北条時政殺能員、

朝宗

比企藤内

女房者御臺所ノ召遣越後局、

時員

比企弥四郎與市兵衛尉

宗員

比企四郎

女子

笠原十郎左エ門親重妻

女子

中山五郎為重妻

女子

糟屋藤太兵衛有季妻

女子

頼朝將軍妾若狹局、一幡君之母也、

1の3

右の通東鑑にありて、掃部允遠宗か系傳にも、頼朝公伊豆におはしましける時き、朝夕を進らせし人とミへれハ、そもく掃部允が妻その以前 頼朝公の御乳母にて、永暦元年、頼朝公伊豆に御遠行の時き、忠節を存るの餘り、武蔵の比企郡を水損干損の差別なく、年貢の常租は納むへきとの請合場所にして、夫掃部允を相具し、彼方に下向し居て、治承四年の秋まで廿年の間、夫婦の働きをもて朝夕を進らせけるに、頼朝公も御成長ましく、つる鎌倉を開らかせ給ひけり、然あるに其ころハ掃部允もはや物故にて、其妻は比企尼と号<sup>ナ</sup>らへ居たるとミゆ、頼朝公それを不便にや思召しけん、むかし彼等廿年の間、朝夕に奉公せし事とも忠節をバ<sup>ムク</sup>酬はれんか為め、彼尼の甥<sup>能</sup>義員を召出さ

れ、尼の猶子と仰付られしと見得たり、左あるによて、同五年、頼朝公の御臺所 若公を御産所にうませられ、その十月十七日、はしめて御営中に 若公と出給へる時き、尼の吉例にや、猶子能員か妻をまた 若公の御乳母に挙げ申さるのゆへ、能員は其夫なれハ、御家人多き中にて、特にわけて進上まで仰付られし事を、バ右やう載せられつらんと、愚考の恐れも深けれど、博古の人にも訂たきばかりにかき置たり、

右之外、東鑑に 得佛公の能員縁座と申御事はあれとも、比企系圖などに丹後局を洩しぬれハ、何の御屬ツキかも知れかたし、さあれど御國にて世に行はる、御系圖またハ聖栄自記・御當家由来などには能員妹とあり、然はあれど、また聖栄の義員娘とかけるもあり、由来に或は義員を局の弟と書もあり、又安国寺申状・古今戦などは能員の姉ともミへ、孰か誤るハ疑なし、さありて能員は掃部允の直子にあらず、其妻比企尼の甥にて姨母の猶子と為りたること、右やう東鑑に事証あれハ、大かた丹後局も比企尼の女にて、父母に随ひ廿年ばかり豆州に奉公し居て幸を得給ふならん、さあれハ

能員の養妹なるべきを、御国の舊記は養の字を失ひ、只妹とのミ傳きつらん、かにかく蛭島にて 得佛公を孕ミませるに據て、比企尼夫婦の事と参考すれハ、俱に久しく奉公せられての事ならんと考當る事ともなり、右牀之事、近年一切禁絶罷在候へ共、極々内分任御尋如此御座候、御一覽即御火中可被下候、以上、

右之通道策老へ遣置候也、

同十三日 晴

今日四ツ前より道策老被參、昨日磯へ罷上り、御都合を以右為被遣置東鑑之拔書等 御直ニ奉備 高覽候処、篤与 御覽被遊、養妹ニ候半与之説尤成考と別而御機嫌能上、御都合ニ而此中被差上置候著述物之品立書付も御下ケ被遊候由、其砌小十郎悴不相替教寄ニ而心掛罷在ものニ御座候間、美濃紙貳三束も御戴せ被置候ハ、此品立之内書写させ、差上申筋に取計可仕向ニ被申上候由、然者 御意ニ茂其儀者御年寄岡村へ可被仰付置、少将様御立後、女中立之時分相渡、可然向ニ 御沙汰被為在候与之趣演説、誠以恐入難有次第御座候、品立

之留卷冊無存掛茂被備 御内覽被為濟、日數廿四五日

茂 御前江被留置候を、昨夕被相下候由ニ而今日拜受

仕候、尤先年

中将様為被成下美濃紙へ浄写為仕、前件ニ茂申置管窺

愚考四冊者、此節御持せ登之筈ニ御座候由、誠ニ乍恐

御遺託之一筋頓与今般無存掛茂都合ニ而

少将様御用ニ相成、本望之至御座候、調所大夫茂去ル

八日御下着、其前後ハ不相知、御咄合被為在候哉、笑

左衛門などハあしくハ不申と 御意御座候由も被相咄、

重疊難有仕合奉存事候、

同十四日

少将様今日ハ八ツ前より 御本丸江 御帰殿、大鐘過

磯之様 御帰り被遊候由、喜十郎事去ル十一日より国

分内村江内蔵様御家内中湯治見舞ニ罷越、今夕方御同

伴帰宅候間、直ニ列立新納家へ參候、四ツ時分帰る也、

同十五日

今日六ツ半、御供揃ニ而、磯館より

少将様御發駕、御馬印計にて五ツ時如 御本丸 御帰

殿、四ツ時 御立被遊候由、拙者事大橋へ罷出奉拜候、

四ツ後より茶摘なり、

同十八日 晴

今日道策老磯へ被罷出候得者、御年寄岡村殿其外女中

達、去ル十四日ハ決而道策可參筈と

少将様御待被遊候へとも御參り不被成、晚景 御本丸

より 御帰り被遊候而、道策今日ハ御殿ニ無隙躰ニ被

為見候間、不得參候半与 御意被為在候由、右ニ付被

仰付置候美濃紙三束被相渡候付、彼宅まで持帰り被置

候間、取ニ遣候やう被申聞、難有承知之仕、即下人太

郎召列青山家へ差越、直ニ致頂戴帰候、尤喜十郎江写

方為致追々差上筈ニ候、極々御内密之事也、若哉寛永

軍徴など冊数多候而及不足候ハ、又可被召下ケ与之

事ニ御座候よし、寔ニ難有仕合御座候、

同廿二日 曇

今七ツ後磯永氏へ見舞候処、此間より一刻罷出度乍存、

去ル十四日より不塩梅ニ而不能其儀候、記ハ十三日、

少将様御附御小姓井上正太郎殿暇乞として被參、称名

墓志と忠元勲功并家筋大概被相返候由、忠元勲功云々

ハ大奥女中方へ御格護之本を於御用部屋写方被仰付、

御持登り被遊候付、此本ハ先被相返与之事ニ御座候由、

其序に伊地知殿御名前者能御聞通被為入 御意ニ茂油

断ハならぬ、御国ニ茂珍敷もの罷在と 御沙汰御座候

向ニ、右御小姓為被申与之物咄孫四郎殿へ被相咄候由、

誠ニ難有恐入次第御座候、夫より娘ふき所、又ハ新納

家なとへ見舞婦宅候得者、留主江道策老被參、今日者

磯之御側女中其外御附御年寄岡村殿など明廿三日出立

ニ付、暇乞とシテ參謁被仕、先日御下ケ被成候美濃紙

御写物出来次第差上候やう可仕筈ニ口合置為申与之趣、

拙者へ申達與与と喜十郎へ為被申置段、致傳承候事、

未五月十八日

悴喜十郎事、御家老調所笑<sup>(ハ)</sup>左衛門殿より御趣法方御用

人海老原宗之丞殿より、高麗町橋并吉野橋御作事方前

橋々御掛替ニ付、掛被仰付難有御受申上、毎朝六ツよ

り暮六ツ過まで日勤いたし候、此儀海老原氏見立ニテ、

名高キ小十郎悴ニ候得者、何角可辨達与之御吟味有之

為被仰付段、御趣法方書役植村仲藏殿より悴内分承為

申由、何其恐入次第候事、

六月

愛甲新右衛門殿より被為見候間写置、

<sup>(義弘)</sup>松齡様

<sup>(家久)</sup>琴月様

台命、被遊 御渡海、慶長三年十月朔日、於泗川大明

勢御取合候処、八万餘級御打取、御吟方<sup>(味方)</sup>ニ志、兩人之戰

死ニ而、格別之被為得御勝利、既ニ當年貳百五拾年ニ

相當候付、右戰死之者御祭被下、次ニ者敵方之儀ニ者

候得共、数万之亡靈御施餓鬼被遊可被下、就而者於伊

集院妙圓寺修行被仰付筈候得共、邊土之儀ニ茂有之、

彼是不弁利、其上

貫明様御儀肥前名古屋迄被遊御出陣、為被遊 御指揮

御事付、於妙谷寺修行被仰付導師福昌寺へ被仰付候付、

十月朔日迄之内引寄せ、修行被仰付候条可申渡候、

<sup>(弘化四年)</sup>六月

<sup>(調所弘徳)</sup>笑左衛門

鹿兒島衆 市来清十郎家綱

帖佐衆 瀬戸口弥七重治

右式人子孫市来清十郎殿・瀬戸口八郎右衛門殿ニ茂拜

禮等被仰付候由ニ候、尤當年ハ泗川并番船戰死等貳百五十年相當候事者、前以より道策老などへ兼と相咄候趣も有之候処、番船等不及御祭候儀ハ寔ニ御殘多御事と奉存事候、

六月廿六日 雨

今日者海老原氏より喜十郎へ一刻參具候やう被申遣候付為參由候得ハ、橋方御用談ハ一通りニ而、當分ハ御親父さま御外出被成候哉被相尋候付、用事毎ニ者何方ニ茂參候得共、御番外ハ餘り出不申由為申由候、然者宗之丞殿御幼年之比ハ、先兄玉四郎兵衛と別魂之竹馬ニて、彼ハ御甥に御座候ゆへ同伴遊ニ參、此比御疎遠打過候得共、全躰右次第御旧識之事候間、上方最寄御出等之序ニハ、必御立寄被下候事ハ不相叶哉為被申候よし、喜十郎より、是ハ難有事御座候、申聞候ハ、決而罷出御礼申上筈と為申由、左候得者、於其儀者早キ方宜敷、可成ハ今夕御出被下やう、夫迎會而不及御改服等ニ、御無音さらへ序押掛一寸御出可被下旨、段々叮嚀被仰聞候連一刻立寄申聞、直ニ吉野橋御修甫場江帰務いたし候間直相仕舞、大鐘過より誰茂無同伴海老

原氏内玄関へ參懸り候処、宗之丞殿被氣付被呼入罷通、打絶無音之挨拶、且悴喜十郎被召仕被下候御礼、いつそ拜謁申上度乍含打過、背本意候事共演述、無程法元氏被帰候間、書院上之間江被相招、菓子・茶・吸物・銚子・取肴兩三種ニ候、四方山之舊話相濟、拙者横目勤より黨敗ニ連座被仰付、當分之身分相成迄之始中終申兼儀候得共、成行語聞せ候やう被申候付、右躰覺之通逐一致演述候処、近年又著述物御用之一件茂御座候由、此事も被尋候ま、去ル六月、大目附座書役折田十郎より新納弥太右衛門御内用ニ而、私と心安由候間、著述物段々被致居候由大目附衆御聞及、皆様被成御覽度思召候付、必々無残被差出候やう、尤何そ格別あしき事ニ茂有御座間敷、可成被差出やう御達可被成向ニ承知ニ而、私方へ承之候間追と取揃、十月迄ニ六拾餘冊差出置候旨申候へハ、其内へ寛永軍徴と申茂御座候由、冊数何程ニ而當分ハ何方江有之候哉と被尋候間、貳拾卷貳冊と覺申候、右御役々御覽被為濟候後、御記録奉行平川宗之進之御記録所へ被持下ケ候而、新敷箱出来、御入付鎖占ニシテ、奉行得能氏と相切封相成、

兩人ハ勝手出入(可レカ)見躰ニ而、餘人ハ不相成躰ニシ

テ有之哉ニ承傳、弥実正之事ハ承不申と申候得ハ、軍

徴之冊数者直ニ被書留置候、且享保之比、田中諸右衛

門上原・宮原氏等ニ被仰付候時分之御手當賦帳、當田

中清右衛門方へ相殘候茂見及候事申候得者、是茂被書

留置候、左候而、酒盃被相開候節、如此何角受御教示

候間、是非盃者私より相始くれと頼ニ承候へとも致固

辭、拙者頂き候、一汁・兩菜・飯まで被出、初而之事

殊ニ看迎も持參不申、痛入候饗應御座候、軍徴差出候

已後、見聞及脱漏候茂於有之者(②)圖書集置くれとの旨

も、又海老原家先祖代之事も被相頼、其夜四ツ過帰宅

候事、

七月二日

南林寺無參和尚今以妙谷住寺にて、今日福昌寺大施餼

鬼ニ被參迎拙宅へ被立寄、此節朝鮮戰死御祭被下候事

被仰出候咄被致候間成程承、寔以追遠之 御仁德奉感

服事御座候、就夫近比奉恐入事候得共、朝鮮戰死貳百

五拾年相當候ものハ、先日被仰付候市來・瀬戸口計ニ

茂無御座、外ニ番船破之戰死等多人數有之、被殘置候

而者、適厚 思召之程不洩渡、子孫之者共手廣人氣ニ

茂相掛可申義哉と、乍恐奉存事候旨及密話候処、尤成

事候、自分ニハ此義何事茂被伺候間、何ぞ旧記ハ無之

哉被申候付、征韓録差出し、大略ハ此本ニ茂見得候、

篤与可有御覽と借遣候、被持行候事、

一其後川上孫太郎殿喜十郎迄御修甫御仕舞より、必立寄

候やう申遣為參由候処、前件六拾餘冊箱共 御手本御

用ニ付差出候様御記録所へ去ル廿七日比被仰渡、奉行

得能彦(通古)左衛門殿直ニ為持被罷出、御用部屋江被差出候

事、無別条与之密話書役ニ罷出候身近者より承傳候間、

先々結構之御事と内通有之候由、忝より茂左やう成立

候哉、此義ニ付而者、親ニ茂先日些夢等敷事為有之哉

承居候、即可申聞と厚一禮申置罷帰候而、拙者ニ茂申

聞せ、誠ニ無存掛茂難有仕合候事、

七月十日 晴

今夕 御本丸早泊出番之筈候処、法元(元題)六左衛門殿・松

山隆阿弥殿被參筈候旨、磯永孫四郎殿より一昨日被申

遣置候間、三原九兵衛殿へ頼合置、尤後日返番之筈ニ

して待居候処、四ツ後より法元・磯永來話にて、松山

不被參、終日閑談有之、豚汁・飯・酒共出し候、拙者

同廿三日

著述物御用部屋江箱共出候咄なと有之候間、模様者不知哉相尋候得共、何分ニ茂 御手元ニ為上事候得者、

今日法元氏被參候間右之事尋候へハ、平田直次郎殿と夕部參候て、久し振御著述之寛永軍徵致拜見候、御

難相知向ニ六左衛門殿咄茂承候、夜四ツ過皆帰り也、

前より折掛之革箱ニ御切封ニて、海老原氏まで其日為被相下ケ由、宗之丞殿より承候与之咄也、

一其後土持岱助殿・村田平内左衛門殿なと右之事共聞傳、如祝儀被參、幾日比ニ候哉、岱助殿二度目來話之節、

同廿七日

有馬武左衛門殿妻と高崎順慶妻ハ兄弟ニ而、順慶當分御伽之御時計師ニ候処、

今日海老原氏役座まで、此間ハ被召寄段と難有、其後御禮ニ茂不罷出、心外之事共名札を以申述、且軍徵江

太守様此頃寛永軍徵節ニ被遊 御覽、是ハ現在其時之實録ニ候由、御意被為在候事共武左衛門殿被相咄候

可補入事之内、古來御閑狩之考相成事共写集、一封ニシテ持參、是も被差上可給旨申置、黒田平八頼事ニ付、

事、武左衛門より直ニ承得候間、軍徵弥 御手元ニ出為申事者、別条無御座と被咄聞せ、寔ニ乍難有儀恐入

重久圓右衛門殿・川畑清右衛門殿所へ一刻ツ、差越、夜五ツ半過帰宅候処、左之通御觸為參よし八郎右衛門

次第御座候、

殿へ頼写置候逆拜見之、

七月廿二日

今夕早泊ニ而出番候処、白尾理右衛門殿今夜ハ引前ニ

3

伊地知八四郎

候得共、海老原宗之進と同伴、咄聞ニ參答ニて海老原

奉 伊地知小十郎

へ誘候得共、彼ハ不相調、客人為有之様子ニ候、自其獨參候向ニ被申候ゆへ、客ハ誰ニ候哉と尋候得者、法

丸田源五  
赤塚吉右衛門

元六左衛門殿なと、承候との事也、

二階堂與右衛門



右、明廿八日四ツ時御用之儀候間、麻袴致着用可被罷

出候、病氣他行等候ハ、名代可被差出候、以上、

(弘化四年)

七月廿七日

平田善太夫

同廿八日 晴

今日者本より御番日ニ而、引前ニ者候得共、四ツ前より小番所へ罷出相詰居、四ツ打候時分月番御用人座へ罷出、平田善太夫殿江御届申出、多人數之事ニ而廊下江相扣居候処、九ツ時分御用人座上之間御床之脇より町田式部殿・桂岩次郎殿初、御役人・小番・新番・御小姓與等列座之上、善太夫殿御取次を以笑左衛門殿より被相渡候由、左之通承知仕候、

笑左衛門殿より被相渡候御書付之写

松齡様

琴月様順天等ニ而番船被遊 御破候節、戦死之者共段々有之、當年貳百五拾年相當候付、泗川戦死之者共御祭被下候段被

仰出置候付、其節一同御祭可被下候、左候而、導師其

外都而先達而被

仰出置候通被仰付候、且戦死之者共子孫へ拜礼等被仰

付候条可申渡候、

(弘化四年)

七月

(調所広郷)  
笑左衛門

小番

伊地知小十郎

右者、別紙を以申渡候、御祭被下候節、席順諸士・郷士・家来と一列ツ、可相詰候、左候而、御當地江不在合、又者病氣・幼少等難罷出者者、身近親類より名代相動候様被仰付候事、

右通、銘々貳通ツ、書付善太夫殿取束、式部殿江被相渡、御待下り可有配受旨皆共同様承知之、即退席於廊下拙者ニも右之通拜受仕、御礼廻り之事承合候へハ、調所家并平田氏へ參候方宜旨承知仕、小番所へ參折柄、磯永氏登 城見掛候付、御番所へ招寄せ、名札等頼認、如左、

私先祖於朝鮮戦死仕、當年貳百五拾年相當御祭被下候

段被 仰出、且子孫江拜禮等被仰付、難有仕合奉存候、  
右御禮參上仕候、

(弘化四年)  
七月廿八日

(季迄)  
伊地知小十郎

右札持參、調所殿玄関江參上いたし、自其草牟田之平  
田善太夫殿所迄參候処、二階堂與右衛門殿被追付、同  
道ニ而城ヶ谷越五代氏門前ニ而相別れ、拙ニハ直左衛  
門殿此中中風等敷被煩候事承候間見舞、八ッ過帰宅、  
即 富山様御牌前へ右次第難有事共致拜告候、尤家内  
中ニ茂拜聞為仕候、諸郷・一所家来等迄多人數ニ而、  
地頭所取次、用頼之人など迄段々申渡有之、皆共同喜  
之筈也、

一 今夕七ッ過より磯永氏同伴下之、上荒田法元氏江咄可  
參兼約ニ付相誘、高麗町當分替橋より相渡、六左衛門  
殿未被帰段承、川俣作之丞殿江見舞、留守ニて奈良原  
助左衛門殿所へ暫立寄、大鐘過より法元氏へ參候得ハ  
未被帰、甥之字左衛門殿方ニ而相咄、無間茂六左衛門  
殿被帰、彼之家江參り、今一人之甥川村与十郎殿も被  
出甚長話相成、遠方且今日ハ城ヶ谷越等茂致候付、可

泊旨頼ニ任被申一宿、磯永・拙者・亭主三人蚊屋ニ入  
卧一睡、直大鐘鳴皆覺候間、曉天回途却而宜候半与打  
立候得者、六左衛門殿ニも海老原氏へ御用之儀候間、  
可同伴与被打立、列立上之園通より肥田河原西田橋に  
通、六ッ時千石馬場にて竹下清右衛門殿門外被出候ニ  
行逢、山川臺場方參居候へ共、昨夕二階堂(行徳)志津馬殿へ  
相付帰宅と六左衛門など立談、夫より磯永ハ伊勢殿角  
相別、六殿へハ大橋にて相別候、暫ハ吉野橋喜十郎木  
屋ニ立寄、戦死之御書付中村新助殿も被為見候、左候  
而、六殿江此中頼置候軍徴江可補入事共、或者著述物  
差出候砌之品立扣留、且海老原氏先世見當之事共書集  
一封ニシテ、今朝持參候而可届与之事被申候間、宜御  
傳聲可給頼置、別去帰宅也、

同廿九日

今日九ッ時分、六左衛門殿平田氏へ參候得共、未被回  
候迎被參、今朝御一封相届候処、宗之丞殿別而之悦喜  
御座候旨被相咄候折から、海老原氏より預使札内座ニ  
而開緘、左之通、

其以後不能拜願候得共、残暑無御隙御康居珍重御儀奉  
存候、然者先日ハ御光駕被下忝奉存候、且御持參之御  
一封將亦法元氏江御附託之御一封ハ今朝相達、いつれ  
も拜見、當時段々旧記取しらへニ相掛、大ニ力を得候  
事而已、殊ニ多年御骨折之御著述ニ付而茂同断、実ハ  
天之賜と存居候事御座候、態与委曲ハ不申上候、扱御  
咄申上置候私家系之事迄も不被捨置、御抄出之御書付  
拜見、御厚意不浅奉拜謝候、猶宜御願申上候、私方書  
留凡左ニ申上候云々、

右旁取込中以乱毫申上候、宜御高察可被下候、随而ぶ

た一折任到来不取敢進覽仕候、以上、

(弘化四年)

七月廿九日

海老原宗之丞  
(清熙)

伊地知小十郎様

七月晦日

今日ハ右為一禮海老原氏へ可参含之處、来客無間茂打  
過居候得ハ、晚景又預手簡候、其趣者一寸与御咄申上  
度儀御座候間、於御透ハ御入来被下度、乍然何も今晩  
ニ為限儀ニハ少も無御座候、只今罷帰候而乍差掛得

御意候旨被為申越候間、直相仕舞、夜入過役座へ参付  
候得者御用談段々被参居、先刻より扣居候由川畑清右  
衛門殿より承語居候内、暫間茂有之、税所七郎右衛門  
殿相濟被帰、夫より松岡十太夫殿被帰、兩人共一刻相  
咄、其間ニ川畑相通り、何欵書付出候計ニ而直帰り、  
拙者へ可参旨承罷通り、上之間江被招寄、昨日之謝禮  
旁申上候処、笑左衛門殿御逢被成筈候間、手前可致同  
伴、左候得共、明日者八朔、夫より三日迄ハ飛脚立候  
間相過候上、夜之方可被宜と承候ま、何共恐入難有  
次第御座候、私事四日者泊番ニ相當候旨申候得者、左  
候ハ、五日可然と承、其通御受申上置、尤初而参上  
ニ付、肴ニ而茂進上可仕と相伺候得ハ、箸肴ニ而茂可  
然と承候、返々寛永軍徴あれ程編立候事格別之御大切  
御座候、如此不被集置候得者、御代々御備立等頓与  
無稽之事ニ可相成与殊之外被為褒美候、初発ハ記録文  
ニ茂編述之企仕候得共、追々古証拾集無際限候間、只  
材木寄せニシテ集置、柴薪ニて不及材木もの迄も載せ  
置、煩敷御座候旨挨拶仕候処、却而柴之内ニ茂見所有  
之と被申候、扱また昨朝法元ニて一封上候内ニ、岩崎

口御藏江被納置候嶋原城乘互之證文等、惣而御手元御用ニ差出せ候迎、極々内分拜見被仰付、数十年流涎候現在之正本、無思掛茂手觸候事共、不思議之事と奉存旨奉敬謝候、其外難有儀共難申述候、古文書大略者讀通候得者、殊外深更相成、此夕茂吸物・銚子・取肴・湯麵等出候、九ツ半過比ニ茂候半、罷婦何角相語中、八ツ聞て寢入候事、

八月三日

新納家江參上、此節戦死子孫拜禮為被仰付人数磯永氏持參ゆへ、借用写之、

〔兵吉忠次〕

桂岩次郎

〔源左衛門久政〕

町田④式部

〔西市之丞〕

柏原④左□太右衛門

〔平太時益〕

木村平之丞

〔彦十郎安屋〕

逆瀬川玄高

小番

〔与右衛門重行〕

二階堂与右衛門

〔民部少輔重堅〕

伊地知小十郎

〔甚兵衛盛清〕

財部甚兵衛

〔利七重種〕

赤塚吉右衛門④左

〔源太左衛門隆重〕

大河平源太左衛門④原

〔治部左衛門忠絃〕

御小姓與  
伊④地知〔集院〕九郎右衛門

〔新三郎重次〕

伊地知八四郎

〔民部左衛門忠光〕

奧次郎兵衛

〔十郎頼清〕

敷根越右衛門

〔弥七左衛門忠純〕

丸田源五

〔種兵衛貞親〕

木場傳内

〔大膳廣〕

奈良原助七

〔孫九郎幸孝〕

白尾藤右衛門

〔三学房重実〕

〔米良養玄〕

〔廣瀬六介〕

〔和田源太兵衛〕

〔源六忠高〕

出水郷土  
阿多静悦

〔伊尻休兵衛〕

伊藤傳後左衛門

高岡郷土

〔治部左衛門重長〕

箕輪次郎吉⑥田 吉⑥太

〔東市正親正〕

入田五郎左衛門

谷山

〔四郎左衛門〕

帖佐才兵衛

鶴田郷士

〔平次郎〕

祇答院弥九郎

嶋津左膳家□身⑥隨

帖佐預郷士

〔三学房重実〕

米良孤峯院

田布施郷士

〔九郎左衛門忠包〕

丸田喜右衛門⑥左

蒲生郷士

〔宮内左衛門實種〕

竹内次郎兵衛

穎娃織部家隨身

鹿兒嶋郡吉田預郷士

〔休兵衛政秀〕

鎌田仲之丞

東郷郷士

〔嶋津けさ菊臣〕

関甚四郎

〔吉兵衛〕

木脇仁左衛門

〔同〕十郎右衛門

〔同〕源作

〔同〕大膳

〔同〕彦右衛門

〔同〕久作

〔同〕仲介

〔同〕久次

〔助七郎実昌〕

〔将監篤義〕

〔七郎為乘〕

〔けさ菊臣〕

〔平右衛門忠信〕

〔與介〕

〔吉蔵〕

〔北郷作左衛門三久臣〕〔門脱力〕

〔勝右衛門久兼〕

〔兵吉忠次臣〕

〔加賀〕

後藤仲左衛門

東郷半兵衛⑥留

草富郷八

白石善太夫⑥左

中村喜右衛門

四本次郎太

古川満右衛門⑥左

嶋津内匠殿家来

〔三郎次郎通達△〕〔秋水貞助〕

〔源四郎家教〕

〔孫九郎幸孝〕〔老岐孫助〕

〔与八郎△推貞〕〔鳥居泰蔵〕

〔式部親續〕

〔五右衛門頼利〕〔丸目五右衛門〕

〔与介長兼〕

〔桑原休右衛門〕

〔徳右衛門重昌〕〔老岐盛右衛門〕

嶋津播磨家来

北郷清五郎

桂岩次郎家来

深川清次郎

〔同〕市十郎

〔同〕角助

海老原源四郎

松本矢四郎

北郷作左衛門家来

〔三久臣〕喜平

竹下伊左衛門

長束十郎家来

〔二郎武次〕

有村金藏

〔本文御問合之趣相達候、對番船戰亡之者、本文子孫名前者肩書致朱書候通ニ御座候、外ニ左桑之人數同様遂戰死候處、子孫不相知、或ハ跡絶、又ハ依科家被召禿候〕

※1(行間)

久富木佐吉

伊尻八郎

山口源六篤宗

井口清藏

猿渡兵部左衛門

猿渡掃部兵衛信豊

伊地知與兵衛重次

山下十左衛門武主

嶋津けさ菊家臣  
伊地知仲右衛門

脇岡源助

堀源太

奥源助

船頭之弥助

一慶長三年十月朔日泗川戰亡之者二人

鹿兒嶋衆市来清十郎家綱

子孫小番  
市来清十郎

帖佐衆瀬戸口弥七重治

子孫御小姓衆  
瀬戸口八郎右衛門

右之通御座候間、此段及御報候、以上、

(弘化四年)  
未八月八日

寺社方取次衆

※2(行間)

〔御付札

可為申出之通候、

八月 笑左衛門

※2 九月廿一日

右者、朝鮮於泗川戰死并番船御破之節戰死之者、且敵

※1

方之亡靈をも御祭被仰付候付、右御日取ニ御施餓鬼御執行被仰付度旨申出候事、

朝鮮御征伐之節戦死之もの共、此節於妙谷寺御祭御

施餓鬼可被成下旨被仰渡候付、左ニ取しらべ申出候、

一御日取、別紙を以申出候、

一當日早朝御粥、諷經、

一五時大乘妙典、

一同時御点心、

一午時御施餓鬼、

一同時大拈香、

一同時御半齋達行、

一衆僧式百人、

右之通勤行可仕候、

貫明様

松齡様

(久保)  
一唯様

琴月様

右御四靈様、白木板 御位牌御出来被仰付、御法

名書入之上、御施餓鬼棚江 御安置申上候而、御味

方戦死之者共并朝鮮人数万之亡靈御施餓鬼可被仰付哉、於其儀者御家老衆 御代參被仰付方ニ茂可有御座哉、

一御施餓鬼付而者、寺社奉行寺社方取次詰被仰付度候、

一衆僧江朝粥一汁一菜之御賄而度可被成下候、

一御施餓鬼棚飾用供臺其外出来物等、別紙を以妙谷寺より申出候間、向々江出来方被仰付度候、

一戦死之者共子孫拜禮被仰付候旨被仰渡置候付、昼一度

一汁一菜之御賄被成下方ニも可有御座哉、

一御施餓鬼棚供物并衆僧且戦死之者共子孫等、御賄其外

諸品者御物計被仰付候而者、向々御役場をも出役いた

し、御面働筋ニも相抱候付、都而寺計被仰付、應入目

候御銀前以可被相渡哉、又者入目料以後返銀被成下方

ニ茂可有御座哉、

右之通、太抵福昌寺大施餓鬼等之準例取しらへ申出

候間、何分御吟味次第候事、

※3 (行間)

一御付札

都而しらへ之通被仰付候条、御代參人柄之儀者、追而可申

渡候、

八月

笑左衛門

8 一銀五拾枚

一白米五石

妙谷寺

右者、朝鮮泗川又者番船

御破之節戰死之者其外御祭被下候旨被仰付置候付、

右之通被相渡、供物并衆僧且戰死之子孫等、御賄其

外都而寺計被仰付候条、此旨可被申渡旨寺社奉行江

申渡、可承向江茂可申渡候、

但御位牌其外曲物方出来方御物計被仰付候、

八月

笑左衛門

9の1 口上覺

私共事朝鮮

御陣中戰死仕候者之子孫御座候処、當年貳百五拾年相

當、来ル廿一日、於妙谷寺 御祭被 仰付、私共ニ茂

當日相詰且拜禮等被 仰付候段承知仕、難有仕合奉存

候、依之 御位牌様江為御香奠白銀壹兩宛獻納仕度奉

存候間、御見合を以被仰付被下度奉願候、此旨被仰上

可被下儀奉願候、以上、

未九月十二日

赤塚(真躬)吉右衛門

財部(盛徳)甚兵衛

伊地知(季安)小十郎

寺社奉行所

※(行間)

「御付札

本文願之通、令免許候条可申渡候、

九月 寺社奉行

右之通、磯永氏江相頼認候而、内分内蔵様へ頼上差

出之置、

伊地知小十郎

右御用之儀有之候間、明日四ツ時當座江可罷出候、以

上、

9の2



(弘化四年)  
九月十六日

寺社奉行所

同十七日罷出候処、来ル廿一日刻限朝六ツ半時、昼一度御賄被下候旨被仰渡候、十八日茂御用ニ付罷出候処、着服麻袴之旨被仰渡候、右献納之儀者吉右衛門嫡子赤塚彦太郎殿方江被相下ケ候由、拙者江持参也、

九月廿日

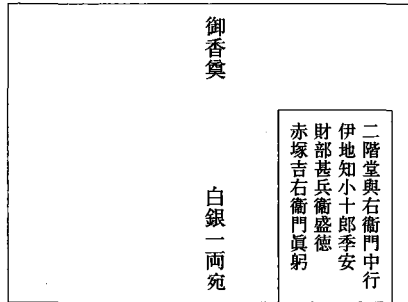
一今日月番御用人より、八ツ前御用名代猪俣休次郎殿承知写被呉候、左之通、

10

於朝鮮戦死之者共、於妙谷寺御祭被下候付、子孫詰席等之儀、於泗川戦死之子孫者番船戦死の子孫列相離頭ニ相詰、拜禮も其順ニ罷出候様、且子孫より御禮之儀、翌日御小姓與以上者自身罷出、御用人江相付申上、郷士者其所地頭より申上、家来者主人より被申上、主人より者自分之御禮も相兼可被申上候、左候而、詰之御家老・寺社奉行宅江者一同自身罷出、私之御礼申上候様被仰付候条可申渡候、  
(弘化四年)  
九月 (調所広郷)  
笑左衛門

11

一同廿一日、鷄鳴より飯焚共申付、未明より徳四郎へ髪共為結、彼是相仕舞、正六ツ時打立、清次郎供ニ召列、坂中ニ而赤塚彦太郎殿追付、坂之下ニ而海老原宗之丞殿出合同伴、六半比妙谷寺ニ参着、方丈江寺社方出張有之罷出候、御届申出献納銀之儀者左之通、



折裏ノ下ニ此通付紙也、料紙小奉書、

御右筆見習川上孫太郎殿ニ頼認之、

獻納

御香奠 白銀一兩宛

右一步銀包水引ニテ結、

二階堂與右衛門中行  
伊地知小十郎季安

財部甚兵衛盛徳

赤塚吉右衛門眞躬

同廿二日 晴

右通ニシテ、寺社方取次兼江差出置、廻廊脇ニ小番・  
新番・御小姓與扣所と御座候処江相扣、五ツ時勤行相

初候比より、戦死之子孫詰席と有之座江前文名順之通

相詰、谷山皇徳寺と伊集院妙圓寺唱文相濟、福昌寺導

師被相勤、御賄茂客殿ニ而大形名順之通主客ニ列座、

一汁三菜、御菓子ハ小餅二ツ・饅頭三ツ計ツ、被成下、

諸勤五ツ時より七ツ半過まで相濟、泗川戦死之一列市

来清十郎・瀬戸口八郎右衛門・市来十左衛門相濟、自

其桂殿・町田殿・御役人三人、二階堂・拙者其外順々

獨礼 御棚前之疊、一重目寄合、二重目小番・新番・

御小姓與、三重目郷土・家来と一人ツ、罷出、家来者

無刀ニ而拜禮相濟御暇被下、尤御家老調所笑左衛門殿、

寺社奉行川上東馬殿久尅、御側御用人海老原宗之丞殿・豎

山守衛殿、御記録奉行勤得能彦左衛門殿など、寺社方

取次・書役・横目、御徒目付・進達掛等被相勤、其外

自分拜詣之人数僧侶四百人餘茂為有之欵、大鐘時分帰

着候、何共難有仕合、筆舌ニ難述御座候、

今四ツ時麻袴着用ニ而登城、御用人鎌田刑部殿正江相  
付、昨日於妙谷寺朝鮮戦亡御祭為被下旁之御礼申上、  
調所殿江罷出候、

12

昨日者於妙谷寺朝鮮戦亡御祭被下候付、私ニ茂相詰  
御香奠銀献納ニ而拜禮被仰付、且御賄等被成下、重  
疊難有仕合奉存候、右ニ付從 是様茂戦死之者江御  
香奠金迄御備為被下段承知仕、別而難有次第奉存候、

右旁為御禮參上仕候、以上、

九月廿二日

伊地知小十郎(季安)

右之通持參、調所殿廣郷より金子貳百疋、外海老原・豎  
山両家ハ百疋ツ、被為備候由、同文様字ニシテ御礼申  
上候、川上殿へ其事省キ、餘ハ同文ニ而八ツ時帰宅也、  
此日八ツ過より新内蔵様・東郷一介殿御列立、今般新  
納弥太右衛門殿飯嶋地頭為被仰付祝として御出ニ付、  
私ニ茂被相誘、直に麻袴着同伴申上差越、座付挟肴ニ  
而盃取替有之、鶏汁ニ而飯、夫より暫ニシテ種々取肴

右ニ付、廿三日四ツ時分月番御用人座江罷出、刑部殿江御届申出候処、四ツ過御目付種子嶋次郎右衛門殿・岩下弥之助殿引進ニ而、於敷舞臺刑部殿(ママ)御取次を以、左之通笑左衛門殿より被相渡候御書之写、

小番

伊地知小十郎

右者、内分御奉公方等被障置候得共、別段之

思召を以 御赦被仰付候条、御格之通可申渡候、

出、酒盃随意、各盃及寛話、菜飯埋豆腐ニ而四ツ過何も辞回、堅馬場北郷殿辻より相別帰着候処、如左七ツ半時分御觸ニ而九郎八殿被写置、尤奉字相掛為被申由候、

伊地知小十郎

右御用候間、明廿三日四ツ時麻袴着用ニ而可被罷出候、

以上、

(弘化四年)  
九月廿二日

鎌田刑部(正純)

(弘化四年)  
九月 笑左衛門(調所広總)

右通、難有承知仕御禮申上退席、即御用人座書役二木清十郎殿相頼、御礼廻札書調貫退出、左之通廻勤、

嶋津豊後殿久・嶋津壹岐殿(久成)・末川久馬殿平久・調所笑左

衛門殿・嶋津石見殿浮久・喜入多門殿通久・椋山伊織(久成)・二

階堂主計殿・川上東馬殿・嶋津主殿久・取次御用人

鎌田刑部殿、外ニ大番頭嶋津右門殿・町田監物殿久・

嶋津求馬殿久此御宅為御禮廻勤いたし、大鐘時分帰着

候、尤内藏様御方ニ茂罷出、成行之御吹聴與様方へ申

上、娘ふき所へ寄午飯給候、宅へハ段々祝客肴等到来、

別冊ニ記之、

私事、内分御奉公方等被障置候得共、別段之 思召を以 御赦被仰付難有仕合奉存候、右御礼参上仕候、

伊地知小十郎(季安)

一同廿四日、興国寺御墓参いたし、冷水大橋氏、城ヶ谷

安田氏ニ參帰候、法元氏・磯永氏為祝九ツ半比より被參、青山氏も追付被參、皆飯共出候、七ツ過より法磯同伴出立、武之三尾崎内蔵様別庄へ當分東郷一介殿借居ニ付、此中より約請ゆへ磯永同伴ニ而參上候処、内蔵様・弥太郎殿・平田八郎太夫、享主ニハ松崎平左衛門殿被參居、跡より南林寺被參、妙谷寺祖州被參、種々饗應⑨後緩話ニ而、四ツ半帰着候、

一 同廿五日暮時分より、海老原氏被頼置候濱田氏一件ニ付參候、前件之御礼茂厚奉謝之、五ツ時罷帰候、

一 九月晦日八ツ後、御側御用人座書役内田八郎次殿立寄候而、拙者事明日猪飼鋤太郎殿高香より御用之由、吉野橋

江喜十郎詰居候所へ為知為被申由早々申遣候、無間茂左之通、

伊地知小十郎  
右御用候間、明朝日四ツ時麻袴致着用可被罷出候、

以上、

(弘化四年)  
九月晦日

猪飼鋤太郎高香

一 十月朔日四ツ時罷出、書役内田八郎次殿頼御届申出候

処、今日ハ御一門嶋津山城殿・嶋津内匠殿名代息又初、八郎殿

御家老調所殿、御側御用人海老原宗之丞殿など御用ニ

而、御軍役方被召建一件御承知等相濟、已後九ツ時於

御側御用人座右鋤太郎殿御取次を以、

笑左衛門殿より被相渡候御書付之写

17 一 御徒目付

一 役料米貳拾四俵壹斗

小番

伊地知小十郎

右之通被仰付、役料米被下置候条可申渡候、

(弘化四年)  
十月

(調所広兼)  
笑左衛門

右通承知、内田八郎次殿同伴鳴子口罷通、御膳所御徒目付當番山田四郎兵衛殿など江、今日同役被仰付難有仕合奉存旨、右御書付相添届申出候処、四郎兵衛殿同伴ニ而御用部屋山口直記殿御詰所并書役詰所・御膳番座・御小納戸衆詰席・御側御用人座・御趣法方等へ罷

出、今日同役被仰付候御禮申上、八ッ後迄御膳所へ相  
詰、御暇御禮として調所殿并取次御側御用人猪飼殿初、  
左之通廻勤いたし候、

- 笑左衛門殿
- 有川勇馬殿
- 種子嶋六郎殿
- 吉利仲殿
- 伊集院織衛殿
- 二階堂志津馬殿
- 高田金之進殿
- 豎山武兵衛殿
- 友野市助殿
- 田中善左衛門殿
- 海老原宗之丞殿
- 鈴木清八殿
- 種子嶋加次右衛門殿
- 御徒目付同役
- 中山佐五右衛門殿
- 坂元平左衛門殿
- 高田十郎右衛門殿
- 猪飼御太郎殿
- 平田直之進殿
- 嶋津兔毛殿
- 井上逸作殿
- 相良甚太夫殿
- 伊木七郎右衛門殿
- 森川利右衛門殿
- 猿渡彦左衛門殿
- 山口直記殿
- 名越彦太夫殿
- 坂本休左衛門殿
- 上原善助殿

覚

新納次郎九郎殿 竹下覚之丞殿  
 山之内庄之丞殿 山田四郎兵衛殿  
 堀孫太夫殿 河野新助殿  
 隈崎喜三左衛門殿 木場増太殿  
 川上十郎兵衛殿 東郷吉左衛門殿  
 丹生弥市郎殿 大迫八右衛門殿  
 衾寝孫兵衛殿  
 御用部屋書役  
 與倉彦八殿 和田助七殿  
 種子嶋休藏殿 ○湯地市兵衛殿  
 四元助左衛門殿 伊東正兵衛殿  
 ○四元喜兵衛殿 伊集院新之助殿

右人数大略廻勤、大鐘時分帰宅、親類中、近所中段々  
 為祝儀来客、何れ茂酩酊獨立、尤家来山中金蔵より三  
 絃彈共差贈、賑々敷候也、  
 一同二日三日、四ッ時御膳所へ出勤いたし候、

一 御徒目付

一 役料米貳拾四俵壹斗

一 持高拾五石

一 當年六拾六歲

一 居所上之原坂元村之内借地

右者、私事今日御徒目付被仰付候付、明細書為御見

合此段申上候、以上、

十月朔日

伊地知(季冬)小十郎

口上覺

私事、今日御徒目付被仰付難有奉存候、依之御序之節、

誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉

頼候、以上、

十月朔日

伊地知(季冬)小十郎

右貳通、御用部屋江同役を以入御内見、御側御用人衆

へ二日ニ差出、同四日迄四ツ八ッ出勤、別星ニ而頼合

せ廻勤いたし候事、

同五日 晴

夕詰とシテ八ッ前出勤、上原善助殿江代合初而證印いたし、印鑑帳江印形并花押共致し、大鐘比大迫八右衛門殿江次渡帰宅也、此日嫡孫小次郎宮詣ニ而、冷水より猪八殿夫婦、八次郎殿孫本田孫九郎為祝被来候、左之通 御觸參候由、写有之、

伊地知小十郎

右御用候間、明六日四ツ時麻袴致着用可被罷出候、以上、

十月五日

海老原宗之丞(清熙)

一六日四ツ時、御膳所へ罷出刀等頼置、御趣法方江罷出、書役植村仲藏殿を以御届申上候処、四ツ後宗之丞殿御取次を以左之通、

笑左衛門殿より被相渡候御書付之写

御徒目付

伊地知小十郎

右者、御軍役方掛被仰付候条可申渡候、

(弘化四年)  
十月  
笑左衛門(講所弘總)

右通致承知、御趣方(法脱力)二階致下座候処、同日、

得能彦左衛門 稅所七郎右衛門

田中清右衛門 法元六左衛門

野元源五左衛門 川崎四郎左衛門

右者、御軍役方取調掛被仰付候条可申渡候、

(弘化四年)  
十月  
笑左衛門(講所弘總)

有馬衛守

右者、御軍役方兵道御役者被仰付候条可申渡候、

(弘化四年)  
十月  
笑左衛門(講所弘總)

右外、御家老座書役勤伊集院七之丞・染川喜三左衛門・

迫田甚助此衆ニも同掛為被仰付由承、冥加至極難有次

第御座候、拙者者即御膳所江參、右御書付を以當番丹

生弥市郎江申出、日記ニ被写載、自其御用部屋山口直

記殿并書役衆方江御届申出、御側御用人衆ニ茂同断申

出、御禮廻茂有之ニ付詰席退出、法元氏同伴、調所家より嶋津豊後殿・嶋津内匠殿・嶋津山城殿・海老原宗之丞殿御宅へ為御礼罷出候、

私事、今日御軍役方掛被 仰付、難有仕合奉存候、

右為御礼參上仕候、

伊地知(季安)小十郎

右、廻勤相濟婦宅飯仕舞、七ツ後海老原氏へ右人数御用ニ付罷出可申旨、於 御城承候間罷出候処、得能氏・

稅所氏・田中氏・法元氏・野元氏・川崎氏・拙者迄七

人之筈候処、得能氏一人者調所家へ御用有之闕席、餘

ハ出揃、宗之丞殿より、段々此度御軍役方被召建候

御趣意之程細密演述被致、何事も差はまり、此人数無

腹臆令一致候而、致全備候様申談可相勤旨篤与致承知

候、左候而、御座建迄之間、銘々宅別勤ニ而存寄之事

共取しらべ、来ル十一日持集之筈ニ承知いたし相濟、

すまし吸物・差身居付・取替し盃いたし、味噌吸物・

菓子五組・飯迄出候而、四ツ過罷歸候、

一同七日五ツ半比ニ茂候哉、御用之儀有之候間、只今宗

之丞宅江可罷出旨被申遣候間、即平服ニ而罷出候処、

同人膝近被呼参候処、笑左衛門殿より私事達 貴聞、

兼而困窮之段被 聞召上、極々御内分ニ而御金五拾兩

拜領被仰付候間、親子兄弟同役たり共一切不相洩やう

可相慎旨詔而承知、誠以冥加至極難有拜戴仕、御礼申

上退出、尤調所家江参上御目通相願、御直ニ御禮可申

上旨、若御留守も候ハ、海老原宗之丞御取次を以承

知仕候儀、別而難有次第奉存候、右御礼罷出候趣を以

取次可申上向ニ預教示退出、自其御膳所江罷出、宅別

勤被仰付候間、別星之届當番江申出、直ニ御里通より

調所家へ志し参懸候処、笑左衛門殿御興ニ知覽裏門先

ニ而御辞宜いたし、御役座へ罷出、御用達田中半蔵殿

江取次、今朝海老原氏ニ而承知仕候儀、別而難有仕合

奉存候、御禮参上仕候旨、宜御披露奉頼趣達置候、左

候処、半蔵殿より志布志調所家由緒書致持参答候得共

迎被相渡、請取帰候、

同九日

今夜田中氏より被次渡候、左之通、

26

各事御用之儀有之候間、明十日暮方より草牟田笑左衛

門殿別業へ可被罷出候、此段申達候、以上、

(弘化四年)  
十月九日 海老原宗之丞

税所七郎右衛門殿

田中清右衛門殿

伊地知小十郎殿

追而無間違順達可有之候、

右拜見いたし、翌十日朝、税所氏ニ徳四郎江持参、服

合之事共尋遣候、左候処、税所氏海老原氏江被相伺候

得ハ、麻袴可然与之事承候、

一十日七半比、税所氏被誘来候得共、終日来客ニて仕舞

未調候間、田中氏へ御待被下度申置、直相仕舞参候へ

ハ被待居、三人同伴別業へ参上、暫致徘徊候内海老原

氏茂被参候付、内玄関より参候処、得能氏・野元氏被

参居、追々出揃之上、用達引進ニて笑左衛門殿御目通

ニ罷出、名順就席拜礼候処段々御挨拶有之、此節御軍

役方掛被召建候付、

太守様深 思召之御訳細々承知被成候、 御意之訳段



〓御直達拜聞仕、誠ニ冥加至極恐入次第御座候、竣而御吸物すまし味噲貳ツ・御銚子・御取肴・御菓子出、御盃不残被下、段々御咄申承、折角御頼被成与之御口氣ニ而、宗和膳ニて御膳被下、夜九ツ過御暇いたし、海老原氏ハ四郎か迫より駕籠ニ而被帰、拙者并田中・税所三人其外川崎氏新上橋ニて相別れ、得能氏・野元氏ハ柿本寺下ニて、田中氏ハ吉野橋ニて、税所氏ハ不断光院下ニて相別れ帰宅、相卧候得ハ八ツ鐘打候事、

同十一日 晴

七ツ後より税所氏へ見舞、留守ニて直ニ海老原家へ参候処、得能氏・野元氏被参居、無程川崎・税所・田中被参揃、先日申談之通、銘々存慮書立互ニ見廻し、得能氏皆被請取候、段々吟味相濟、吸物・銚子・飯迄出、四ツ過罷帰候、尤御座立之時分ハ前日可被仰渡与之事ニ而退出、帰宅九ツ鐘候也、

写

吳国方御手當之儀者以前より被定置候得共、段々不連續之儀茂有之、急速出張相調兼、勿論天保之度 公義

28 御軍役方  
 一御名代

御觸渡之通、蠻夷之諸國者専大炮等相用候付、和漢戰鬪之向と相變、殊更當時之御手當者古来より之御國風ニ相背候廉々茂有之、旁以 思召不被為叶候付、多年被遊 御工夫、大中様 貫明様 松齡様御時代之御軍法を基本ニ相立、和漢之作法用捨斟酌いたし、一家之流儀等不泥、何れも宜ニ随ひ取調、外国防禦之御手當致全備候様可致取扱、左候ハ、猶又御直可被遊 御差圖旨被 仰出候、

(弘化四年)  
 十月

嶋津山城殿  
 嶋津内匠殿

右、近年御領内より(並カ)長崎其外江每度吳国船来着ニ付、  
 従

公邊援兵等可被 仰出儀茂可有之候段被仰渡候、付而者不時出張被仰付儀茂可有之候付、右之通被仰付候、左候而、此節

思召之訳有之、御軍役方被召建、御役々被掛置御手當

向取調被仰付候間、御用之節、出席御用被承届候様被仰付候、

右之通、内匠殿江者名代嶋津又八郎殿江御名代嶋津(實忠)讚岐殿ニ而被仰付候条、表方江致通達、奥掛御勝手

方江も可被達候、

(弘化四年)  
十月

(調所広郷)  
笑左衛門

29 御軍役方  
一副御名代

嶋津豊後殿

右者、近年御領内より(並力)長崎其外へ毎度吳国船来着ニ付、  
從

公邊不時出張被仰渡儀も可有之候付、右之通被仰付、

左候而、御名代出張之節差副可被差出候、乍然兼而

御城代被仰付置候付、御留守之節者別段之事ニ候、

且此節

思召之訳有之、御軍役方被召建候付御手當向之儀、調所笑左衛門申談、致吟味候様被仰付候、

30 御軍役方  
一惣奉行

調所笑左衛門殿

右者、此節 思召之訳有之、右之通被仰付候、左候而、御軍役方被召建候、付而者 御趣意之旨細々被仰付置候通、

御先代様方 御家流基取調勿論、御手當向之儀專致主宰、萬端不行届之儀無之、屹与御規定相立候様可致取扱候、且 御出馬御供、又者 御名代出張之節者可被差出候、

右之通、御名代嶋津讚岐殿ニ而被仰付候条、吳國

方致通達、奥掛御勝手方江茂可相達候、

(弘化四年)  
十月朔日

(島津久武)  
巻岐

31 御軍役方  
一惣頭取

海老原宗之丞

右之通被仰付候、左候而、此節御軍役方被召建候付、取調者勿論、御手當向之儀都而致差引、右江相抱候御用者、向々より申出候儀も何篇致吟味、時々可奉伺候、

且 御出馬御供、又者 御名代等被差出候節者可被召  
付旨、以

思召被 仰付候、此旨向々江可申渡候、

(弘化四年)  
十月朔日 (調所広郷)  
笑左衛門

32 御軍役方  
一御取次

二階堂志津馬

右者、此節 思召之訊被為

在、御軍役方被召建

御直ニ被遊 御差図候付、右之通被仰付候、左候而、

御軍役方江茂時々致出席、御用取扱何篇達

御聽候様被仰付候旨名代、江申渡候、此旨向々江可申渡

候、

(弘化四年)  
十月朔日 (調所広郷)  
笑左衛門

33 一御軍役方

右者別段

思召之訊被為

在、右之通被召建候条、向々江可致通達候、  
(弘化四年)  
十月朔日 (調所広郷)  
笑左衛門

34 一 此節御軍役方被召建候得共、吳國船掛之儀者是迄之通

可相心得旨申渡、可承向へも可申渡候、

(弘化四年)  
十月朔日 (調所広郷)  
笑左衛門

右之通、弘化四年未十月朔日被仰出、尤季安江御徒

目付被仰付候同日ニ候故、後日新納弥太右衛門殿本

借得写于此置也、

35 御軍役方御座之儀、驚之間・次之間江明後十七日被召

建候条掛之面々江申渡、可承向江茂可申渡候、

(弘化四年)  
十月十五日 (調所広郷)  
笑左衛門

35の1 別紙之通被仰渡候間、此段致通達候、以上、

(弘化四年)  
十月十六日 (清照)  
海老原宗之丞

35の2 右之通致承知候間、此段御問合申進候、以上、

(弘化四年)  
十月十六日

野元源左衛門

田中清右衛門殿

税所七郎右衛門殿

伊地知小十郎殿

右、田中氏より次来候間、税所氏へ次渡候なり、

十月十七日

一今日五ツ過、麻袴着用ニ而登城、一刻御膳所江罷出、

今日より御座立被仰渡候間、別星御申可被下旨當番同

役江届申出、於桃之間田中清右衛門殿・法元六左衛門

殿取合同伴いたし、五疋立前之入口より罷通、御舞臺

御中門より鏡之間罷通、鷺之間・次之間江御座被相建、

海老原宗之丞殿御用部屋之方より出席座配等被相定、

硯箱并筆紙墨、小刀・水滴・御用算司等被相渡、御城

代豊後殿・御家老笑左衛門殿・御側御用人吉利仲殿久

御出席、初而之御座立ニ付、為御祝御銚子・御取肴等

被成下、笑左衛門殿・豊後殿御盃銘々頂戴、其座席如

左、

鷺之御額

縁類	口通	豊後殿 笑左衛門殿	伊地知小十郎 川崎四郎左衛門 法元六左衛門	新納八郎太 伊東正兵衛	入口
	口通	御舞臺庭	川崎四郎左衛門 法元六左衛門		
縁類					

右通座配ニ而、御膳迄一汁一菜頂戴いたし、平日出勤

等者次之間圖之通相勤、有馬氏事御座立之日計被罷出、

御用之節々出勤之筈ニ被仰付、大鐘時分一統退出候事、

一毎日四ツ時早目出勤、大鐘退出之筈候事、

一取調掛人数より、朝出夕詰順番被相勤、拙者儀者火之

前并鑰箱御茶道部屋江毎日首尾いたし、且御数寄屋よ

り火鉢・茶家・茶碗等借物出入、起炭、次茶取入等之

證印都而拙者一人ニ而いたし候、

一 御軍役案文差出等之受込、左之通被仰付候事、

小番・新番

得能彦左衛門

一番組

税所七郎右衛門

田中清右衛門

二番組

大身分相中勤

三番組

法元六左衛門

四番組

野元源五左衛門

御兵具方

五番組

川崎四郎左衛門

六番組

伊地知小十郎

御納戸

御船手

御廣敷

御作事

物奉行所

御厩

金山奉行付

御細工所付

御数寄屋

御臺所付

御春屋付

右諸座付與力等都而小十郎首尾、

十月廿八日 雨 霰 間と霽 別而寒天

御流儀大砲吉野原ニ而調練ニ付、前霄鷄鳴より稽古場江相集、惣勢繰出之節、田中清右衛門殿同伴吉野実方茶屋へ憩居、得能・野元取合惣勢跡より登山、御名代嶋津山城殿・嶋津内匠殿、副御名代嶋津豊後殿、惣奉行調所笑左衛門殿、惣頭取海老原宗之丞殿、大目付二階堂主計殿、御側役勤吉利仲殿(久延)、御用人伊勢雅樂殿、御納戸奉行有川勇四郎・三原藤五郎、其外掛御小姓與番頭不殘諸御役々多人数被差登せ、珍敷調練有之、三男徳四郎ニ茂劍銃隊ニ而相勤、此中鑄製有之候五十ポントと申大砲法元六左衛門殿討方被相勤候、日本ニ而如此大砲初而と申事候、何事も首尾能、尤怪我等一人も無之相濟、大鐘時分ニ候哉、帰宅中途貴賤如雲霞、不能細述也、

十二月十五日

一周防殿山城殿御事・内匠殿今日御登 城、御禮濟御軍役方江御出席、御家老笑左衛門殿御取合ニ而御目通被召出候、拙者罷出候節、小十郎事茂取調掛同様混与差はまり致精勤候段被仰上、恐入次第御座候、

弘化五年申正月

四月朔日

一元三茂不及廻勤長詰如平日相勤、

豊後殿江戸御詰とシテ御出立、為御暇乞出勤掛参上、

一同四日、二階堂志津馬殿昨夕江戸より被為下着、今日

今日より税所氏・法元氏・田中清右衛門殿宅ニ別勤、

より御出席、

同十二日

一同十一日、吉利殿當御役ニ而御側役勤被仰付候、

周防殿御家老座并御軍役方江御出席被仰出、

一廿一日、笑左衛門殿其外御役々、御兵具所御藏之 忠

同廿二日

久公御已来之御鎧・御旗等不残御拜見被為成候付、我

二階堂志津馬殿大目附御役勤方は迄之通ニ而寄合被仰

々ニ茂拜見被仰付候事、

付、御高三百石拜領被仰付候、

二月三日 晴

一川崎四郎左衛門當正月八日比より病氣候処、今曉養生

太守様蒲生御差入ニ而福山方 御巡見、

不相叶御届也、

同十八日

同廿四日

桜嶋藤野より磯御仮屋ニ 御帰殿、

今日致出勤居候処、御側御用人座より御用と承罷出候

同廿四日

得者、御觸左之通、

御流儀大砲、於磯館下調練有之、 御覽、徳四郎ニも

野戦筒打役相勤、拙者共ニ茂御側役等棧敷より拜見、

奉 伊地知小十郎

尤御賄被下候、

三月十五日 曇

以上、

海老原氏より今和泉家之東福ヶ城別業被借受、取調掛

四月廿四日

豎山武兵衛(利氏)

御役々一會終日御用談、夜五ツ時分退出候事、

右通御用御座候間、奉字可書旨書役衆より承知候付、  
 觸番筆墨借受前文通書候而詰席へ參、形行調掛人数江  
 申達候得者、一統より祝儀承候、左候而、八ツ迄ハ如  
 平日相詰候処、海老原氏より何角御祝手當茂可有之被  
 仰聞候付、是迄御座立より一日茂無懈怠出勤、一刻逆  
 も御暇申上候事も無之候得共、相頼御暇仕帰掛、壽松  
 軒様御靈前江申上帰宅候処、今日吉野御馬追ニ付、徳  
 四郎其外於友・小次郎など通見物とシテ差越、留守ゆ  
 へ徳四郎呼ニ杉頼遣候、磯江者孫九郎殿頼遣、おふき  
 江者林寢彦右衛門殿へ傳言相頼、追々聞集、兎玉家姉  
 さま初、喜十郎・平八・内田武兵衛殿など内祝いたし、  
 諸手當相濟候、

四月廿五日 晴

今日五ツ半比罷出、如毎詰席江參、野元氏ニ頼置、御  
 側御用人座へ罷出、豎山武兵衛殿江御届申上候而相扣  
 居候処、御使番御記録奉行勤平川宗之進殿茂久米殿御  
 差圖ニ而、同様武兵衛殿より御用候逆被罷出、四ツ時  
 御供目付江田平藏殿・迫水孫次郎殿引進、唐子之間ニ  
 罷通、平川氏より被召出、助教勤被仰付退出有之、自

其拙者被召出御座末より拜禮候処、豎山武兵衛殿・相  
 良甚大夫殿列座、武兵衛殿よりは江与被呼相進禮伏候  
 得者、左之通、

39 一御記録方添役

一御役料米三拾五俵

一御藥菌奉行勤

一御軍役方取調掛

伊地知小十郎

右之通御役被 仰付御役料米被下置候、

右、御格之通可申渡候、

(嘉永元年) (調所広城) 笑左衛門

四月

右通、武兵衛殿御取次ニ而致承知、御書付頂戴退席、  
 即江田平藏殿案内ニ而御用部屋へ罷出、御内證より之  
 御禮申上候、笑左衛門殿・志津馬殿・吉利仲殿被為詰  
 居候、目出度と御挨拶承之、御膳所并同席御徒目付詰  
 所ニ茂形行申出、當番より被写置、御側御用人座・御  
 趣法方江も御札罷出、自其熊之間江帰席、右御書付海

老原氏・得能氏始取調掛中江致吹聽、一統より祝詞承  
 之候、彦左衛門殿同伴ニ而御記録所江罷出、奉行橋口  
 今彦殿、添役汾陽彦次郎殿・木場次右衛門殿、見習東  
 郷半之丞殿・奥勇藏殿・伊藤彦助殿・近藤三左衛門殿  
 被勤居、右御書付ニ而致吹聽候處、直ニ被書写候、彦  
 左衛門殿より書役左近允清兵衛殿・野崎喜三左衛門殿  
 江廻勤、口上書・誓詞願明細書等認方被頼呉、其間ニ

御藥園江差越、奉行川口諸右衛門殿・五代孫次郎殿・

高木孫市殿江右形行之届申出候、即被写置、寺社方江  
 茂立寄内藏殿江吹聽、御記録所へ帰着、彦左衛門殿廣

中ニ茂被及相談、直同伴ニ而御座之間并御庫内拜見認  
 物も相濟候間、列立御軍役方江掃席、明細書老通者直

ニ御用部屋江、老通者御側御用人衆ニ、誓詞願者御小  
 納戸衆江差出、八ッ後宗之丞殿より廻勤も可有之致御

暇可然と承候間、難有同席中江頼置退出、尤家来山中  
 袈裟次郎と清次郎兩人召列左之通、

〔十五〕 嶋津周防殿  
 〔十〕 嶋津圖書殿

〔五〕 嶋津石見殿

〔九〕 嶋津内匠殿  
 〔十一〕 嶋津壹岐殿

〔十二〕 末川久馬殿

40 覚

〔三〕 調所笑左衛門殿  
 〔六〕 椀山伊織殿  
 〔十三〕 川上東馬殿  
 〔八〕 喜入多門殿  
 〔七〕 二階堂志津馬殿  
 〔三〕 二階堂主計殿  
 〔二〕 右御宅并取次御用人豎山武兵衛殿・海老原宗之丞殿宅  
 〔十六〕 江廻參、暮前掃宅候処、親類・近所・家来共迄長幼男  
 女八拾余人祝會、賑々敷酒宴及鶏鳴候事、

一御記録方添役

一御役料米三拾五俵

一御藥園奉行勤

一御軍役方取調掛

一持高拾五石

一當年六拾七歳

一居所上之原借地

右者、私事今日御記録方添役・御藥園奉行勤・御軍  
 役方取調掛被仰付候付、明細書為御見合此段申上候、

以上、  
 (嘉永元年) 申四月廿五日

伊地知小十郎 (季安)



口上覚

私事、今日御記録方添役・御薬園奉行勤・御軍役方取調掛被仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

(嘉永五年)

申四月廿五日

伊地知小十郎 (季安)

一 今日高奉行安田助左衛門殿ニ茂御軍役方取調掛被仰付候事、

一同廿六日廿七日、麻袴ニ而出勤、席中江相頼、

御用之儀候間、明十九日四ツ時可被罷出旨、豊後殿依

御差圖申達候、以上、

(嘉永五年)

八月十八日

伊地知小十郎殿

伊木七郎右衛門 (常政)

右通、嘉永五子八月十八日七ツ半過承知御請書、

御用之儀候間、明十九日四ツ時可罷出旨、豊後殿依

御差圖被仰渡趣奉長候、以上、

(嘉永五年)

八月十八日

伊木七郎右衛門様

伊地知小十郎 (季安)

同十九日 晴

一 四ツ前罷出、如常御軍役方江刀等相掛、御側御用人座

江罷出候處、今日伊木氏出勤無之、高田十郎右衛門殿

江御届申出、四ツ過於唐子之間右之十郎右衛門殿并猪

飼鯉太郎殿列座引進メ、御供目付徳永助右衛門殿ニ而、

十郎右衛門殿御取次を以、左之通御役替被仰付、御受

御礼申上候、

43 一 御記録奉行

一 御役料米六拾三俵

右之通御役替被

仰付、御役料米被下置候、

右御格之通可申渡候、

(嘉永五年)

八月

(島津入宝) 豊後

伊地知小十郎

右通難有被仰付候付、即御軍役方梯子下迄安田助左衛門殿呼下候処、皆無残被述祝儀候、御用箱調分之義ハ野元三左衛門殿へ頼置、直ニ御記録所へ罷出、奉行上村休兵衛殿、添役町田孫一郎殿・榎本新兵衛殿・伊藤彦介殿其外見習衆など江御書付差出、七拾相越、御格式等多端之御役席、今更逆も稽古者参間敷候間、萬々頼入候旨趣申述、萬端上村氏町嚀ニ致世話被具候、尤明細書旁書役左近允清兵衛殿書認被具候、

## 覚

一 御記録奉行

一 御役料米六拾三俵

一 當年七拾壹歳

一 持高四拾三石九斗八升

一 居所坂元村之内上之原借地

右者、私事今日御記録奉行江御役替被仰付、難有仕

合奉存候、明細帳為御見合此段申上候、以上、

(嘉永五年)

子八月十九日

伊地知(季安)小十郎

## 口上覚

私事、今日御記録奉行江御役替被仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(嘉永五年)

子八月十九日

伊地知(季安)小十郎

私事、今日御記録奉行江御役替被仰付候、此段申出候、以上、

(嘉永五年)

子八月十九日

伊地知(季安)小十郎

私事、今日御記録奉行江御役替被仰付、御役料米被下置難有仕合奉存候、御禮為可申上参上仕候、以上、

〔御用人江者致伺公度候、以上〕

(嘉永五年)

子八月十九日

伊地知(季安)小十郎

右認濟、上村氏同伴登城、御用部屋江罷出、御側役豎山武兵衛殿江相付、御内證より之御禮申上候、御側御用人座ハ高田十郎右衛門殿江御礼申上候、豊後殿被為達候筋、御供目付迫水孫次郎殿より承之退

出、八ツ前より御座御暇、左之通廻勤、

御城代

嶋津豊後殿

御家老

喜入多門殿

御家老

末川近江殿

若年寄

嶋津右門殿

大目附

鎌田圖書殿

江戸

川上筑後殿

御家老

嶋津石見殿

同

榎山伊織殿

若年寄

嶋津求馬殿

大目附

川上矢五太夫殿

取次御用人高田十郎右衛門殿

右通廻勤、大鐘時分帰宅、祝客段々有之、細事別冊留置、

伊地知小十郎

右御用候間、明日四ツ時可被罷出候、以上、

(嘉永五年)

子八月十九日

山口直記(利起)

同廿日

一御用部屋江罷出御届申出候処、此中橋口今彦殿御取次

古傳之秘説、丑五月草橋被成候、御届廿六日直記殿迄申出置、同廿

二而被仰付置候御用筋、直記殿方江致首尾候様被仰付

九日式日便より御中途迄被達、御内聽答之由、切紙ニ而承置

候間、調方出来次第可差出、左候ハ、江戸江直記殿

より被差上筈ニ被仰付候旨致承知候、今日茂玉海拔要

と題し、廿枚計ニシテ愚考ハ朱書ニテ持參仕居候、當

御役江御代替為被仰付ニ付而者、同役江茂為見置可差

上哉相伺候処、初發一人江為被仰付事候間、夫ニ者及

間敷旨致承知候付、直ニ差出候、左候而、國史館江出

勤、八ツ後退出、末川家江兩種御祝為被下御礼罷出、

三原藤五郎殿江御礼同断、留主ニテ候、

同廿一日 雨

一今朝五ツ時出宅、岸喜右衛門殿江兒玉氏拜借之願ニ參

頼置候三原氏江參御禮申述、早川務殿・井上正太郎殿

江茂參、拜借御書物之事共申置出勤、今日机相立、硯

箱等一通再撰方跡座へ相建之候、八ツ後江田五郎左衛

門殿・上村休兵衛殿・橋口与一郎殿・黒田嘉右衛門殿

宅其外磯永孫四郎殿所なと廻勤候事、

同廿二日 大風雨

一今日大時化ニ而八ツ不相聞得、七ツ前御下退出觸も出

候よし相知御暇ニて罷帰、晚景早川務殿宅へ暇乞差越

候、別勤等是迄之通可相勤事、御立前御混雜候間、御

立後可被申出向ニ山口直記殿為被申与之内通茂密々

被申聞、祝酒可被振舞(トカ)被留候へとも末川氏へ參候付

申断相別、暮過より近江様へ罷出、北条織部殿・本田下総殿初、兼而御心安衆計參上、四ツ過御暇乞罷帰候、

同廿三日 晴和

四ツ前出勤、已刻御北門外矢來御門之前江今日より江田五郎左衛門殿出勤、上村氏・拙者其外添役・見習順席之通罷出、御發輿被為通候を奉拜禮、早而八ツ後

新納氏・川上四郎左衛門殿・大迫源七殿・山口直記殿・

佐多佳八郎殿など廻勤、大鐘比より末川近江様御方へ

御祝儀罷出、上席嶋津下総殿・嶋津藏人殿其外兼而參

上之面々賑々敷御祝にて、四ツ過罷帰候、

同廿四日 晴

今朝興国寺へ御墓參、夫より出勤、今日豊後殿より同役上村休兵衛殿御用にて、拙者事此中より 御前御用

被仰付候事有之由候間、是迄之通ニ而相仕舞候までハ別勤ニシテ、當番等ニ不及やう席中申談可然、左候へ

共、何ぞ吟味事ハ為聞候而、連名等者同様いたし可被

宜与之向ニ承知為被仕由、席中被相弘メ候事、就而者

宜御頼申入段口述仕置候、重疊難有奉恐入候次第御座候、今日ハ鹿籠屋しき大山清太夫殿・川上式部殿・榎

本新兵衛殿・田中源五左衛門殿・小森新之丞殿宅廻勤、夫よりおふき所江立寄、帰掛豊後殿御方へ御礼參上、

御目通相願度御座候へとも、明日より御私領御暇にて

被為越よし、御混雜殊更御客被為在候付、段々難有被

仰付候御礼為旁參上候由、取次ニ相頼、暮前罷帰候事、

一安政二年乙卯四月未便より、玉海治承四年子九月ニ、

彼宮子ニ称三宮有幼少之人、以件宮父高倉宮存命之様、

風聞為有之事相見得義ニ付、此宮達御兄弟八人被成御

座候内ニ而、三宮ニ被為當候御方ハ 御元祖様ニ餘

程相當申様御座候、其年之七月ニ者伊豆江被為越、其

後 頼朝公と右之三宮と駿河に為被成御座事共、第一

之證據ニ可有御座、就而者水戸本ニ者右通御座候得共、

堀本茂同様候哉、為念山田氏江見合可被下旨頼越置候、

返答六月朔日書翰、同廿六日相達候、口之方略ス、

46 今便被仰遣候趣茂奉呈

御聽候所、別而御精勤之御褒詞奉伺、夫ニ付、今般愚

弟早川務罷下候付、厚き

思召之御拜領物茂御座候由、扱々結構之御事奉恐悅候、  
あまり嬉しさのま、極御内々得御意候、尚此上折角  
〳御精勤奉祈候、先々御用答旁此段申上度、恐惶謹  
言、

(安政二年)

六月朔日

(為正)  
山田壮右衛門

伊地知小十郎様

一同晦日、早川務殿朝四ツ前着、直登 城之由、左候処、

伊地知小十郎殿

御小納戸

御用之儀候間、明朝日四ツ時麻袴着用ニ而可被罷出候、

以上、

(安政二年)

六月晦日

右通、於御記録所拜承候間、御受いたし候事、

一卯七月朔日、御納戸江罷出御届申上候処、於唐子之間

之筋ニ而、於御側御用人座之上間名越彦太夫、御小納

戸伊集院藤九郎・早川務席詰、藤九郎御取次を以御紋

服拜領被仰付候、江田五郎左衛門同様、前以於御近習

番所銘々一人ツ、務より老拙事者 御前御用段々精

勤仕候付、別段出格之 思召を以拜領被仰付段、訊而

承知之上右通拜領仕、御禮廻之儀者駿河殿江御届申上

置候間、彼方と御月番へ可申上、外者名越氏へ可参旨

承之、則駿河殿江参上候処、其通御聞被置、本より御

月番ニ候間、外ニ及参間敷与之御事御座候間、拜領御

品懸御目厚き御歡承之、於本田氏飯共給、早川務殿へ

見舞、右御礼名札にて申置一先帰宅、家内中ニ茂拜見

為仕候、

十文字御紋付

一生龍文御上下

十文字御紋附

晒薄探御帷子

十文字御紋付

一紋紺茶丸裏付御肩衣

一着

壹ツ

右通難有拜領候、名越彦太夫殿并伊集院藤九郎殿へ廻

勤、御禮申上候、帰路末川家江参上、御禮申上候事、  
一同二日中、急便より山田壮右衛門殿迄御禮申上候事、  
口上  
私事、今日  
御紋服拜領被仰付難有仕合奉存候、右為御禮参上仕候、

以上、  
（安政二年）  
卯七月朔日

伊地知（季安）小十郎

一 巳八月十九日、御藏別勤方江相勤居候処、下総殿より用達宇都宮清太殿被差遣、御用談之儀被為在候間、明日八ツ後御宅江罷出候やう、承之候間奉畏候旨御受、宜敷御取成給度即答申上候事、

一 廿日八ツ後罷出候處、御目通被召呼、御席末へ罷通御禮申上候得者、御膝本江被為召、先日我等 御前江被為召、御城下名家山田・龜山、無格其外藤野等之類、極内密急速ニ調方小十郎江可申付旨、御直承知被為在候間、左様御座候ハ、於私宅可申付旨奉伺候得者、其通可然与之 御意御座候趣を以無私取調、諸人茂致氣服候やう第一与被仰付、奉畏候旨御受申上（行カ）、暫御咄申承罷帰候事、

一 安政四年丁巳九月七日 大鐘時分、

御用之儀候間、明八日四ツ時可罷出旨、登殿依御（島津久包）

49の2

差圖申達候、以上、  
（安政四年）  
九月七日

伊地知（久徳）小十郎殿 嶋津主殿

私事、御用之儀候間、明八日四ツ時可罷出旨、登殿依御差圖被仰渡趣奉畏候、以上、  
（安政四年）  
九月七日

嶋津主殿様 伊地知（季安）小十郎

一同八日朝出ニ付、五ツ過御記録所へ罷出、本座朝出橋口与一郎殿ニ而御藏別勤方茂致明方、橋口氏江頼置、御城江罷出、月番御用人右之嶋津主殿殿江御届申出、廊下江扣居候内、黒田平八ニも麻袴ニ而罷出、四ツ時御袖判之下江廻居候様承、則彼所へ参居、無程主殿殿杯出席習礼一篇いたし、四ツ過相成、御家老勤御城代（島津久徳）伯耆殿・駿河殿・登殿御列座、御側役名越彦太夫殿、御目付大嶋盛太夫殿席詰ニ而、主殿殿引進（⑤退）ニ而、敷舞臺繰違涯より疊三帖計罷出、御列座之方江角掛御禮仕候処、上席登殿よりは江与被召、御膝本江一帖計之所

50 一御使番

一勤方は迄之通

江進出拜伏候処、御意と被仰せ、

伊地知小十郎

右者、古御文書調方被仰付置候処、別而骨折致精勤、  
老年ニ茂罷成候付、旁之御取訊を以、右之通御役替被  
仰付、御役料米是迄之通被下置候、

(安政四年)  
九月 (島津久包) 登

右趣御讀聞せ、御書付被為渡ニ付、少進出拜受御禮申  
上退座、自其直ニ御使番役所江罷出、詰合御使番志岐  
藤兵衛殿・新納四郎右衛門殿・猪俣為右衛門殿・江田  
五郎左衛門殿ニ而候、右御書付差出何角頼入候処、被  
写取被相返、五郎左衛門殿同伴御用人衆江相伺、御家  
老座へ罷出、二之間敷居越拜禮退出、大目附座江同伴、  
月番御目付江相伺、席末より拜礼、自其御用部屋江罷  
出、御側役豎山武兵衛殿江相付、御内證より之御礼申  
上候、早而御使番座へ立寄下 城、御記録所へ罷帰、

51

同席中へ御書付差出御礼廻、折掛明細書等認方書役左  
近允清兵衛杯へ相頼置、別勤座へ帰行、於何方茂一統  
承祝儀、無程折掛禮札被認遣、尤於 御城江田氏江召  
列候供廻之事承候処、御省略中兩人之家来ハ一人ニ而  
相濟、草履取一人・鑓持一人、合羽籠ハ雨晴次第と被  
教候付、手當方平八江達置、御用承知之一左右ニ者大  
橋八次郎殿麻袴ニ而被出居候付、承知之趣も宿許へ注  
進等頼置候処、供舞も相揃候旨申出折柄、八ッ打候ニ  
付、跡者町田氏江頼置御禮廻也、

私事、今日御使番江御役替、勤方は迄之通被仰付、  
難有仕合奉存候、御礼為可申上參上仕候、以上、  
(安政四年)  
已九月八日 伊地知小十郎

御家老嶋津登殿、御城代嶋津豊後殿、御家老嶋津伯耆  
殿・新納駿河殿、大目附頼娃織部殿、御用人嶋津主殿  
殿、若年寄嶋津隼見殿、御家老樺山伊織殿、大目附喜  
入主水殿、御家老嶋津下総殿、若年寄川上矢五太夫殿、  
大目附川上龍衛殿、此次第二可參心与ニ候処、西田橋

之邊より小雨降出し、合羽籠用立、供廻笠相用、主殿殿迄ニ而下総殿川内計相仕舞、駿河殿一ヶ所内江御目通ニ而奉謝之、今日日本田孫九郎ニも奥御小姓より御細工奉行へ轉役ニ付暫立寄、上方両川上家相仕舞、七ツ婦宅候処、児玉家姉様初、類中・近所衆、長幼ニハ四拾餘人、町田孫一郎殿ニ茂被參、賑々敷祝酒相開無不踊程ニ而、酒肴被下候者(島津忠實)・静洞殿・又四郎殿・近江殿其外別冊ニ留置也、當日山田壯右衛門殿より御内用ニ而、御書物方箱入切封被遣置祝央ニ開候処、

別冊相下候間、御請取可給候、委細之儀者御直ニ御

口合可申上候、此段御問合申越候、以上、

(安政四年)

五月八日

(九カ)

伊地知小十郎殿

御内用

山田(為正)壯右衛門

右者、御記録奉行被仰付、前により橋口今彦御取次を以、極内密被仰付置趣有之、御留守居中古書・旧記取調、秘傳島津譜図と名付編集仕置、此五月御着城涯初而御用被為聞候、翌日山田壯右衛門殿迄此通老拙

認置、(見脱カ)甚苦敷可奉備 御覽躰之本ニ無御座候得共、一先貴所迄入 御内見候趣を以差出置候而、八九日茂間を置、壯右衛門殿へ相伺候処、私も得与拜見いたし候得ハ、誠令感心御口合も不申、其儘差上奉備 英覽置候処、篤与 御覽被遊、是者がツつりやり付候、餘程骨折候半与 御感賞被為在候御事与内分被為申聞置候、左候処、今日御役替當日被相下ケ、思召之程厚く難有奉存事ニ候、

覚

一御使番

一御役料米是迄之通

一當年七拾六歳

一持高四拾三石九斗八升

一居所坂元村之内上之原借地

右者、私事今日御使番江御役替、勤方は迄之通被仰付、難有仕合奉存候、明細帳為御見合此段申上候、以上、

(安政四年)

巳九月八日

伊地知小十郎(季安)



口上覚

私事、今日御使番江御役替、勤方は迄之通被仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(安政四年)  
已九月八日

伊地知季安小十郎

右八ツ後相成、明日差出筈也、

九月九日 晴

一 今日四ツ前出掛、山田氏江見舞、昨日無存掛茂難有蒙仰候御禮申上候趣、内證御取成奉頼候、外ニ客人有之、書院江被呼入、昨日御下ケ相成候忝冊篤与 御覽被遊、随分此通ニ而宜敷候間、其後群書類従等より猶慥成事共見出、増補可致向之件忝も補訂之上、今一篇淨写程ニ書役共江為写可差上旨 御意被為在候段致承知、難有御受申上候、自其出勤、四ツ後 御城江罷出、御小納戸へ明細書差出候処、彼御役場江者誓詞之願被請取事ニ而候間、御用部屋江聞合候やうに承、伊東庄兵衛殿江持參尋候得者、随分彼方江被差出、宜与之返詞ニ而被相請取候、自其表御用人嶋津主殿殿江茂明細書同

案忝通差出、尤御使番座江も差出被写取候上、月番座ニ茂差出、大番頭座茂聞合候得ハ、直觸入為被仰付後可差出之由ニ而別勤方へ帰座、九ツ御暇ニ而町田・佐多同伴ニ而、昨日見習為被仰付千田七郎兵衛殿宅高麗町江祝儀、且老拙ハ昨日預見廻候禮旁申述、門外ニ而相別、老拙儀嶋津隼見殿江參上、喜入雄二郎宅江一刻立寄、八幡荒田江畔中より踏通、相良正之助殿被追付、椀山家・喜入家江同道參上、喜入殿ニ而相別れ、老拙ニハ主水殿へ懸御目暫相咄、帰途宮里孫兵衛宅江立寄、川畑清右衛門殿兩種祝給候禮ニ立寄、御春屋下ニ而七ツ聞、垂水屋敷江罷出、又四郎殿御方御着為被下御禮申上、於供殿御方・讃岐殿御夫婦江も罷出退出、裏門より帰掛候折柄、萩野半助殿御厩角江拙者被待居候躰ニ見受候間、少足早ニ行懸候処、小招ニ而右輿御誕生被為在候段申来り、早々罷上ル与之咄ニ付、何様哉と尋候得ハ、男兒様与被申候故、是ハ／＼と飛立相別れ、末川家江立寄合羽籠拜借、且御肴一折何れ茂さまより御祝為被下御禮共申上帰宅、留守中被見廻候札段ノ見候事、

九月十日

今朝春山弥兵衛殿・税所七郎右衛門殿など見舞、四ツ前今日迄ハ御紋付上下ニ而出勤、出掛御近習江罷出、誓詞願書付前文通御小納戸三原藤十郎殿江差出、七ツまで如毎茂相勤、讚良善助殿肴被遣候禮見舞、夫より帰宅候得者宮里孫兵衛殿被参折柄、御觸左之通、

55

知拜伏退出候、當分御頭三人、御家老登殿御當病ニて駿河殿御方へ可参旨、与右衛門殿より承候事、

御使番

伊地知小十郎

右之通御役替被仰付候付、直觸被入置候、

(安政四年)

九月

大番頭

54

折掛ニシテ

奉 伊地知小十郎

右御用之儀候間、明十一日四ツ時麻袴致着用可被罷

出候、病氣等候ハ、同格名代可被差出候、以上、

(安政四年)

九月十日

大番頭座

56

右ニ付、明細書可差出旨承候間、先日認置懷中候付、直ニ二階堂氏江差出被相請取候、自其別勤方へ罷出、御禮廻折掛書役衆江頼認候、

私事、御使番江御役替被

仰付候付、直觸被入置難有仕合奉存候、御禮為可申

右ニ付、奉字ニ而御受申候、宮里茂肴料一朱持参、暫咄帰る也、

上参上仕候、

(安政四年)  
九月十一日

(季安)  
伊地知小十郎

九月十一日 晴

一今日朝出ニ而五ツ時出勤、別勤方明方致し、書役両三人被出候付、本座朝出、川上四郎左衛門殿江頼置、四ツ時登 城、大番頭座江届申出候処、進達掛二階堂与右衛門殿引進ニ而、大番頭嶋津靱負殿より左之通致承

八ツ時御暇ニ而、駿河殿御方奥江通り御直ニ御禮申上、帰途之序ニ平方・高見馬場方等預見舞候同席、又ハ書役衆禮廻致し、夫より上方後迫之伊集院巨殿、さよミ

57の2

坂之島津鞞負殿ニ罷出、中途諸所同断見舞、暮前帰宅候事、今日山田壮右衛門殿ニ茂被見舞、留守なから内ニ座し、傳言共細々於友へ被申置候由也、

九月十八日

今日者垂水江周防殿御父子・圖書殿・静洞殿など、讃岐殿御家督御禮被為濟候御祝就御招請罷出居候処、御觸申来、左之通、

57の1

御用之儀有之候間、明十九日四ツ時可被罷出旨、伯耆 依御差圖申達候、尤病氣・旅等候ハ、同格名代可被差出候、以上、

(安政四年)  
九月十八日

御目付

伊地知小十郎殿

圖師崎良助

加藤權兵衛

御用之儀有之候間、明十九日四ツ時可罷出旨、伯耆殿 依御差圖御達之趣奉畏候、以上、

(安政四年)  
九月十八日

59の1

圖師崎良助様  
加藤權兵衛様

伊地知小十郎(季安)

右通、垂水内玄関ニ而認、御受いたし候、

一十九日四ツ時罷出、於御目付座伯耆殿より、去ル嘉永三戌年御軍賦役勤之内、一年皆勤御使番・御記録奉行勤伊地知小十郎被達 貴聞候、御褒詞御目付圖師崎良助殿御取次を以奉承知、雖有拜退、御禮廻之儀承候處、左之通、

58

私事、嘉永三戌年御軍賦役勤之内、一年皆勤被達 貴聞候旨奉承知、雖有仕合奉存候、御禮為可申上參

上仕候、

(安政四年)  
九月十九日

伊地知小十郎(季安)

右、知覽屋敷江持參、懸御目御禮申上候事、

御自分事、明廿八日

御前誓詞被仰付候間、四ツ時麻袴着用ニ而可被罷出

候、此段申達候、以上、  
〔安政四年巳〕

十月廿七日

〔追而御請書江実名相記可被差出候、以上〕  
伊地知小十郎殿 御小納戸

私事、明廿八日

御前誓詞被仰付候間、四ツ時麻袴着用ニ而可罷出旨被

仰渡趣奉畏候、以上、

十月廿七日

〔安政四年〕

追而実名者季安ニ而御座候、此段も申上候、以上、

御小納戸様

伊地知小十郎

一同廿八日四ツ前、麻袴ニ而御記録所江出勤、四打出罷出、御膳番座江山田壮右衛門出勤之間御届申出置、象之間江扣居候処、御出座、御禮席後習禮相濟、孰も銘々花押書仕舞、御家老嶋津伯耆殿、御側役堅山武兵衛殿、御小納戸頭取右山田氏、御小納戸早川務殿・伊集院藤九郎殿席詰ニ而、御小姓與番頭御側役勤町田主馬殿、御廣敷御用人川上四郎兵衛殿・土持孫兵衛殿・伊使番ニ而奉行〔奉行〕地知小十郎・榎本新兵衛殿・町田孫一郎殿・橋口与一

60

〔添役〕 郎殿・黒田嘉右衛門殿・千田七郎兵衛殿前書拜聞三度

ニ罷出、血判ハ一人宛罷出相濟、外ニ助教新納矢太右

衛門殿・宮内清之進殿・篠崎甚七殿其外奥醫師等段々

拜聞血判相濟、伯耆殿初被為立候而退席、如平日出勤、

七ツニ帰宅候事、

巳十二月十一日

一今日大番頭座より四ツ時御用御觸ニ付罷出候処、去ル

九日、上之原方限就御呼出罷出候得共、御免被成候間、

向後勝手次第可仕旨被仰渡候由、進達掛西郷壮次郎殿

より承知候事、

十二月廿日

御用之儀候間、明日四ツ時可被罷出、此段御問合申達

候、以上、

十二月廿日

〔安政四年〕

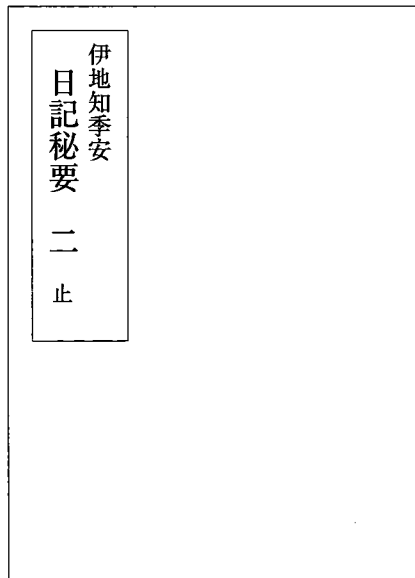
伊地知小十郎殿

御小納戸

一同廿一日四ツ時、御近習へ罷出候処、山田壮右衛門殿御取次ニ而、御前御用相勤付巴子織西洋布一端、同布

壹端御熨斗ニ而拜領被仰付候、同役上村休兵衛殿同や  
う拙者方へ被召置候、書役野崎喜兵衛殿・沖正次郎殿  
江も被成下候、山田氏へ御禮として参上候事、

(表紙)



安政五年戊午

午三月

61

先日致承知候 古御文書大凡裏打等出来候ニ付而者、  
指宿

御出前は非可被遊

御覽思召之處、色々 与 御用向御差屯被遊候間、御

帰城緩々御記録所江 御入之上可被遊 御覽、今日其

段御内達いたし置候様との御事御座候、勿論前以御

入与申訳無之、寔ニ御差掛被為入候御模様ニ御座候、

左様御心得外ニ江御口合者御見合可給候、以上、

(安政五年)  
午二月四日

伊地知(季安)小十郎殿

(為正)  
山田壮右衛門

町田孫一郎殿

御内用

午四月廿一日

一御湯治前御内達奉承知居候儀ニ付、今廿一日朝出掛、

山田壮右衛門宅江立寄、先日茂奉伺置候通、(⑨七)古御文

書裏打濟寄大抵年月順調方相濟候間、御近習番所迄私

共相付持参仕差上置、御覽被為濟候上、次第ニ引替、

右通差上向ニ茂被仰付被下候ハ、御覽之儀茂御

前之御都合次第、宜敷方ニ者有御座間敷哉及御用談候

処、壮右衛門當分出勤無之候間、御城江罷出、御小

納戸之内江形行申出可然旨承候付、四ツ後御膳番座江

罷出候処、伊集院周八・三原藤十郎兩人被相詰候間、

周八江細ニ申出候得者、伊集院中ニ泊前ニ而八ツ時ニ

者可出勤ニ付篤与申繼、中ニより奉伺候やう可取計与

之旨致承知候間、八ツ後為念中ニ江猶又直談之考ニ出

掛候処、中辻番所前ニ而、小十郎只今御用中ニ問合ニ

行逢、直様罷出届申出候得者、御前江被罷出居、則

逢取候処、今日奉伺候形行中ニより細ニ被伺上候得者、

去年より御一刻御文庫内江被為入、御覽被遊度、思召

ニ御座候間、夫を、御覽初ニシテ、其後者随分私共吟

味之通、御取寄、御覽茂可被遊、依事、御覽迄ニ而

者不被為濟、小十郎其外掛之者江、御直ニ被為、聞候

御事茂可有之旨、中ニより致承知候事、

同廿二日

一右之形行今日退出掛山田壮右衛門へ立寄、小十郎達置候事、

右通一卷帳へ留置也、

一午十一月十八日、御用人勤北郷浪江殿(入替)より、上村氏・

拙者兩人間壱人御用詰席へ申来候付拙者罷出候処、左

之通承知、

(新納久仰)  
駿河殿より被相渡候御書付之写

御記録奉行

上村休兵衛

伊地知小十郎

御記録方添役  
伊藤彦助

右者、此節御改革之儀、分而嚴敷被仰渡候、付而者於向々茂一統

御趣意相貫、御省略筋綿密可致吟味者勿論之事ニ候得共、猶又御取縮掛被仰付候条、只管懸心頭、聊少事たり共、以前より御入價相重居、又者當時餘計之儀夫形相流れ居候事共、其外旅勤旁付而茂御入費相抱候儀者、精微ニ遂吟味引取、又者取細メ候而相濟候儀者、此涯屹与取調申出候様被仰付候、此旨可申渡候、

(安政五年)  
十一月  
(薪納久仰)  
駿河

安政六年未七月

一御趣法方福崎助八より、明三日四ツ時、御用ニ付罷出御届申出候処、同人御取次ニ而、左之通、

金五拾両宛

本城源七郎  
小笠原兵部  
北條十左衛門

長崎助左衛門

伊地知小十郎

樺山直八

高橋金五郎

右者、所帶方致難洪、御取替等之内意申出趣(奉懸)幸相様被聞召上、當時柄不容易儀候得共、兼而精勤いたし御用立者共候付、別段之御取訳を以、右之通御内々被成下候段、御内沙汰被為在候間、難有頂戴可為致事、

右通ニ而、御熨斗付五拾両致拜領、御書付一紙銘々御取込不被認段茂承知候間、安藤彦八殿頼写之候、尤助八殿へ相付御禮申上退出、

私事、所帶方難洪之旨

幸相様被聞召上、別段之御取訳を以御内々御金五拾両頂戴被仰付、難有仕合奉存候、右為御礼參上仕候、以上、

(安政六年)  
七月三日

伊地知小十郎(季安)

右ニ付、(鳥津久宝) 駿河殿・福崎助八殿江為御禮廻勤、

御両老江者御目通相願、御直ニ御礼厚申上候、願望通

ニ者不足与被為思召なから、當時柄漸今之員数無據奉

願上為被成下事候間、當難凌可罷居旨豊州被仰聞、尚

難有奉謝候事、

安政六年己未

一八月九日、御側御用人有馬舍人殿より、別勤方三人間

老人可罷出旨觸来り、拙者罷出候處、左之通、

駿河殿より被相渡候御書付之写

伊地知小十郎

町田孫一郎

佐多佳八郎

右者、御文書御取仕立付相濟迄之間、掛被仰付候条、

定式方無構一篇ニ差分相勤候様可申渡候、

(安政六年)  
八月 (新納入仰)  
駿河

此節古御文書之御手鑑等御取仕立被仰付、猶又取調御  
文書大数四千貳百餘通ニ而、其内未被写置茂数百通御

座候、御正文之儀者御成就之上屹度御格護被仰付、平

日見合事者写を以致取扱候様、

宰相様御沙汰被為在候段奉承知居候間、是迄写無之分

者惣而写取、前々為被写置御文書之写同様被仰付度、

左様御座候ハ、何そニ付取調等被仰付候節、決而便

利可罷成儀与吟味仕、此段奉得御差圖候間、何分御

沙汰被成下度奉存候、以上、

(安政六年)  
未九月  
御使番  
御記録奉行  
伊地知小十郎  
(季安)

御記録奉行  
町田孫一郎

御記録方添役  
佐多佳八郎

本文、當日豎山(利武)武兵衛殿へ小十郎差出置也、

駿河殿より被相渡候御書付之写

65の3

古御文書御手鑑等之取仕立

(奇棟) 順聖院様御在世中より被仰付置候付、成就相成候分者

是迄之御文書同様致捨護、御用見合之節者以写取扱候



〔本文酉十一月十一日、平田伊兵衛

伊地知小十郎  
町田孫一郎

右者、御先代様御事跡御記録等江相洩候古御文書等有之、此節拾遺・附録編集等被仰付候付、掛被仰付候条、外御記録奉行へも申談、混与別勤ニ而取しらへ候様可申渡候、

(文久元年) 登  
(島津久包)

御用之儀有之候間、明廿三日四ツ時麻袴着用ニ而可罷出旨被仰渡趣奉畏候、以上、  
(安政六年) 十二月廿二日  
御小納戸様  
伊地知小十郎 (季安)

〔本文酉二月十日、い十院周右衛門

伊地知小十郎  
町田孫一郎  
佐多佳八郎

御取次ニ而小十郎承知候事〕

(島津久包) 登殿より被相渡候御書付之写

御用之儀有之候間、明廿三日四ツ時麻袴着用ニ而可被罷出候、以上、  
(安政六年) 十二月廿二日  
伊地知小十郎殿  
御小納戸

様  
(齊興) 金剛定院様御在世内

御沙汰為被遊置事候付、写無之分者写取、前文通取計

候様御記録奉行江可申渡候、

(安政六年) 十月  
(新納久仰) 駿河

御取次ニ而町田孫一郎致承知候事〕

佐多佳八郎

右者、拾遺・附録編集掛被仰付、混与別勤ニ而取調被仰付置候得共、定式方御用之儀も兼相勤候様被仰付候

条可申渡候、

(文久元年) 十一月  
(喜入久高) 摂津

右ニ付、廿三日四ツ時罷出、御膳番座へ御小納戸三原

藤十郎殿・豎山八郎殿被詰居候間届申出、象之間江扣

居候処、九ツ時分於唐子之間、豎山武兵衛殿・伊集院

中二殿席詰ニ而、三原藤十郎殿御取次を以御紋付御上

下一具拜領被仰付、今日同様拜領之人数御廣敷御用人、

御軍賦役、御記録奉行・同添役・見習、御右筆等多人

数之中ニ而、老拙一番先ニ拜領被仰付、下人太郎江上

下板為持、御草履取部屋之御玄関江待せ置候付、直ニ

相包、御役人玄関之様為廻置、御用部屋柱涯へ罷出、

御内證より之御禮申上、御使番役所へ刀頼置候間吹聽

直ニ退出、御蔵夕詰、七ツ後豎山氏へ御禮折懸ニシテ、

私事、今日 御紋付御上下拜領被仰付、難有仕合奉

存候、右御禮とシテ伺候仕候、

(安政六年) 未十二月廿三日 伊地知小十郎 (季安)

自其御月番御家老川上筑後殿御方ハ、右為御禮參上仕

候、外前札之通、夫より三原藤十郎殿宅ニも廻勤、暫

相咄、大鐘時分帰宅候事、

一未十二月廿一日左之通、

69 西藩野史御自分所持之由候間、

御前御用ニ付可被差出候、若持合無之候ハ、何某所

持之儀存知候ハ、可被申出候、此段申達候、以上、

(安政六年) 十二月廿一日

伊地知小十郎殿 御小納戸

右御蔵江觸来、明日も何分罷出可申上旨返答仕置、新

納次郎四郎殿被写候本借入方ニ參候処、其日為被遣置

木脇藤淵沙圓寺參詣ニ而難借得、廿三日朝、為持御借

候ま、御用罷出候序ニ三原藤十郎殿へ全部差出、則

御前江被差出候段も御礼見舞之節承之、旁以難有事御

座候、

70 年頭供廻之事

一若黨忝両人之間

但以来忝人、五節句・八朔并平日召列候儀者勝手次

第、

一手鍵

久松屋敷

一合羽籠

但天氣合ニ付而者勝手次第、物頭其外依勤方屹与立

候節若有来通、

右、御留守居より御右筆頭迄、

辰六月

71

明四日四ツ時御用談有之候間、可被罷出候、以上、

(万延元年)  
三月三日

伊地知小十郎殿

伊集院中二

一同四日罷出候処、称名墓志持合候ハ、御前御用候

間差上候様中二御取次ニ而承知候間、即罷帰四冊持出、

同人江取次差上候事、

一同十日、山田壮右衛門殿へ出掛立寄候処、此中取調差

上置秘傳譜図、

72

差出

蒲生北村

一高拾壹石四斗三升八合五勺四才

但大橋猪之助方より買取申候、

一持高四拾三石九斗八升

合高五拾五石四斗八合五勺四才

一代々小番ニ而、當分御使番ニ而御記録奉行相勤申候、

一私事、初而之 御目見并継日家督之御札相濟申候、

一郷養子并座付與力より御赦免被仰付候者無御座候、

一郷より被召出、又者御赦免被仰付候者無御座候、

一當時御使番ニ而御記録奉行相勤候付、高直申上候段御

支配頭江申上候処、被聞召置候段被仰渡候、

一右高直御免不被仰付内、持高之内相拂高直之願申出間

敷候、

一何方御座江も取込拜借上納方無御座候、

右者、高直之儀ニ付段々御格式被相定、被仰渡趣承

知仕候、御法様之次第を以高直申出儀御座候間、私

高ニ被召直被下候様奉願候、若相違之儀ニ御座候ハ、  
(④置)

何様ニも可被仰付候、為其如此御座候、

但家内子孫取込拜借上地高無御座候、

(万延元年)  
申四月

高奉行所

外諸證文等別冊ニ留置、

高百五拾五石四斗壹升八合五勺四才

内拾壹石四斗三升八合五勺四才

但此節相重、

伊地知小十郎

(季安)  
伊地知小十郎

右高直御免之段、万延元年申八月廿一日、左衛門殿

より堀四郎左衛門取次ニ而被仰付候羽書被相渡候、

百石者喜十郎大口地頭代御役料高ニ候間、御届ニ者

令略候而、左之通、

覚

持高五拾五石四斗壹升八合五勺四才

内拾壹石四斗三升八合五勺四才

但此節相重申候、

右之通持高相重申候間、明細帳為御見合此段申上候、

以上、

(万延元年)  
申九月十四日

(季安)  
伊地知小十郎

右同案三通、御用部屋ハ御小納戸中山直之助殿江、御

御御用人者龜山甚之丞殿江、御使番座者江田平藏殿江

入内見被留置、大番頭座進達掛江皆小十郎直ニ今日差

出候事、

十月

伊地知小十郎

右者、此節高直就御免、大橋猪之助名前名寄帳御用候

間、別冊書写相添、明日當座御支配方江可差出候、以

上、

(万延元年)  
十月廿九日

御勘定所

右、當日御記録所別勤詰席へ觸来、星掛、八ッ後帰掛

大橋八郎右衛門殿所へ立寄候処留守ニ而、御実母さま

江形行申込、名寄帳壹冊相請取、老筆夕方まで写取、

黒田次右衛門へ明日頼出度、風呂敷包ニシテ平八へ渡

頼置候事、

一 申十一月朔日、平八直ニ持出、御支配方書役田原三之

丞殿江差出被相請取、左之通曳付渡候事、

引付 御物方

錢百六拾貳文

銀ニシテ壹両六分五リ

高拾壹石四斗餘

但惣直之故、壹石ニ付銀壹分五リツ、五斗以下筆

紙墨代不相懸、

伊地知小十郎

右者、此節高直御免ニ付名寄帳相改候、筆紙墨代と

シテ上納也、

(万延元年)  
申十一月朔日

御勘定所印

御勘定方小頭

谷川乘左衛門

川上守之進印

金くら  
役人

同十八日

役人村岡五左衛門、外貳人受取、

同廿一日

出之、御勘定所受取合相濟、又被相返候事、

万延二年辛子正月元日 寅

歳旦

八十年ははるけき坂とおもひしに

ゆめにや越し老のあし本

同十二日

御用之儀候間、明十三日四ツ時麻袴着用ニ而可罷出

候、以上、

(万延二年)  
正月十二日

伊地知小十郎殿

御小納戸

御用之儀候間、明十三日四ツ時麻袴着用ニ而可罷出旨

被仰渡趣承知仕、此段御請申上候、以上、

(万延二年)  
正月十二日

御小納戸様

伊地知小十郎 (季安)

御請

右同様、町田孫一郎殿・佐多佳八郎殿詰席江觸来、御受書いたし候事、

一酉正月十三日、於御近習番所御小納戸伊集院中二殿江

三人共罷出候御届申出候処、御小納戸中山直之助殿引

進め、於唐子之間御側役山口直記殿・町田内膳殿席詰

ニ而小十郎罷出、框涯ニ而御禮申上候処、御小納戸花

謙藏殿是江と被申、相進拜伏候者、符カ十文字御紋付麻

御上下一具・同御紋付黒羽二重御綿入一着・同御紋付

紋紹裏付御肩衣一ツ、拜領被仰付、謹而頂戴退去候処、

於御近習番所ニ中二殿御取次を以、古文書御軸物等御

取仕立方致成就候処被 聞召上、別段之 思召を以、

金子五千疋ツ、御熨斗付ニ而拜領被仰付段演説ニ而致

頂戴、誠以難有仕合、三人同道御用部屋へ罷出、御内

證より之御礼申上、直記殿など未被爲復座ニ付、被罷

出居候有馬舎人殿へ頼置退出、詰席江罷出吹聴いたし

頼合御暇申上、中山氏・山口氏廻勤、九ツ過帰宅、喜

十郎其外家内共拜見、八ツ後花氏・平田伊兵衛殿重富

屋敷近習役ニ面謁、久光周防様へ御礼申上、宜預御披露旨

頼置、町田氏・伊集院氏ニも廻勤候而帰宅、屋敷中祝

酒共取はやし、折柄新納矢太右衛門殿被參、吸物出し賑々敷祝候事、

文久二年壬戌

77

承知いたし置候御方著述物之儀申上候處、封書ニ而差上候様ニとの御事候間、右通被致候而拙者迄被差出候

ハ、

御前江差上候様可致候間、早々可被差出候、以上、

(文久二年)  
十月二日

伊地知小十郎殿

急キ

山口直記「利紀」

右通被仰付旨、當日史館江觸来候得とも、私宅江召置

候大冊ニ候間、翌三日、先年巳五月 順聖公江奉備

英覽置被下ケ置候秘傳御譜圖、其後致補訂候件茂有之

候忝冊茂冊子添貳冊壹巻、白封ニして御用部屋廊下

迄持出、直記殿迄差上候、則二之御丸江可被差上由ニ

而、被爲落手候事、

一右相濟候ハ、待居候様、摂津殿御通掛被仰置候間、相

扣罷在候処、御用部屋より御出候而、田畑平之丞より最早為達ニ而者無之哉と被仰候間、未承と申上候得ハ、年頭・五節供・御謠初・八朔・嘉祥・亥猪・廿八日等之御旧式、徳川家ニ被為擬而之事候哉、取調可申出旨被仰付候間、御家老座へ参り形行申出候処、私より申達候やう平之丞承居候へとも、御直承知候ハ、相替事も無之向ニ伊藤彦介同やう田畑より承知候事、

(中表紙)

諸郷寺社為見分廻勤ニ付札方ケ條書

御記録奉行

此節就御内用、御領國中寺社見分被仰付、近々被差廻筈候間、日限等之儀者至其節別段先状可遣候得共、御用筋之次第各心得ニ茂可相成、大概左之通申達置候、一當戌九月 御筆仰出御條目之中神社之事、方今不容易世態相成候、付而者衆人盡精□候儀者勿論ニ候得共、

皇國之儀者神明之威力を以夷賊降伏之先蹤茂有之事候条、領國中事立候大社修造行届兼候処者此涯取調、且舊來之祭礼及爾如候茂有之候ハ、是亦取調、早々可申出旨被 仰出候、 御家之儀者 御代々様右通神佛御尊敬被遊來、毎年正月御吉書ニ茂神社佛寺之修造興行を第一ニ被為書、 御元祖様御誕生之時稻荷之擁護被為在、御入國之始より稻荷・諏方・愛染明王等御創建被遊、 御危難之折者日吉社江本堂可被造立御誓願茂被為立、其御願文以來 御代々様此類諸所ニ有之、殊更 日新様 (忠良) 大中様 (貴久) 龍伯様 (義久) 惟新様 (義弘) 中納言様 (家久) 御出陣等之度毎御跡先ニ付、御誠實之御願文等神社佛寺江段々相殘、皆靈感奇驗幾度茂被為在、就中泗川御城江明兵數百萬攻寄せ、別而御危難之時に當て、赤狐・白狐敵中に駈込、其塩合に城中乘機一同御討出、八萬餘級被為切捕、 御名譽被為振天下候事共、世人普く奉存通ニ而、古來寺社由緒等追々被相札、神主住僧等よりは迄段々申出趣も有之候得共、或者前々古帳留其儘書写、或者書留無之辻疎略ニ申出、或者棟札等文字難見分泐、言傳等之趣を以申出候類多々有之、何分ニ

も取究候程之證據相少く候間、此節之儀者古棟札・古

鐘銘・古文書・古書留等ニ專氣を付、帳面取仕立、左

之通可糺置旨、神主住僧等江能く論置候様可取計候、

一全鉢寺社領者文祿年間(マ) 勘落以後元和五未七月、四分

一上地被仰出候節、依寺社ニ三分二ツ、被召上、諸所

之祈願菩提貳ヶ寺江者三分一宛可被残置旨被仰渡候、

其節残高之員数何程ニ候哉可糺置事、

一諸所神社大小無殘可書出旨、川上(久國)因幡殿・北郷(久加)佐渡殿・

顥娃(久悠)左馬殿・山田(有榮)民部殿御連名ニ而、寛永廿一申三月

御廻文を以被仰渡候、其節之古帳留等有之候哉可糺置

事、

一御領内繪圖 公義江就御調進、諸所寺家庵地迄大小共

不残寺号山号院号可申出旨、正保三戌五月、嶋津彈正(久應)

殿より被仰渡候、其節之書留有無可糺置事、

一御領内惣高究ニ付、寺社家并門前屋敷迄茂銘く不残相

改、祈願菩提所等寛永十年御檢地ニ茂竿不被入所於有

之者、高員数見計帳面外ニシテ可申出旨、慶安五五月、

高崎惣右衛門御取次を以被仰渡候、其節之書留等有無

可糺置事、

一神社佛閣修理再興之儀者雖為國家之御祈禱、近年江戸

御失墜不大形故、修補難調神社佛閣有之儀不可然仕合

ニ候間、毎年為修理料御領内人数皆同、一人ニ付勸銀

壹分ニ當年より被相定旨、承應二巳九月嶋津圖書殿・

北郷佐渡殿・町田(久則)勘解由殿連名之御廻文を以被仰渡、

當文久二戌年迄貳百拾壹年相成事候、其間再興修造及

幾度候哉可糺置事、

一諸所神社并堂宮・寺院迄大小共無殘御札ニ付、神社江

九ヶ條、堂宮江八ヶ條、寺院江拾ヶ條某々御問條相付

三冊之案文を以應、ヶ條相改逐一可申出旨、明應元未(磨力)

七月鎌田(政昭)筑後殿御廻文を以被仰渡候、其節之扣留有之

候哉有無可糺置事、

一諸寺鐘之銘并額文字等入念可写出旨、同年未八月、右

筑後殿御廻を以被仰渡候、是亦其節之扣留ニ而も可有

之哉有無可糺置事、

一諸所祈願菩提御檢地竿被相除、惣高之總ニ落居候間、

急度竿入可書出、乍然前代より竿不被入寺者以見計睦

段可書出、右外之寺社家者知行為被下分居屋敷茂被下、

其外者前々より御免迎も證文無之候ハ、被召上石地



ニシテ可罷居、但祭米又者御修理被仰付候神社之社人  
江者、正祝子・權祝子・内侍之三屋敷者可被下、其餘  
御免之證據無之候ハ、可為斛地旨、万治二戌二月、相  
良主税御取次を以被仰渡候、右時分之古書付等有無可  
糺置事、

一 寺社方之儀、中納言様御代迄者御談合衆今ノ若年寄御支  
配ニ而、御祈念方・御法事方者三原左衛門佐、神社佛  
閣修理・祭禮之事者平田狩野介・猿渡新介与寛永十六  
卯十一月 光久公御職分ケ之 仰出ニ相見得、其後壹  
分銀之御下知者御物座今の御勝手方より御支配被成ニ付、御  
談合衆茂被及御相談候上御取扱被成来候処、寛文六年  
八月、寺社奉行御役被召立、壹分銀差引寺社方計為被  
仰付由候間、何篇寺社方申渡ニ而可有之候、

一 神社佛閣江被納置候太刀・長刀其外寶物類、屹与不及  
紛失等ニ様入念可格護旨、延宝九酉五月、寺社奉行よ  
り被申渡候、此等之帳留有無糺方之事、

一 元禄九子四月 御城回録録後、同十五四月御領国中文書  
舊記等為見分、先役肥後仁右衛門・市来源右衛門（家生）兩年  
ニ被差廻候、其節之帳留等茂可有之、有無可糺置事、

一 依郷而者、地頭仮屋江帳藏致造立、半櫃類ニ古帳留等  
段々入付有之郷も有之、或者先祖代噺役等為相勤子孫  
江持傳候郷茂有之哉ニ聞傳居候間、其類も致探索、古  
日記・案文留・御通達留・御廻文留・高帳・札改帳な  
と於有之者、何年間何之帳何冊与頭書ニ而書載置候や  
う糺方可致置事、

一 前件事立候大社者、何れ延喜式・三代實録等ニ茂被載  
置候神社ニ而、祭神者某々大官司申出有之筈候間、祭  
神木像之後背、又者臺座之下杯ニ何ぞ銘書等者無之哉、  
大小社共能々入念相改、文字之有無可糺置事、

一 諸寺院之佛像等も右同断、  
一 神佛之像計ニ茂無之、不限寺社ニ惣鉢御寶納相成居候  
御太刀類、其外金幣・經卷等ニ至り、外家箱之内外迄  
も氣を付、文字之有無前条同断、

一 寺社共、御代々様御名判等之御願文、又者 御寄附高、  
或者御寄進品等之御證判正文之有無前条同断相糺之、  
古写ニ而も可糺置事、

但御家老衆連判等ニ而、右式為被仰渡茂於有之者同  
断、

一 寺社共當分之宮作、其外鳥居・圍垣等何年間之修造ニ候哉、棟札等新古共不殘取揃可致糺方事、

一 古来より為被建置鳥居・圍垣等當分無之神社抔於有之者、其為取除年間且其訳筋茂可糺置之、且祭禮等茂昔年之式法より當分輕目為相成茂於有之者、何年間何様之訳ニ而相替候哉可糺置事、

但寺院庵地之儀も、古来より御免地ニ而、此前為立居茂當分廢壞して無之、或者寺家乍有之無住等相成茂候ハ、是亦同斷、

一 大小社寺院等に抱わらず、

御代ノ様御崇敬為被遊趣、證據相知候御文書・棟札類ニ而茂於有之者、堂宮迎も可糺置事、

右者、此度諸郷寺社為見分被差廻候ニ付、大概御用筋右ケ条之通前廣申達置候間、細密遂吟味、每郷一帳取仕立、萬端無抜目様相糺應、ケ條逐一有無之訳書載見分可相待候、是迄開基年月等不相知向ニ為書出内ニ茂、厨子裏又者木像後抔へ明白書記、或者文字不相知与為申出棟札等ニも分明相知居、或者帳箱

78の1

等餘多帳留<sup>(②面)</sup>乍有之、搜觀不行届郷役も間々有之由候

間、鎖細可入念事肝要候、何れ不遠中ニ者拙者被遣儀可有之ニ付、其節右之帳面可差出候、尤寺社方掛者勿論、兼而所中ニ而右牀古事ニ委敷為取馴人柄者及吟味、其外神主住僧等之外、猥ニ他見無之様可致取扱候、為念此段も申達候、以上、

但取調方御急之事情条、早々糺方埒明候儀第一ニ候事、

(文久二年)

十一月

諸郷名

郷士年寄中

役人中

御使番  
御記録奉行動

伊地知小十郎  
(季彦)

拙者事就御内用、御領國中寺社見分被仰付置、近日中其表諸郷江差越儀も可有之候間、別冊帳面之通逐一相糺某之應、ケ條ニ帳面可取仕立置候、左候而、此書付順々次渡、留より拙者廻勤先江可致返納候、以上、

78の2

(文久二年) 戌  
十一月

御記録奉行勤  
伊地知小十郎  
(季安)

(中表紙)

文久二年壬戌十一月

御内用ニ付  
御領國中寺社見分廻勤日記

御使番御記録奉行勤

伊地知小十郎

文久二年戌十一月

御用候間、明十四日四ツ時可被罷出候、以上、

(文久二年)  
十一月十三日

伊地知小十郎殿

嶋津内蔵

「付紙」御請書

私事御用候間、明十四日四ツ時可罷出旨被仰渡趣奉畏

候、以上、

(文久二年)  
十一月十三日

嶋津内蔵様

伊地知小十郎  
(季安)

同十四日

一今日四ツ時、御側御用人座へ罷出、右之内蔵江御届申  
出候処、於同御座北郷浪江御取次を以左之通、

式部殿より被相渡候御書付之写

伊地知小十郎

右者御内用之儀有之、御領國中寺社為見分被遣候条申

渡、可承向江茂可申渡候、

(文久二年) (川上大英)  
十一月 式部

右通被仰付御請申上候間、則御記録所江出勤いたし、

奉行伊藤彦介初、同席中江致吹聴置、御蔵内先例見合

候処、享和元酉二月、奉行本田孫九郎江御領國中名勝

舊跡繪圖写之廻勤為被仰付類例見出、段々手當方取付

候事、

同十五日

一今日四ツ後、御家老座江罷出、於三之間式部殿江懸御目、幾日比より罷越可然哉、是迄先役共毎年春秋被差廻候砌、写置寺社由緒数拾冊御捨護乍有之、經數年別而散乱仕居候間、取調持越候ハ、便利可被宜共存付候得共、何分御急之御程合不相知ニ付奉伺旨申上候処、二之御丸より為被<sup>〔利濟〕</sup>仰出事候間、彼御方江罷出、中山中左衛門・大久保一藏<sup>〔利濟〕</sup>杯江相附窺候ハ、御程合可相分旨被仰聞候間、直ニ二之御丸江罷出、一藏江取合、右旁之形行且御内用之訳何様相心得可然哉、此間<sup>〔④旨〕</sup>御筆仰出之事條江神社之事ニ付、早々取調可申出旨、為被仰渡置 御趣意之事ニも可有御座哉相伺候処、弥其通之事候間、可成早目之方可然向ニ右之一藏より致承知候間、於其通者早々相仕舞候而罷越筋可仕旨、御受いたし退出候事、

同十八日

私事就御内用、御領國中寺社見分被仰付、近々被差越筈候間、當座書役助田中喜三左衛門被召附度奉存候、

左候而、御用書付入挾箱持夫老人并往来送人馬御扶持

米、御法之通相渡候様被仰渡度奉存候、此段申上候、以上、

御使番  
御記録奉行勤  
伊地知小十郎  
(文久二年)  
十一月十八日  
(奉安)

※「張紙

本文付

御記録所書役助

喜三左衛門事

田中直右衛門

右、依願名替被成御免候事」

〔右江朱ニ而書入〕

81の1 本文當日御側御用人嶋津内藏江差出置候処、同廿日、

式部殿より蒲生郷右衛門御取次を以申出通、御付紙

ニ而被仰付候、

※

81の2

申出之通申付候、

(文久二年)

十一月

(川上久美)  
式部

81の3

此表申出之通被仰付候条、如例可被申渡旨御差圖ニ而候、以上、

82の1

〔右へ朱書入〕  
本文當日御側御用人嶋津内蔵へ差出置御免印相成、  
同廿二日、御勝手方江差出、同十二月十一日、御證

〔文久二年〕  
戌十一月十八日

御使番  
御記録奉行勅  
伊地知小十郎  
〔季安〕

右者、私事就御内用、御領國中寺社見分被仰付、  
近々被差越候付、御用書付入挾箱一荷持越申答候処、  
右之通相損難用立御座候間、見分之上急与取拵方有  
之、亦者新調ニ而相渡候様被仰渡度奉存候、以上、

十文字御紋 御記録方

一弓張挑灯巻張  
新調

一右同扱首巻ツ

十文字御紋付 御記録方

82 一挾箱雨覆貳ツ

御記録奉行 高奉行  
郡奉行 御代官

〔文久二年〕  
戌十一月廿一日 北郷浪江〔久將〕

文相成候、

83の2

〔是ハ墨ニ而書入〕  
本文中小蠟用心蠟とシテ申出通出入を以被相渡、御  
用濟之上者引結有之候様被仰渡置度奉存、此段申上  
候、以上、  
〔文久二年〕  
戌十一月十九日 御春屋役

83の1

〔右江朱書入〕  
本文當日御側御用人嶋津内蔵江差出置御免印相成、  
廿五日、御勝手方御用人二階堂源太夫へ田中直右衛  
門差出置、廿七日、御證文相成、市来六郎二受取被  
成候事、  
〔文久二年〕  
戌十一月十八日 御記録奉行勅  
伊地知小十郎  
〔季安〕

83 一中小蠟貳拾挺

右者、私事此節就御内用、

御領國中寺社見分被仰付、近々被差越候付、御用挾  
箱壹荷持越申候間、中途并滞在中用心蠟とシテ出入  
を以相渡候様被仰渡度奉存候、以上、

口上覚

馬三疋

内意疋夫繰替

右者、私事此節就御内用、御領國中寺社見分被仰付、近々被差遣答御座候、然處八拾餘歳罷成、遠路之步行難叶御座候間、夫繰替御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(文久二年)

戊十一月十八日

御使番御記録奉行勤

伊地知小十郎

(季安)

〔右江朱ニ而書入〕

本文當日御側御用人嶋津内蔵江差出置候処、御直觸

以上者別段不及申出被相下候事、

同廿一日

※

本名喜三左衛門事

田中直右衛門

右者、私事就御内用、御領國中寺社見分被仰付、近々被差越候付、當座書役助ニ而被召附度申上趣有之、昨日申出通被仰付置候処、依願今日右通福崎助八御取

次を以名替御免被仰付候旨申出候間、向々江も右之形〔本ノま、〕行被下度奉存候、此段申上候、以上、

(文久二年)

戊十一月廿一日

御使番御記録奉行勤

伊地知小十郎

(季安)

85の1 ※(行間)

〔朱ニ而書入有之、

本文當日直右衛門より御側御用人座書役帖佐彦七江差出置

候処、翌廿二日、御證文江名替被仰付候段、向々江張紙を

以被仰渡候事〕

十二月二日

私事就御内用、御領國中寺社見分被仰付、當座書役助田中直右衛門被召附、明三日伊集院差入ニ而出立仕候間、此段申上候、以上、

但ニ之御丸方江者別段御届申上候、

(文久二年)

十二月二日

御使番御記録奉行勤

伊地知小十郎

(季安)

此外細事廻勤日記ニ留置也、

86の1

〔右江朱書入〕

本文當日御側御用人嶋津内蔵江御届申出候、又同案一通を以二之御丸御用取次中山中左衛門へ同日御届申出候、

文久三年癸亥二月廿日、郡山郡山村四ツ時分致出立帰着候事、

同廿一日 晴

87

一私事就御内用、御領國中寺社見分被仰付、當座書役助田中直右衛門被召附、旧臘三日伊集院差人ニ而諸所廻勤仕居候処、昨廿日罷帰候ニ付、此段御届申上候、以上、

〔文久三年〕

二月廿一日

御使番御記録奉行勤

伊地知小十郎

〔季安〕

〔右江朱書入〕

本文貳通、即日壹通ハ御側御用人伊集院周右衛門江差出、壹通ハ二之御丸大久保一蔵江差出候事、

一此節廻勤より昨廿日遅方罷帰候処、村橋左膳より御用候間、明廿一日四ツ時可罷出旨、大藏殿御差圖之段切

88

紙を以申来、今日四ツ時罷出、御届申出候処、於敷〔白鼠之〕舞式部殿・帶刀殿〔小松清庵〕・大藏殿御列席、左膳引進ニ而大藏殿より御鉄砲奉行江御役替、勤方は迄之通御役料米七拾三俵被下置候段被仰渡、御請御禮申上候、席詰御側御用人猪飼央、御目付鮫嶋吉左衛門・三雲藤一郎ニ而候、御家老座江罷出御札申上、御用部屋龜山甚之丞江相付御札申上候事、

覚

一御鉄砲奉行

一御役料米七拾三俵

一當八拾貳歳

一持高五拾五石四斗壹升八合五勺四才

一居所坂元村之内上之原借地

右者、私事今日御鉄砲奉行へ御役替、勤方は迄之通被仰付、難有仕合奉存候、明細帳為御見合此段申上

候、以上、

〔文久三年〕

二月廿一日

伊地知小十郎

〔季安〕

〔右江朱ニ而書入〕

本文三通書認、翌廿二日御用人村橋左膳并御側御用

人伊集院周右衛門江、一通者大番頭座書役へ差出候

事、

口上覚

私事、今日御鉄砲奉行江御役替被仰付、難有仕合奉存

候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣

被仰上可被下儀奉頼候、以上、

〔文久三年〕

亥二月廿一日

伊地知（季安）小十郎

〔右江朱書入〕

本文當日御小納戸花謙藏江差出候事、

覚

私事、今日御鉄砲奉行江御役替被仰付、勤方は迄之通

被仰付候、此段申上候、以上、

〔文久三年〕

亥二月廿一日

伊地知（季安）小十郎

〔右江朱ニ而書入〕

本文當日御小納戸花謙藏江差出候事、

〔二カ〕  
元治元年丑正月十日

御用之儀候間、明十一日五ツ時可被罷出旨、右衛門殿

依御差図申達候、以上、

〔元治二年〕  
丑正月十日

伊地知小十郎殿

小森新藏

御用之儀候間、明十一日五ツ時可罷出旨、右衛門殿依

御差圖被仰渡趣奉畏候、以上、

〔元治二年〕  
丑正月十日

小森新藏様

伊地知（季安）小十郎

同十一日 晴

一今日五前出殿、月番御用人右之新藏江罷出候、御届申

出、桃間江暫相扣、四ツ時分 御袖判下江相廻習礼相

濟、御家老丹波殿（島津久長）・右衛門（久殿）・龍衛（久殿）・但馬（久殿）・

式部（美久殿）敷舞臺江御出席、御側御用人中村新助（兼、時助）、御

目付青山勇藏・得能佐平次席詰ニ而、御用人北條織部（時助）

引進ニ預り、御屏風脇より罷出、三疊目頭より角懸御



92 一町奉行格

礼仕候処、右衛門武久殿是江与被為呼、御膝本三尺計之  
間江拜伏候処、御讀達し御書付左之通、

一御役料高九拾石

伊地知小十郎

右者、及極老致精勤、殊二追々

御手許御用取調物被仰付、骨折相勤候付、別段之以

思召右之通御役替被仰付、御役料高被下置、御記録

方江是迄之通被掛置候、

(元治二年) 正月 桂 右衛門「久武」

御渡候間、少又相進拜受、屹度御禮申上退席、御用人

座江罷出、御座方御禮廻之儀者御同伴被成下哉ニ承居

候、何角頼上向ニ申出候処、席中一統より承祝詞、川

上昌十郎より今日者御用人ニ階堂源太夫御勘定奉行江

御役替、勤方は迄之通被仰付、其身同様相廻ニ付同伴

相廻候ハ、別段及案内間敷旨被申、其通源太夫同道

ニ而、御家老座初大目附座・御用部屋・御側御用人座・

御勝手方御用人座等江相廻、御内證御礼申出、拙者事

ハ御使番座へ刀頼置候ニ付立寄、形行詰合之豎山八郎

江も吹聴いたし、御兵具所ニ茂同やう吹聴、是迄之挨

拶申述、町奉行所へ差越、東郷長左衛門其外詰居之衆

江御書付通致吹聴、何篇宜頼上旨演説候処、奉行初書

役迄も不残皆出席、一統より承祝詞、右御書付も被書

写、自其御記録所江罷出、前文同様御書付差出、猶亦

何角相頼御礼廻折掛、左之通、

口上

私事、町奉行格江御役替、御役料高九拾石被下置、御

記録方江是迄之通被掛置候旨被仰付、難有仕合奉存、

〔同公御用人ニ者此通〕  
右御礼參上仕候、以上、

(元治二年) 正月十一日 伊地知小十郎 (季安)

右認濟相頼候而退出、直ニ 二御丸御用部屋江罷出、

蓑田傳兵衛長江相付御書付通ニ付、御内證より之御禮

申上度罷出候旨申出候処一覽被致、即可申上旨、自分

挨拶茂承直退出、南泉院下番所邊迄鍵持并駕籠相待居、

尤 御殿迄者家来末原吉之助、草履取も参召列居候間

則致乗輿、千石馬場之町田民部殿、乍序新納駿河殿ニ

も懸御目、町奉行東郷長左衛門ニ茂見廻、新秀院関山

糺殿より又千石馬場町奉行平川宗之進江見舞、自其本

田惣右衛門宅江少憩シテ、供廻輿丁等へ弁當為給、高

麗町小森氏より嶋津大藏殿、乍序磯永氏へ立寄、町奉

行土岐平太夫ニ見舞、荒田之樺山（久懸）主計殿・喜入撰津（久高）

殿ニ参候処、明日御帰陣之筈与承、奥江罷通御祖母江

直ニ御祝詞且吹聽申上、川上式部殿江参、新屋敷桂右

衛門殿相濟、帰掛町奉行仙波市左衛門ニ見舞、自夫上

方川上（久通）但馬殿・嶋津出雲殿（久平）・伊集院巨殿（久道）・川上龍衛殿（久忠）、

町奉行藤井綴喜江立寄、高橋縫殿殿まで廻勤相濟、七

ツ半比婦宅、喜十郎妻長々難病中ニ付祝客延置、近親

迄打寄候処、四五十人如形振舞候事、

同日十二日

一今日出勤、明細書・誓詞願・御役之御禮願書等定書役

肥田木・税所江頼認、左之通、

一町奉行格

一御役料高九拾石

一持高四拾九石九斗九升九合五勺四才

一當八拾四歳

一居所坂元村之内上之原借地

右者、私事今日町奉行格江御役替御役料高被下置、

是迄之通御記録方江被掛置旨被仰付、難有仕合奉存

候、明細帳為御見合此段申上候、以上、

（元治二年） 丑正月十一日 伊地知小十郎 （季安）

94の1

「右江米ニ而書人有之」  
本文御用人座へ小十郎持参、小森新藏江昨日之筋ニ

而差出之、外ニ同案彦通大番頭方五番書役村田林兵

衛江差出之、彦通御側御用人座ニも差出事之由、同

十九日龜山甚之丞より承知候間、史館江出勤、税所

源左衛門江同案同日付ニ認、十九日、北郷浪江江差

出候事、又彦通町奉行所江も御帳留相成旨承候ニ付

同案持参、仙波市左衛門江差出候事、四通ニ而相

濟候也、

95

口上覚

私事、今日町奉行格江御役替被仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰

上可被下儀奉願候、以上、

(元治二年)

丑正月十一日

伊地知(季安)小十郎

95の1

〔右江朱書入〕

是も前文同やう小森氏江差出之、

96

口上覚

私事、今日町奉行格江御役替被仰付、難有仕合奉存候、

依之御序之節御太刀進上仕、御礼申上度奉願候、此旨

被仰上可被下儀奉願候、以上、

(元治二年)

丑正月十一日

伊地知(季安)小十郎

96の1

〔右江朱ニ而書入〕

本文小奉書豎紙江書認、前件同やう小森氏へ差出、

三通共落手相成候、

97

覚

私事、今日町奉行格江御役替、是迄之通御記録方江被

掛置旨被仰付候、此段申上候、以上、

(元治二年)

正月十一日

伊地知(季安)小十郎

97の1

〔右江朱書入〕

本文御小納戸野村傳左衛門江差出、誓詞願者御用人

江可出向ニ承候間、彼方江出置候旨達置、左候而、

本文者御記録方御右筆等ニ限り、御紋付拜領之年限

見合御用之由、外御役ニ者無之由承候事、

98

口上覚

私事、去ル十一日町奉行格江御役替、御役料高九拾石

被下置候旨被仰付、難有仕合奉存候、依之御支配有之

迄之間、所務米手形を以相渡候様被仰度奉存、此段

申上候、以上、

(元治二年)

丑正月晦日

伊地知(季安)小十郎

御勘定所

御支配方

右通喜十郎書認、御勘定所書役坂元仲兵衛殿江翌二月

朔日相願候処、即御支配方より帖佐與御代官所江問合

相成、若松金次郎為被受取由ニ付、代官座書役郷田源五郎殿・堀切善藏殿江喜十郎より頼遣、尤右鉢手形者饅頭四箱位差出先例哉ニ傳承、代料壹貫百廿四文為持頼置候事、

御手紙之趣致承知、今日五石七斗六升伺出相成申候間、御勝手方より早相下り候様、彼方江御頼入被成候得者、直様手形相成可申候、且饅頭者早速差出可申候、此段御返答まで如此御座候、以上、

(元治二年) 二月五日

伊地知徳四郎様 貴答

堀切善藏

手形 印

帖佐與方

真米五石七斗六升起

伊地知小十郎

役人

右者町奉行格被仰付、御役料高九拾石被下置候旨、以御證文被仰渡、高御支配不相濟内者所務米可相渡旨、御勘定所問合見届候間可被渡也、

(元治二年) 丑二月六日

御代官

大迫新藏

喜入嘉次郎印

帖佐与方

藏役人

右手形、郷田源五郎殿より同七日為持被遣受取候也、

○差出

種子油拾盃○

「 江田源右衛門 二月十一日 」

右申請度奉存候、以上、

町奉行

伊地知小十郎

役人

源右衛門殿へ頼置、初而故留置、

丑三月廿二日

此中より家内忌中ニ付、一七日致遠慮今日より出勤、無間茂四ツ後 二丸より左之通、

御用之儀有之候付、

二丸江可被罷出候、以上、  
〔元治二年〕  
三月廿二日

伊地知小十郎殿

蓑田傳兵衛〔長胤〕

右ニ付、即罷出候処、先般被仰付置候

順聖院様御行実之編輯此涯外御用差置、可成早目取調、  
宅別勤ニ而茂して漢文・和文両様共綴立候様、左候而、  
御手許江御書せ被置候御嘉言・御善行等、多年御側近  
為被召仕來より上書左之通、

〔本文四冊、武通者團五月十四日承知之趣ニ付、翌十五日史局江持出、  
山田壮右衛門 貳冊  
町田氏・横口氏へ写置給候やう相達候而渡置候事〕

一 江夏十郎 壹冊

一 井上新右衛門 壹冊

一 重久玄阿弥 壹通

一 折田八郎兵衛 壹通

メ六包 〔十文字〕 御紋付 御文庫入  
〔嘉永七寅年四月廿一日より〕

〔公用扣 〔同寅九月より安政二乙卯七月廿九日迄〕〕

〔公用扣 〔卯八月朔日より改〕〕

〔公用扣

〔安政三丙辰年正月より〕  
〔公私之扣  
〔安政三年辰七月改〕  
〔公私扣帳

閏五月八日、御渡被下候、

御書取 メ六冊

右扣留六冊 風呂敷包

豎山武兵衛利武

右、為見合御渡被成候事、

手形 帖佐與方

真米五石七斗六升起

伊地知小十郎 役人

右者、町奉行格江御役替被仰付、御役料高九拾石被  
下置候旨、御證文を以被仰渡、御高御支配不相濟内  
者所務米可相渡旨、御勘定所問合有之候間可被渡也、

御代官

大迫新藏

向井十郎太夫印

帖佐与方

出物蔵役人

〔慶応元年〕  
丑四月十七日

一 丑四月十八日、於江戸慶應元年と年号改元為被仰渡由  
二而、五月十日、御通達相廻候、

御用之儀候間、明朝日四ツ時可被罷出旨、(桂久武)右衛門殿

依御差圖申達候、以上、

五月廿九日(慶應元年)

伊地知小十郎殿

柳正之丞

私事、御用之儀候間、明朝日四ツ時可罷出旨、右衛

門殿依御差圖被仰達趣奉畏候、以上、

五月廿九日(慶應元年)

柳正之丞様

伊地知小十郎(季安)

閏五月朔日 朝霽後雨

今日四ツ前出殿、月番御用人座江御届、柳殿出勤無之、  
川上昌十郎殿へ申出、御使番座へ相扣、九ツ前 御袖  
判下江相廻、敷舞臺末山吹之間襖涯より五疊目頭江横  
ニ四人宛相并、第一梅田門人阿多六郎、第二白尾門人、  
第三川上門人拙者、第四東郷武左衛門如此繰違口まで

諸流人被引進列席相濟、無間茂昌十郎殿出座、右衛門  
殿よりと被仰、皆共拜伏候処、四人分御書付取束、第  
一之阿多江被相渡、拜領品者於御用人座可被渡旨承知、  
東郷より順之襖涯より退座、於廊下配分銘之相請取、  
左之通、

「口裏ニ」右衛門殿より被相渡候御書付之写

太平布壹疋

川上八郎左衛門弟(マゴ)

伊地知小十郎

右者、老年迄武藝致出精心掛宜段被 聞召上候、依

之為 御褒美右之通拜領被 仰付候、

右、御格之通可申渡候、

閏五月朔日(慶應元年) 右衛門(桂久武)

右巻通御用人座へ持出候処、

「豎御目録」

太平布

一疋

〔御殿斗包相付〕

太平布一包被成下拜戴、御使番座迄持下、御不洗書役  
重久作右衛門殿より借包、末原庄吉へ持せ、九ツ過御  
記録所江出席、形行致吹聽候而、折掛札両三通頼書、  
如左、

107

口上

私事、川上八郎左衛門門弟ニ而、老年迄武藝出精仕心  
掛宜段被 聞召上、太平布拜領被 仰付、難有仕合奉  
存候、為御禮參上仕候、以上、

(慶応元年)  
閏五月

伊地知(季安)小十郎

右通、御家老衆川上但馬殿・小松帶刀殿・桂右衛門殿・  
川上式部殿・喜入撰津殿、若年寄衆嶋津出雲殿・い十  
院巨殿・椋山主計殿、大目附衆嶋津隼人殿(久典)・関山札殿・  
嶋津主殿殿(久藤)、取次御用人川上昌十郎殿江為御礼廻勤候  
事、

108

御用談之儀候間、明日可被罷出候、此段申遣候、以

上、

(慶応元年)

閏五月十三日

伊地知小十郎殿

山之内作次郎

右ニ付、十四日五ツ過之比、御側役伊藤彦介殿私宅江  
被參、去ル西十二月、拙者同様被仰付置候

順聖院様御行實致編集置候様奉承知候一件、今藤新左  
衛門より漢文に可著述旨、是も酉年被仰付置、京都守

衛ニ付成就無之ニ付、児玉源之丞も同様被仰付度向ニ  
中將様御方江申出候処、此事ハ先比小十郎江漢文・和(久光)

文両様共編集被仰付置候由被仰聞候由、左候得者、造  
士館今藤など江漢文、御記録方者和文と為申由、決而

此一件ニ付可為御用談、尤彦介殿御側より調方難及手  
候間、跡掛町田・橋口間ニ被仰付向ニ申談候様承置、

四ツ時御用部屋ニ罷出、山之内殿へ届申出候得者、右  
次第之事ニ而和文可取付候得共、酉年御年譜躰ニ仕立

掛、諸郷廻勤ニ付夫成差置候処、當三月末方和漢両様  
被仰付候、以来漢文躰御年譜八十七丁書綴置候儘、

是者此通中取仕置、和文者同席共へ一兩人被仰付度、何卒其向ニ被仰上可被下旨奉願置、御記録所江出勤、町田・橋口・佐多三氏ニも成行達置、九ツ過婦宅候事、

手形 帖佐与方

真米壹石九斗貳升起

伊地知小十郎 役人

右者、町奉行格江御役替被仰付、御役料高九拾石被下置候旨、以御證文被仰渡、御高御支配不相濟内者所務米可相渡旨、御勘定所問合見届候間可被渡也、

(慶応元年) 丑閏五月十八日

御代官 大迫新藏印

右同 上村正兵衛

帖佐与方 くら役人

手形 帖佐與方

真米壹石九斗貳升起

伊地知小十郎 役人

右者、町奉行格江御役替被仰付、御役料高九拾石被下置候旨、以御證文被仰渡、御高御支配不相濟内者所務米可相渡旨、御勘定所問合見届候間可被渡也、

(慶応元年) 丑六月廿一日

御代官 大迫新藏

右同 榎山武左衛門印

帖佐与方 藏役人

丑九月十日

伊地知小十郎

右者、御用之儀有之候間、明日四ツ時當座御支配方へ名代可罷出候、以上、

(慶応元年) 丑九月十日

御勘定所

右ニ付同十一日、黒田次郎左衛門名代罷出候処、町奉行格御役料高之九拾石分、場所付横折壹冊被相渡、其所江者御當り相成候得共、銘之可問越置旨を以為被相渡由、左ニ写置也、



國府内村之内

藥師丸門

一高拾八石四斗壹合五勺八才

内

田高拾五石貳斗三升五勺四才

内

赤高壹石四斗壹升六合六勺七才

畠高三石壹斗五升六合貳勺五才

内

損高貳斗七升九合壹勺七才

上木高壹升四合四勺七勺九才

「本ノマ、」

一當用夫三人

一大麦九升壹合

一小麦九合

谷山山田村之内

西田門

一田高八石壹斗三合三勺七才

内

赤高四斗壹合四才

末吉岩崎村之内

中西門

一高貳拾石壹升五合六勺三才

内

田高拾六石六斗八升壹合貳勺五才

内 損高七升九合壹勺七才

赤高壹石三斗三升三合三勺三才

畠高三石三斗貳升三合九勺六才

上木高壹升四勺貳才

一當用夫四人

鹿屋下名村福留門之内

一高拾石五斗五升五合四勺五才

内

田高九石壹斗四升九合壹勺七才

内

赤高壹石六斗九升壹合六勺七才

損高壹斗七升九合壹勺七才

内 畠高壹石四斗六合貳勺五才

損高四升六勺貳才

一大麦三升 一小麦九合

出水下大川内村之内

竹越屋敷

一高拾六石六斗四升貳勺壹才

内

田高拾五石壹斗九升壹合八勺七才

内

赤高貳石九升貳合九勺壹才

畠高壹石四斗三升六合四勺六才

上木高壹升壹合八勺八才

一當用夫貳人

一大麦壹斗四升五合

一小麦貳升九合

山之口花之木村

庄屋浮免之内

一高拾四石七斗四升八合九勺九才

浮免

内 田高拾三石九斗三升三合四才

内 赤高壹石九斗八升五合壹勺貳才

内 畠高八斗壹升五合九勺五才

市来湊村 四浮免之内

浮免

一高壹石五斗三升四合八勺

損高

内 田高三斗貳升貳合五勺七才

内 畠高壹石貳斗壹升貳合貳勺三才

内 合高九拾石

内 貳石壹斗壹升貳合九勺三才 損高

右、伊地知小十郎町奉行格御役料高被成下候田畠分、

當秋より直取納可有之事、

113

一老拙御役御禮之儀も、来三月於友一周忌相過候以後ニ

候ハ、難有冥加之祝ニ鳴物等茂相始可被宜与之内評

ニ而延置候処、(五九)已十一月左之通、

来月朔日、御役之御禮被仰付儀も可有之候間、御請

之有無何分明日可被申出候、此段御問合申達候、以

上、

(慶応元年)十一月十七日

伊地知小十郎殿

奏者方

一同十八日、喜十郎罷出候処、延候事ハ無支候得共、来

春被仰付御程合難被伺旨承候由ニ而、御受為申上段承

候、本より素袍染方等者、先達而より戸柱之橋口紺屋

江頼置候ニ付、形行を以致催促出来候ニ付、仕立物師

小杉武右衛門江三原藤五郎相頼、烏帽子ハ甲冑方木脇啓祐

四郎殿ニ頼置也、

114

差出

禮式太刀

一腰

116

禮式太刀

一腰

右者、私事来月朔日町奉行格御役之御禮被仰付筈候

差出

同廿九日

右、預置也、  
(慶応元年)  
十一月廿八日

二丸

御納戸藏役人印

伊地知小十郎

錢壹貫文〇〇

預り

見分

日高軍次郎印

115

右者、私事来月朔日町奉行格御役之御禮被仰付筈候  
間、申受被仰付度奉存候、以上、  
(慶応元年)  
丑十一月廿八日  
伊地知小十郎

右、黒田弥兵衛當日 二丸御納戸江差出候、申受相濟、  
代銀老引替木太刀一腰相請取候、外ニ御馬代相納、  
左之通、

118

御自分事、来月朔日於御書院御太刀進上ニ而、御役之  
御禮被仰付筈候間、着服鬘斗目素袍・烏帽子ニ而、當

右、預置也、  
(慶応元年)  
十一月廿九日

禮式太刀一腰申受候、

御納戸藏役人印

伊地知小十郎

御馬代

錢壹貫文

見分日高六右衛門印

預り

117

間、申受被仰付度奉存候、以上、  
(慶応元年)  
丑十一月廿九日  
伊地知小十郎

右者、御本丸御納戸書役竹下助太郎殿江左右衛門持  
參頼置、明日可相濟候間罷出候やう承婦候、進上目録  
茂明日方ニ參候様、相良正之助殿為被申由候、晦日、  
又左右衛門罷出、左之通、

朝六ツ半時早目可被罷出候、以上、  
(慶応元年)  
十一月廿九日

當番奏者番

菱刈莊之介

末川主税

伊地知小十郎殿

右、大鐘時分觸来、致拜承候事、  
御右筆江頼置目錄二通、

119 進上

御太刀

一腰

御馬

一疋

以上

伊地知小十郎

季安

右通、相良氏被書調呉、晦日四ツ後、左右衛門受取、  
禮式貳腰・預り書貳通・目錄貳通取束、奏者方書役津  
留與右衛門殿江差出、何も相濟候事、  
一素袍并烏帽子廿九日出來候間、喜十郎・本田恕右衛門

殿宅江支度付為習もち參候処、恕右衛門より職原家伊  
木氏江頼遣、左之通、

120

貴翰拜讀仕候、弥御安康奉賀上候、御素袍為御持被  
下候間、乍不調法ひた取りひもへ結候而差上、ひも  
は御結替被成候共、此ま、打かふり候而も宜敷御座  
候、押シメ付不申候様被成候かよろしく御座候、此  
段貴答如此御座候、以上、  
(慶応元年)  
十一月廿九日

本田恕右衛門様

貴答

伊木七郎右衛門  
(番頭)

丑十月山田為正書出、

121

順聖院様御在世中御内沙汰被為  
在、下拙御取次を以、貴様御取仕立被成候草稿物、最  
初被為 思召立候  
御趣意相心得居候ハ、此節依  
御内命御取仕立被成候、御用向御見合ニ相成候間、書

面を以申出候様致承知候、然處毛頭奉窺居候義も無之、一切相心得不申候、乍去右之義被 仰出候節々

御物話等相伺居候次第、左之通ニ御座候、

一或時不計被 仰出候ニ者、古記録類廣く御探索被遊度被 思召候間、何書物ニ不限、出所等慥成書籍、縱令

片紙・半箋なり共、於外方等見當り候ハ、達

御聽候様、尤書店など江茂申聞置候様ニと 御沙汰被

為 在候事、

一古記録類ニ付而者、勿論水府侯御藏書多く御座候由ニ

付、御借用被遊度候間、下拙御内使者相勤候様被仰付、

御口上申入候處、先様御返答ニ者、御承知之通御先代

御取集被成置候書籍数多御讓傳相成居候得共、外様江

者一切御貸し不被成、乍去先年より圖書集成も御貸被

進、殊ニ別段御懇意之御事故、随分御貸可被進、何与

申書籍御入用ニ被為在候哉、書目六江印相付被遣候様、

尤當分も水府表江御格護相成居候間、早便より御取寄

せ可被成趣ニ而、御藏書目錄御廻し之上、玉海与申記

録物御借用相成、十卷計ツ、相廻り、奥向又者御家中

ニ而慥成者江写方被仰付、御成就之上 御手元江被召

置候、其後も参考太平記・東鑑此書家々ニ傳り來候古本数多有之、品数よほど多く有

有之候、其外明月記・槐記・日次記なども追々御借用

之筈ニ相成居候、いつれも世上ニ流布いたし居候本与

者大きに替り居候哉ニ御座候、左候而、右等之記録物

御自身様御覽被遊、亦者下拙江被仰付拜見之上、專

後白河法皇

高倉宮

御元祖様

丹後御局御事蹟ニ付、些少之義迄も見出し候ハ、印付

置、入

御覽候様被仰付、繰出し差上候義も有之候、右外書籍

類数多御所持之諸侯方江茂被 仰進、書目六等御借用

御写取相成候義も有之候、

一或年 御帰国之節、於伏見御飯屋御留守居田尻次兵衛

江

御内沙汰被為、在、堂上方者勿論、洛中其外近国之寺

社等傳來之古文書御借用相整候丈者、 御口上を以借

用いたし書写差上候様、尤御入用之ケ条者何々申義

御内々被 仰聞置候間、御謝禮沙汰、其外筆紙墨、其

外御代拂等之義申談候様被仰付候而、記録物等よほと

御①人手相成候事、

一或年、陽明公江御參殿之翌日

三月十一日、山田為止江戸より季安江之状に、近衛様江も、御參殿被

御物話ニ者、昨日者、御殿御傳來之御記録之内、御拜

為在候而、貴君より御受取申上置候書拔之趣意を以、御向ニ相成候

借之義、御直ニ御願被遊候所、何分不相叶御殘多被

由、其後、御沙汰も季承知、追々於致、御方様成、御心當被為在、御

思召候、其節、内府様御沙汰ニ者、往古より之古文書、

しつら相成候哉ニも季承知候、御同前ニ至極之御都合難有奉存候、就而

記録物等者、別而多分御拾護相成居候得共、一切御外

者猶また御骨折御探索被成候様肝要く、見當次第御廻し申上候、云々

ニ御出し不被遊、縱令從

御所御用御承知被遊候而も

御自身様御持參ニ而、御直御差上相成、

觀覽被為濟候迄者いつ迄も御次ニ御扣被遊、御用濟

直ニ御持下り被遊候御仕来ニ而、餘人江者一切為御見

不被遊程之御事故、必御隔意ニ不思召様ニと被 仰候、

乍去適被仰聞候事故、御入用之ケ条御書取被遣候ハ、

御自身ニ御取しらへ御書被可被進との事ニ而、別而御

懇之 御沙汰ニ付、尚亦種々御話申上候處、台記一部

者於 御手元御写させ可被下段、よふくくと相濟候間、

一右之後、又々 御上下之御序

御參殿之折、奥表御棚筋等大方古法帖等多く御差置

相成、其外古文書之御手鑑御拜見被遊、當豊後・豎山

武兵衛・下拙三人 御側江被召出拜見被仰付候、源頼

光朝臣大江山之節、為御暇乞參殿之御玄闕帳なども

其節拜見被仰付候、且亦御當座和歌之御會被為在候、

近衛家

御父子様

齊彬公

近衛家諸大夫

貳人

御和哥掛御用人

右同 御側向

三人

原田才輔

下拙

御人数ニ而御題頂戴仕候、尤御當日者御題迄 御

銘々様御受取、後日御詠出御取集相成候事、

一右様之次第ニ而、古記録之内御用見合相成候類者、追

貴様江御下渡相成候事、

一其後草稿物大凡綴立御差上被成候而

御覽被遊、御悦氣ニ而、既

御逝去之年弥、御參府、被遊候ハ、

御參殿ニ而、右草稿之御書物

忠熙公江被入、御覽、尊慮之御ケ条御書加得御願被

遊せ候而、可相成者序跋之間御願可被遊与奉伺候間、

誠以恐悦之段申上、猶亦下拙より奉伺候ニ者、右様

近衛家御書添迄も被進候上者、此上御疑念者不被為

在訳ニ而、慥成御家譜ニ相成候間御届被仰上、此節よ

り乍恐

皇孫之御系圖ニ御改正被遊候

思召ニ被為、在候哉与、御雜談之様ニ御問掛申上候処、

否々決而左様ニ者不被遊、此一巻者極々御秘書ニ被遊

置、深く御手元ニ御扨護被遊候迄之事ニ而、御内外共

矢張是迄之通じや、心配ニも及ばぬと御笑話被遊候義

も有之候事、

一最初御發起之御趣意者前文通一圓心得不申、何様之事

より、御不審御差起被遊候哉と深く致勤考候得共、奉

恐察兼候、先年伏見御滞在中、山田一郎左衛門などよ

り御物話之節、御聞込被遊居候義も可被為、在候哉、

其後御國中、御巡見之節も、古寺社古文書御探索被遊、

川内八幡新田宮社家傳來之古文書も取しらへ被仰付候

義も有之、且又江戸御家人ニ金子宗耕と申者隠居いた

し、御城坊主同様諸侯方江御伽ニ罷出軍談致し、御屋

鋪江も毎度被為召軍談申上候、此者深く古記録物探索

いたし、世上通例之講義与ハ大きニ相替り、太平記・

東鑑・源平盛衰記など之軍談者、得手物之様ニ承居候、

就而者勿論佛書をも心得居候相應之博學人ニ御座候、

近來嶋津折士烏帽子之儀も、此人など深  
く遺徳ニ存し、御噂申上候哉ニ御座候此者なども不審相立、

御物話申上候筋も可有之哉と存候事、

右之外可申出義無之、尤御見合相濟候ハ、此書面

者御返却可被下候、以上、

(慶応元年)  
丑十月廿五日

(為正)  
山田玄齋

安政二卯四月、玉海之中ニ而見當候事有之、左之通、

治承四年子五月、高倉宮被為敗死候以後、猶存命哉之

風聞為有之由、同七月者伊豆国ニ被為出、同九月ニ者彼宮ノ子ニ稱三宮有幼少之人、以件之宮為父宮歎奇怪之向ニ相見得、或ハ頼朝公三宮と駿河杯ニ為被成御座事茂相見得、且其比者丹後局茂関東ニ歸り、藤九郎盛長ニ被為嫁居候事大日本史等ニ明白有之、旁考合申候得者、彼宮之御子達八人被成御座候中ニ而、称三宮御子様餘程(マ)

御元祖様御事ニ被為當候様有之、即頼朝公御教書ニ三郎と被為書候茂、此三宮様を被為指而之御詞哉と奉存候、左候得者、玉海右等之文言第一證據ニ相成儀御座候間、水府本計ニ而者心遣奉存、為念塙氏之玉海茂見合置度、卯四月末之便より頼越置候処、同六月朔日返書同廿六日相達候、

上文略ス、兼而被命置候御儀ニ付、玉海之内見合候廉被仰遣、早速塙本取寄せ、別紙之通写取差上候云々、今便被仰遣候趣茂奉達御聽候処、別而精勤之御褒詞奉伺、夫ニ付今般(マ)

慶應元年

乙丑十二月廿一日

一昨十九日、二丸御側御用人蓑田傳兵衛殿より明日御用と觸来候得共、雪降老脚殊ニ風邪氣ニ付、極内分手紙ニ而今日ニ不限御用ニ茂御座候ハ、明日罷出度、何分共御不都合不相成やう頼越置、今廿一日四ツ時罷出、傳兵衛殿江御届申出候処、御慰斗付ニ而、

一金貳千疋

貳歩金ニシテ五両包、

右者、老年まで御前御用調物骨折致精勤ニ付、御内々拜領被仰付旨、傳兵衛殿御取次を以致承知之、右員數御用部屋書役衆より被相渡、難有御禮御取次者勿論、書役衆ニ茂御用部屋江罷出申上、夫より婦掛御記録所江罷出候而、席中ニ茂致吹聽候、

同廿一日

一此中より被仰付置候忠久公御真像并両庄来由之卷冊、京都御留守居吉井幸輔京人中路權右衛門と同伴罷下、經裏ニ御草畫之御像、其外京画師冷泉三郎為恭天保



年間書写候頃之書留、二九江差上候事共、段々致増  
補差上奉伺候処、養田より被備 御覽、随分宜敷候間、  
浄写為致可差上旨、同人取次を以致承知候、猶入念無  
拔目やうまたく、為可考、私宅江持下り候也、

慶應元乙丑十二月

北條織衛

嶋津勇馬

西筑右衛門

伊地知小十郎

本城源七郎

右、御小姓與番頭・當番頭、又者御用人・町奉行格・

御側役江御役替被仰付、御礼相濟候付、来年頭より當

御役ニ付、御太刀進上被仰付度御座候、

右之通相しらへ、此段申上候、以上、

(慶應元年)

丑十二月

川上正十郎

来年頭御式被遊

御請筈ニ付、御役并地頭職ニ付、持參太刀ニ而御祝儀

被申上候訳、又者痛所等ニ而納太刀ニ被願出候向者、

其訳何分引札を以可被申出候、此旨致通達候、以上、

但持參太刀ニ而御祝儀被申上候向者、来ル廿六日并

廿八日習礼有之候付、四ツ時可被罷出候、

(慶應元年)

十二月廿三日

當番奏者番

宮之原小膳

樺山要人

名越彦太夫殿

肥後八右衛門殿

吉川源右衛門殿

加藤權兵衛殿

○伊地知小十郎殿

伊集院中二殿

安田助右衛門殿

田原直助殿

蘭牟田利兵衛殿

迫水善左衛門殿

高崎兵部殿

〔右三付引礼〕

私事、来年頭御役ニ付、持参太刀ニ而御礼申上筈御座候得共痛所有之、納太刀ニ奉願度奉存候、以上、

(慶応元年) 十二月廿三日 伊地知小十郎 (季安)

口上覚

〔朱ニ而書人有之、口裏ニ取次 川上正十郎〕

※ 私事、来年頭御役ニ付、持参太刀仕御礼申上筈御座候得共痛所有之、御禮席罷出躰無御座候間、進上物納ニ

被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(慶応元年) 十二月廿五日 伊地知小十郎 (季安)

※(行間)

〔朱書入 願之通被仰付候、

十二月 亘

右、今日奏者方書役津留与右衛門殿江喜十郎相頼、案文通書認、御用人座へ差出候処、二階堂源太夫殿為被受取由候事、

右江朱ニ而書入、

廿九日、御記録方へ名代聞候やう為被下ケ由、元日承之、

一同廿五日夜四ツ過、左之通、

御自分事、町奉行格江御役替被仰付御礼相濟候付、来年頭より當御役付御太刀進上被仰付候、尤年々仰渡者無之候、此旨亘殿被仰候、以上、

但御受之届可被申出候、

(慶応元年) 十二月廿五日

伊地知小十郎殿 二階堂蒨 (行桂) 川上正十郎

〔付紙上ノ原御請書〕

私事、町奉行格江御役替被仰付御禮相濟候付、来年頭より當御役付御太刀進上被仰付候、尤年々者仰渡無之旨、亘殿依仰被仰渡趣奉畏候、此段御受申上候、以上、

(慶応元年) 十二月廿五日

二階堂蒨様 伊地知小十郎 (季安) 川上正十郎様

一同廿六日四ツ時、左右衛門 御本丸御納戸江罷出、禮式太刀一腰代百文并御馬代三百文、書役道嶋源五郎殿

128

へ頼入上納相濟、木太刀老腰・御馬代預書如左、

預り

見分森八郎次印

錢三百文〇〇

伊地知小十郎

右、年頭ニ付進上相成預置也、

(慶応元年)

丑十二月廿六日

御納戸蔵

役人

一二丸御納戸江茂禮式太刀一腰代百文相納、申受前條同

断、

129

預り

見分伊藤郷十郎印

一錢三百文印

伊地知小十郎

右、預置也、

(慶応元年)

丑十二月廿六日

二丸御納戸蔵

役人印

右之通、木太刀貳腰と預書貳通取束、奏者方江當日全

130

右衛門持參、書役衆江差出候処被見届、預り書ハ被返  
候由、此下へ入置、

栗原信充天保壬寅の年著書

先進繡像玉石雜誌

傳聞、山城国葛野郡梅尾高山寺闍伽井坊に寛耀僧都の  
畫きし曼茶羅の粉本數種あり、また別に當時顯密の諸

碩徳の肖像を畫きし草本とも頗る多しと云とも、彼山

の庫中多くは御寺務の宮仁和寺の御封印にして、虫拂の

時には御室より御代官として何某僧正御房登山あるこ

とにて、高山寺禪堂院明應上人御影堂に出席して點檢せらる、

嚴重の式なれとも、闍伽井坊の蔵ハ格外の事にて、方

便智院慧官護闍梨の寫して示されし寛輝僧都の稻荷の

神影あり、

右、梅尾山書畫の事ニ書拔なり、

慶應二年寅

131

年頭御太刀進上人数帳

御記録所

嶋津兵庫殿

嶋津左衛門

右、繼目并家督被仰付、當年頭迄者御札不相濟候處、

其後御禮相濟候付、来年頭より家格付御太刀進上被仰

付度御座候、

川上右膳

右、當御役ニ而、當番頭勤被仰付候得共、御禮之不及

沙汰、来年頭より御役付御太刀進上被仰付度御座候、

北條織衛

嶋津勇馬

西筑右衛門

伊地知小十郎

本城源七郎

右、御小姓與番頭・當番頭、又者御用人・町奉行格・

御側役格江御役替被仰付、御札相濟候付、来年頭より

當御役ニ付前条同断、

(慶応元年)

十二月

川上正十郎

細瀧權八

右江朱ニ而書込有之、

川上右膳

右、御役付御太刀進上被仕来候間、當番頭勤被仰付候

而も御札之不及沙汰付、来年頭御役付御太刀進上可被

仰付儀与奉存候、

北條織衛

嶋津勇馬

衰田傳兵衛

西筑右衛門

伊地知小十郎

本城源七郎

伊木七郎右衛門

右、織衛事御小姓与番頭御役、勇馬事當番頭御役、傳

兵衛事御側御用人御役、筑右衛門事御用人御役、小十

郎事町奉行格御役、源七郎・七郎右衛門事御側役格御

役被仰付、都而御禮相濟候ニ付而者、来年頭當御役付

御太刀進上可被仰付儀与奉存候、

右之通相調、此段申上候、以上、

(慶応元年)

丑十二月廿三日

御記録奉行

痛所伊地知小十郎  
外廿八名前後略ス、

口上覚

私事、来年頭持参太刀仕御禮申上筈御座候得共痛所有  
之、罷出躰無御座候間、進上物納ニ被仰付被下度奉願  
候、此旨御申奉頼候、以上、

(慶応元年)  
丑十二月

朱書

伊地知小十郎

外略ス

右者、来年頭納太刀被仰付被下度願被申出、調被仰渡  
候、来年頭持参太刀仕候人痛所有之節者、願之上納太  
刀被仰付先例御座候間、右三拾人痛所等有之候、付而  
者願之通納太刀可被仰付儀与奉存候、以上、

(慶応元年)  
丑十二月廿九日

御記録奉行

(中表紙)

慶應二年丙寅十二月廿七日より

至三年丁卯正月

日記

伊地知季安

寅十二月廿七日

口上覚

取次

川上正十郎

私事、来年頭持参太刀仕御礼申上筈御座候得共痛所有  
之、罷出躰無御座候間、進上物納ニ被仰付被下度奉願  
候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

(慶応二年)  
寅十二月廿七日

伊地知小十郎

134の1 「張紙」

願之通被仰付候、

(慶応二年)  
十二月

出雲

右通、御用人座書役内田八郎次殿江黒田次右衛門を以

相頼、當日差出候事、同廿八日比、御張紙左之通ニシ  
テ觸書被仰付候、

伊地知小十郎殿

川上正十郎  
伊集院十右衛門

見分丸田弥右衛門

「三ノ誤也」  
錢四百文

御馬代

外ニ  
錢百文

御太刀代

伊地知小十郎

右、預置也、

(慶応二年)  
刃

十二月廿八日

二丸  
御納戸藏役人印

預り

見分  
愛甲嘉右衛門

錢三百文

伊地知小十郎

右、預り置也、

(慶応二年)  
十二月廿九日  
御納戸藏 役人印

右、木太刀二腰并預書二通、奏者方書役津留与右衛門  
殿へ忝右衛門差出候也、

明後三日酉上刻 御對面所江被遊

御出座、御謠初有之筈候間、各中三日七ツ時罷出可被  
相詰候、此旨出雲殿被仰候、以上、

(慶応三年)  
正月朔日  
川上正十郎  
伊集院十右衛門

猪飼央殿

北郷浪江殿

嶋津織部殿

伊地知小十郎殿 八名略、  
七名同、

御用之儀候間、明十一日四ツ時可被罷出旨、圖書殿依

御差圖申達候、以上、

(慶応三年)  
正月十日

伊地知小十郎殿

入来院恰 (公寛)

私事、御用之儀候間、明十一日四ツ時可罷出旨、圖書殿依御差圖被仰渡趣奉畏候、以上、

(慶応三年) 正月十日

入来院恰様

伊地知小十郎 (季安)

右三付、同十一日雨天、乘輿ニ而五ツ過出宅、垂水屋敷裏門通供屋ニ而下輿、北御門より罷通、右之恰殿江御届申出、月番座より桃之間邊江相扣居候処、今日御用人数五拾八人欵之由ニ而、御觸達不相届九ツ過出揃、(諏訪武盛)自其 御袖判下江被呼揃、敷舞臺江御家老衆嶋津伊勢殿・桂右衛門殿・新納刑部殿御列席之上、御用人伊集院十右衛門殿同伴ニ而、繰違より三疊目頭江罷出角掛致拜禮候処、伊勢殿よりは江与被召ニ付、御座近相進拜伏仕候得者、 御意と被仰、

139 一御用人

一御役料高百四拾石

一奥掛

伊地知小十郎

右者老年ニ罷成、當務致精勤候付、別段之御取訊を以右之通御役替被

仰付、御役料高被下置、御文書方江是迄之通被掛置

候、

(慶応三年) 正月 伊勢 (諏訪武盛)

右、御書附被為讀達御渡ニ付、少し相進拜受退出、御用人座江罷出、御書付差出席中江萬端奉頼旨致演述候、左候而、同席龜山甚之丞手引ニ而、御殿中諸御座方御内證為御礼、御家老座三之門敷居上ニ而拜礼、自其大目附座・大番頭座・組頭詰席・御用部屋五ヶ所廻指同様御禮申上候、然処伊藤彦介引進ニ而、(忠義)太守様江御目見被仰付、御礼相濟退出、御文書方江出勤、町田氏・佐多氏・青山氏杯江御書附差出致吹聴、猶又萬事頼合、即御礼廻口上折掛等之認方、當座書役中江頼置、二之御丸御用部屋江罷出、御禮申上候処、田尻務同伴ニ而  
中將様江御目見被仰付退出、御文書方江立帰候処、八ツ後ニ相成同席皆被引取、口上書認方之書役計被残居

## 覚

拾通出来居、即相請取廻勤嶋津隼人殿・嶋津伊勢殿・新納刑部殿江参り、自其外孫本田恕右衛門宅へ立寄、拙者并召列家来・下人・加籠夫迄弁當相仕舞、新屋敷之桂右衛門殿江参、自其上方ニ向ひ、肝付兵部殿・入来院恰殿・嶋津圖書殿（久世）・嶋津出雲殿・川上但馬殿まで相濟、七ツ婦宅候、祝客七八拾人夜八ツ過まで、細事別冊ニ留置也、

同十三日

一御用人

一御役料高百四拾石

一奥掛

一御文書方掛是迄之通

一持高四拾九石九斗九升九合五勺四才

一當八拾六歳

一居所坂元村之内上之原借地

右者、私事今日御用人江御役替、御役料高被下置、

奥掛ニ而御文書方江是迄之通被掛置旨被仰付、難有

口上

## 口上覚

仕合奉存候、明細帳為御見合此段申上候、以上、  
（慶応三年）  
 卯正月十一日 伊地知小十郎（季安）  
 右、十二日ハ休日ニ付、十三日、御文書方江出勤、同案四通持出、内貳通八月番御用人入来院恰江差出、其壹通者御用部屋江被差出之由候、又壹通者 二之御丸御用部屋田尻務江差出、又壹通者大番頭組方江持参、書役村田林兵衛江差出、皆當日之筋ニ而候事、

私事、今日御用人江御役替、奥掛被

仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節御太刀進上仕、

御礼申上度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

（慶応三年）  
 卯正月十一日

伊地知小十郎（季安）

右、杉原堅紙一枚ニ書認、當日之筋ニ而、十三日入

来院恰江差出候事、



一筆啓上仕候、  
日差出候事、  
右二通、當日之筋ニ而、御小納戸折田平内殿江十三

帶刀様益御勇健被成御座、恐悦御儀奉存候、然者私事、  
去ル十一日、御用人江御役替奥掛被仰付、御役料高百  
四拾石被下置、難有仕合奉存候、右御礼為可申上貴様  
迄如斯御座候、恐惶謹言、  
正月廿九日  
伊地知小十郎(季安)

私事、今日御用人江御役替、奥掛被  
仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下  
度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、  
卯正月十一日  
伊地知小十郎(季安)

覚  
私事、今日御用人江御役替、奥掛ニ而是迄之通御文書  
方江被掛置旨被仰付候、此段申上候、  
卯正月十一日  
伊地知小十郎(季安)

一卯二月七日、高奉行所より今日四ツ時御用申来、役人  
代喜十郎罷出候処、如左、  
高百三拾五石六斗貳升四合六勺五才  
内四石三斗七升四合八勺九才  
但相重、  
伊地知小十郎(季安) 役人

一筆致啓上候、愈御壮栄被成御座、珍重御儀奉存候、  
然者云々、右御礼為可申上如斯御座候、恐惶謹言、  
大久保一藏様  
参人々御中

帶刀様  
御用達様  
右同案  
内膳様  
御用達様

右、高直御免之段、慶應二年刁十二月卅日圖書殿より川上正十郎取次ニ而被仰付候旨、書役柴源七郎より承知候事、

一代々小番、

一奥掛御用人相勤申候、

一嫡子伊地知喜十郎御廣敷番之頭御役相勤申候、

一四男徳四郎三嶋方書役、

右之通申出、高員数無相違記申出、帳面被留候也、

口上覚

私事、町奉行格ニ而御役料高九拾石被下置候処、當正月十一日奥掛御用人江御役替、御役料高百四拾石被下置候旨被仰付、難有仕合奉存候、依之御支配有之迄之間、所務米手形を以相渡候様被仰渡奉存、此段申上候、以上、

(慶應三年)

卯二月八日

伊地知(季安)小十郎

御勘定所

御支配方

右通、翌九日喜十郎より坂元仲兵衛殿江相頼差出候事、

手形

帖佐与方一

真米三石八斗四升起

伊地知小十郎  
役人

右者、奥掛御用人江御役替被仰付、御役料高百四拾石内九拾石者此内より被置候旨、以御證文被仰渡、高御支配不相濟内者所務米可相渡旨、御勘定所問合有之候間可被渡也、

帖佐與

御代官

(慶應三年)

卯二月廿日

樺山武左衛門

木藤源左衛門印

帖佐与方

蔵役人

右、郷田源五郎世話ニ而被遣候也、

卯五月十九日

御用之儀候間、明廿日四ツ時可被罷出候、以上、

(慶應三年)  
五月十九日

伊地知小十郎殿

伊藤彦介

廿日 甚雨

一四ツ時分罷出、御本丸御用部屋江罷出御届申上候処、彦介より於御次之間、先比泰公遺事ニ遺漏之事共者有之間敷哉、從

中将公御問條被為在候砌、段々旧記等相搜し集写、一大冊ニシテ備考と名付差上候處、今藤新左衛門江遺事之再撰被仰付拜呈候間、

(余信) 慈徳公之遺事も探索之上、写集可呈旨被仰付奉拜承候、

右ニ付、御目見迄茂被仰付候、退出掛ニ御文書方ニ茂一刻罷出、古の遺愛など見合度相尋候得共、不被見出由承候間、先ハ帰宅也、

151

手形

帖佐与方

真米貳石貳斗四升起

伊地知小十郎  
役人

右者、奥掛御用人江御役替被仰付、御役料高百四拾

石之内、此節五拾石被下置候旨、以御證文被仰渡、高御支配不相濟内者所務米可相渡旨、御勘定所問合有之候間可被渡也、

(慶應三年)  
卯六月六日

御代官  
向井十郎太夫  
榎山武左衛門印  
帖佐与方  
くら役人

當七月限

152

手形

帖佐與方

真米九斗五升三合起

伊地知小十郎

右者、奥掛御用人御役料高として被下置候旨、御證文を以被仰渡候間、所務米皆濟とシテ可被渡也、

辰四月十四日

御代官  
榎山武左衛門印  
山本新五右衛門  
帖佐与方  
藏役人

季安撰考記

(表紙)

季安撰考記

(中表紙)

季安撰考記

目安

近衛植家公御手跡考

(西藩古郡院説) 省ク

國分正興寺仁王考

(高千穂考) 省ク

鹿兒島、伊敷、四郎ヶ坂等之説

島津御莊之拔書

穆佐悟性寺古塔考

1 近衛植家公御手跡考

鳴津御庄と為被名付庄号の根元ニ付、乍憚及愚按候事有之、預尋去巳四月、乍不束四冊愚撰仕置、右引書の内江從 近衛家 日新公江為被進せ御書寫載置、其文

中ニ御筆色紙三十六枚為被進せ趣相見得候處、両三年

巳前 近衛植家公御手跡色紙形卅六枚と銘書有之古包

紙迄茂相添、勿論三十六枚共銘々色紙裏ニ 近衛殿植

家と小札押付、其札共虫付ニ成居候を、和田平右衛門

市ニ而見當被求置候由、餘程為似寄物ニ而、平右衛門

ニ茂不審存付私江預尋、右年代旁舊記考合愚按仕候次

第、誤等可有御座儀者乍案中左之通、

1の1 「正文在新納楚与家」

雖比興候短尺書進之、

雖未申通候、由緒異于他事候間令啓候、抑一乱以來不辨之儀難盡紙上候、此時一段預合力候は可為祝着候、併芳情頼入候、猶九澤軒申含候、<sup>⑤事</sup>每年期後信候也、状如件、

卯月廿七日

<sup>(近衛尚通)</sup>  
(花押)

嶋津近江守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三七六号文書・同附録二「二八〇号文書ト同一文書ナ  
ルベシ)

1の2  
「亦在新納楚弓家云」

雖未申付<sup>⑤候</sup>、以事次令啓候、抑御家門御事異于他御由緒候處、御無音実背御本意候、定而聞召及候哉、公方様御祝言之事被遂其節、既去三月、<sup>(足利義輝)</sup>若公様御誕生候、

天下安全基御家門殊御大慶候、自然相應之儀可申入、

随分不可存疎意候、然而依数年都鄙乱逆、御家領等非

分族押妨候、言語道断候、<sup>(⑤今)</sup>如此者可及御断絶候條口

惜<sup>(⑤敷)</sup>次第<sup>(⑤ナシ)</sup>候、此砌以舊好之儀被成御馳走、被扶助

申候者公私所仰候、此等趣態可被差下御使節之由御有

増候、不<sup>⑤知</sup>案内之間延引之刻九澤軒下國之由候間、雖

被致故障候、種々被仰被言傳御書候、并花月五十首御

筆、<sup>(近衛尚通)</sup>同從禪閣御書短冊十首御筆乍御憚被下候由、得其

意可申旨候、猶彼軒可被演說之、可得御意候、恐惶謹

言、

卯月廿七日

<sup>(英力)</sup>  
長美 (花押)

謹上 嶋津近江守殿

御館

進藤筑後守

<sup>(英力)</sup>  
長美 (花押)

謹上嶋津近江守殿

御館

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三七七号文書・同附録二「二八一号文書ト同一文書ナ  
ルベシ)

右貳通年号無之候得共、將軍家譜三、義輝御事天文五年

三月十日誕生、母ハ近衛閨白尚通女と有之、則進藤書中

江去三月若公様御誕生と有之事ニ相當、且御判行茂花押

藪見合候得者、尚通公御判ニ無相違候間、決而天文五申

四月廿七日為被下御状ニ有紛間敷、但、尚通公御事も其

四年前天文二巳四月、被遂御出家候而、禪閣と申上砌候  
 得者、其頃ハ御隠居ニ而時之閑白者、種家公被相當、外  
 ニ御書并花月五十首の御筆被遣之、左候而、同様從、禪  
 閣茂御書と短冊十首の御筆為被下趣、進藤書中ニ見得居  
 候處、如何様、種家公御書等之儀者及傳失候欵、右、禪  
 閣御書式通之寫のみ見當寫置申候、扱嶋津近江守とハ新  
 納家八代忠勝事ニ相當可申、右之前年天文四年十月、嶋  
 津實久乱逆ニ付、勝久公御事鹿兒島より如帖佐御微行被  
 為在、真幸般若寺邊江被成御座候砌、忠勝何欵趣向有之、  
 般若寺江為被參事樺山玄佐茂被書置、其上天文五申三月  
 十日、段々勝久公江為被伺條書茂新納氏ニ相殘居、且其  
 頃忠勝ハ志布志より大崎・松山・末吉・財部・梅北・百  
 引・平房・恒吉・高隈・市成等迄致領知、御一族内ニ而  
 茂餘程之大人ニ而、翌六年酉七月、實久并豊州忠朝・北  
 郷忠相・本田董親・祢寢清年・肝付兼續坏志布志江出會  
 ニ而、實久を守護ニ可取持哉相談之節茂、忠勝者同意無  
 之程の威勢被振居候砌ニ而、殊ニ其身文武の才有之、歌  
 道ニ茂被達候而、天文二年、遊行十六世他南要上人巡來  
 之節、歌會等為被催人候間、旁右鉢之成行、近衛家ニも

被聞召上候半、

抑島津御庄の根元者、萬壽年間平大監季基等指シて主茂  
 無之荒野を只今の庄内邊ニ打開き、種家公之御遠祖宇  
 治閑白頼道公之庄園ニ奉寄進候、以後御代々御家領ニ而  
 漸く被召廣、六代御子孫、基通公御代ニ相成、基通公  
 北政所三位家より、得佛公江思召之程茂被為在候哉、諸  
 大夫より下文ニ而鎌倉江御達被為在、元暦二年巳八月  
 頼朝公御下文を以、得佛公御七歳ニ而御奉職被遊候御  
 已來、島津御莊薩隅日三州之總名ニ被召成、惣而、御名  
 字之地ニ相成、自其當年迄、六百五十年也、誠ニ御由緒異于他候御譯合  
 被為在御國ニ而候處、尚道公御書中ニ被為書候通、一  
 乱後御不辨難盡紙上、或者進藤氏書中ニ茂、數年都鄙之  
 乱逆ニより御家領等非分之族押妨候、如今者可及御斷絶  
 候と見得候事共、第一島津庄之御家領等元弘之頃より足  
 利尊氏領等ニ相成、終御領知も被為断絶候事を、右通為  
 被仰ニ可有御座、夫故、尚通公御時代迄右鉢之御由来茂  
 能被為聞傳、御舊好之一筋を以嶋津家之儀者他ニ相替、  
 格別御頼母數被思召上、右通段々御筆之御短冊共被為贈、  
 無御據御頼為被遣ニ可有御座、然處天文五年、右之御書

為被遣頃ハ、最早勝久公より 大中公御家統御讓受為被

(實久)

遊已後ニ候得共、實久乱逆ニ而三州大乱之最中ニ候間、大中公茂一旦如伊作御引取被為入、日新公と御父子ニ而、實久令押領居候伊集院等其年三月七日、被為取返候折柄ニ相當り、且日新公御齡より一年忠勝八年増ニ而、旁其頃迄の威勢は日新公より被振居候故ニ茂候欤、却而忠勝を右通御手厚被為頼候半、然共其時分より忠勝領内江者豊州・北郷・本田等の諸家度々取掛、三ヶ年相當天文七戌七月ハ終被及落城、右様為被頼詮茂無之折柄、日新公 大中公御父子の威徳者増日莫大ニ被為進候而、無程御中興被遊候間、追々其成行 近衛家ニ茂被聞召達候哉、左之通御頼被為越候、

好便之條馳筆候、家門事對其國舊好異于他儀不玆候、連々無疎意馳走之段執成頼入候、仍色紙三十枚雖其憚多候書進之候、委曲猶申含古市長門守候也、状如件、

六月廿七日

△(近衛種家)  
⑩(花押)△

日新軒

(本文書ハ旧記雜録前編二二六七四号文書ト同一文書ナルベシ)

右茂年号又ハ御判等無之本ニ而寫置、然共先史河野通古

諸家大概記、或ハ郡山遜志諸家調等之最上氏傳ニ、出羽之住人古市甲斐子古市長門守實清と申者、大中公御代御家ニ罷出、坊津等江来居候由、左候而、長門事 近衛種家公御状などに相見得、上方ニ入魂之者有之候哉、日新公伊呂波歌 種家公江被備一覽候時など御使申候と通古茂被書置候得者、右御状之事共專為被申ハ明白、然者前文忠勝江為被下時分より無間、又日新公江茂種家公より為被遣儀有相違間敷、左候而、御文中江家門事對其國旧好異于他儀不玆候と被為書候者前條同断、古来より御由緒之事ニ可有御座、且色紙三十六枚御染筆被添進、委曲長門守ニ被仰合御頼之御座候者、日新公江の御通好第一初發之御書共ニ者無御座候哉、尤 近衛家右舂色紙形御染筆之儀ニ付而者、御故實被為在不容易御事ニ候由、右御代より遙近代之事ニ者御座候得共、類例ニ茂可相成哉、左之通、

104

一筆致啓上候、前撰政様彌御勇健被成御座、珍重奉存候、然者同氏上總介賀之屏風相調候付而、色紙形御



清書之儀從 左府様被仰上候處、今度之祝儀格別被思召上、御染筆被成下、頃日相届致拜見候、右御清書之儀故實有之、不容易御事之由候處、被盡御心候儀、誠以御懇之至辱奉存候、御禮為可申上如斯御座候、隨而目錄之通致進上候、此旨宜預洩達候、恐惶謹言、

八月四日

繼豊

中川石見守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄追録三」一三〇九・一六八八号文書、〔同附録二四三九号文書ト同一文書ナルベシ〕

芳牒披見、内々令〔約〕諸候賀之屏風相調之〔候〕伸謝象〔要〕、如目錄賜之、丁寧之至怡悦之事候也、

九月八日

近衛

家久御判

薩摩少将とのへ

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二四四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

右貳通茂年号等無之候得共、繼豊公少将之御時候得者、享保九辰九月、吉貴公五十御賀之前方ニ茂可有御座、此御禮書之趣ニ而、和田氏為被求置 植家公御手跡色紙形三十六枚之事茂彼是準合拜見仕候ニ、色紙毎ニ銘々認

様被相替、一枚迎茂同躰ニ為被認ハ全無之程ニ御座候、然者色紙形之字ハ、軌範之意ニ者段々認方の手本ニ可相成様、夫々被盡故實御染筆為被遊物欵ト及愚按、誠ニ不容易御懇贈之物ニ茂可有御座、左候得者、右時代御一族之内ニ而茂、日新公杯申上程之御人躰ニ不被成御座者、容易可被進躰之物ニ茂有御座間敷、其上色紙之頁数茂從植家公 日新公江為被進前文御書中江被為註置候通、三十六枚之御文言ニ混ト致符合居、剩三百年計久敷相傳候物一枚迎茂不及散失、古き包紙之儘和田氏為被求得事、御先靈様方御擁護共可申哉、何共珍奇之至、就而者前件御文書ニ、萬々一當分御色紙ハ不相添ト申事共有之欵茂難計、愚陋之私共別而妄疑差起り、若哉當分ハ右之御狀計ニ而、御色紙在先不相知ト申向共御座候ハ、餘程似寄為申物ト、乍恐平右衛門杯咄合申事ニ御座候、殊更近衛家茂如御存、基通公御正統ハ 南朝之頃一先被為絶、當近衛家より 於御當家茂 御中興様以來如只今御通親被為在、根本ハ右御狀共第一初發ニハ無御座哉、御元祖様以來格別成御旧好、連々無御疎意様被為頼候御趣意之語脉茂粗相見得、萬一右躰古來之御由緒ニ相係り

候御状別ニ相少く、前件色紙も其御状共ニ被相添為被進物ニ茂、若哉御吟味被為付向、於成立ハ乍憚容易難被仰御重寶ニ而、第一 日新公御秘藏為被遊置物之筈候處、

貳三百年之間乱世久敷、前文通現在 御名宛之御状さへ、

其節御使仕候長門守孫最上右近代迄ハ彼家ニ為持傳筋ニ被考候得者、御色紙之儀茂古來被取放、誰ぞ先祖ニ茂格護仕來、右跡之譯筋、至近代迄存知候者茂無之、前文通存外為洩出筋共可申欵、來歴ニ付而者甚不審之至、如此愚評仕茂至極憚多奉存候得共、何分ニ茂 植家公御書面色紙三十六枚之員數と符合仕居候上、 植家公御手跡色紙ニ者無別條趣、古銘書等茂相添居候物之事候間、若哉夫々御吟味被成下、萬々一於御用立ハ平右衛門ニ茂不圖求置、別而冥加至極難有仕合奉存段申承、其段八年内より細事御頼申上置通御座候付、私跡淺陋之臆見御物笑共乍存、任御噂粗愚按之妄説如此御座候、萬端宜御取捨御吟味被下度、尚書外平右衛門口述ニ可被頼上候間、何茂宜奉願候、以上、

午正月廿四日

伊地知小十郎

伊集院喜之助様

106

午二月廿四日、左之通御色紙ニ相添、喜之助殿持參ニ而御當地出立有之候事、

包帯銘カキ、小奉書位の程也、

近衛植家公御手跡色紙形 卅六枚

銘々裏ニ小札アリ、

近衛殿植家公

(三十六枚色紙省ク)

色紙寸尺	青色	拾壹枚	
	黄色	拾枚	白く成居候、
	赤色	四枚	
	桃色	三枚	
	白色	八枚	黄色と分りかね候もあり、

右御色紙三拾六枚ニ季安愚按之壹冊相添、午四月廿

四日、岩下巨殿御取次ニ而、

（弁意）銀臺公御覽被奉備候處、別而 御感賞直ニ御貰ひ被遊、

拾貳枚宛三幅之御掛物ニ御調、愚按之壹冊被相添、

御手本御格護可被遊置旨被仰出候由、段々細事末ニ

寫置候事、

此度御詰中平田大人其外伊木氏など、博古之衆江御

間札可被下事共任案出、荒々左條ニ奉頼候、

107

一日州莊内都城梅北村江鎮座候神柱大明神之儀、萬壽年

中平大監季基庄内邊之主茂無之大荒野を打開き、宇治

関白頼通公之莊園ニ致寄進、其あたり本より嶋津と申

地名之所ニ莊衛被相建、莊号茂嶋津と為被名付と被考

申候、其砌季基娘六歳ニ相成者へ伊勢の外官神託有之、

右之社地江長元年中より外宮と宇佐八幡を莊内之鎮守

ニ相祀り、外宮ハ右通神柱大神宮と崇め為申由、右の

女ニ當肝付新太夫先祖伴兼貞入躰と成、梅北家之元祖

兼高等出生ニ而、夫より代々于今不相替梅北氏社司仕

来候、

一右之神託御座候砌、出羽之庄内ニ茂伊勢之内官神託有

之候速同様相崇め、日本國を両分ニして三拾三ヶ國ツ、

司給ひ、右之神柱と合せ日本二柱之神と申候趣、神柱

縁記ニ相見得候間、出羽之莊内茂宇治関白殿莊園ニ而

為有之筈候、尤其頃日本國中宇治殿莊園こ、かしこ過

分ニ為成居事、段々古證愚管抄などの類不少由候、右

通日州島津莊の鎮守ニハ、神柱大神宮と宇佐八幡を莊

内ニ被相崇候得者、出羽の莊内茂伊勢内宮を鎮守とし

て被崇置候半、夫故二柱之神と為申傳共ニハ無御座哉、

左候而、嶋津莊之儀ハ上古より御莊と御宇付来候事共、

右通伊勢・宇佐両社を鎮守ニして、其寺社の修甫、且

年中行事等莊内より辨勤致シ、外ニ國司方江年貢等不

仕来由候得者、伊勢神領同前ニ而御莊と唱来候欵、又

ハ宇治殿御子孫 近衛家準三后之砌より御莊と相唱、

終ニ依例と為相成欵、愚按難決御座候、出羽莊内之儀、

上古之莊号ハ何と申候哉、領家ハ宇治殿以来 近衛家

ニ而ハ無之哉、莊内と申謂れ、且又其莊内の地江于今

神号等ハ相替候共、伊勢内宮相立居候哉、左候ハ、

代々社司所藏之古文書・縁記類有無之次第等細條問届

度事ニ御座候、彼方ニ茂何角申傳有之事ハ有別儀間敷、先年山澤禪枝於江戸出羽の人江被取合候砌、其人申候ハ、薩州御領江庄内と申殊之外手廣き所御座候由、出羽ニ茂其通山野別而手廣く庄内と申所有之、両地の豊凶災殃等大抵年柄同様有之、抑兄弟國と古來申傳候趣ニ相咄候由、禪枝直咄本田村右衛門承覺、村右衛門より承候、然處近頃諸家氏集と申ものを見候得者、羽州ニ茂梅北伴兼と有之、日州庄内神社の社司茂伴姓梅北氏ニ而、代々兼の字を付來候間、羽州の梅北茂庄内居住ニ而、右内宮之社家共ニ者無御座哉、是亦御間糺可被下候、勿論庄内と申所、當分ハ出羽何郡ニ相付候哉、出羽之内江本庄・新庄と申地名日本訂正圖江有之、私考ニハ、本庄の事を上古直ニ庄内と為申筈候得共、當分ニ而ハ、本庄之内ニ庄内と申所相殘候筋ニ茂可有御座哉、嶋津御莊など薩隅日惣名ニ相成候程手廣事候得共、本莊逆ハ諸縣郡之内、只今之庄内邊より志布志邊迄を為申筋ニ被相考、新莊とハ隅州ニ而ハ末吉・深川・財部・種子島邊之事、又薩州ニ而ハ出水郡・伊作・日置邊を新莊と為申筋ニ相見得、本莊ハ右様萬壽年中よ

り莊号相立、隅州新莊之儀ハ保延年中より相立、薩州ニ而茂出水郡等ハ大抵同頃より、伊作・日置等之儀ハ文治四年十月より新莊ニ被相立、其餘之御莊ハ皆寄郡ニ而御座候、左候而、領家一圓御領之本莊も新莊も寄郡も皆 得佛公惣地頭職被相勤、無間薩隅日守護職迄茂被為兼務、其御武威を以御莊外之諸寺社領等致支配、御家人等之身分迄御奉行被為勤候ニ付、三州一圓ニ御下知為被遊事候、聊無疑筋ニ被相考申事候、依之出羽之本莊・新莊も追々相立為申筈候と、細々古來の謂ハれ間届度、尤伊勢内宮何れの地ニ相殘候哉、莊内邊博古之衆江得と御間得可被下候、  
一 近衛植家公より 日新公江為被進御書之御使勤參り候古市長門守親茂出羽住人古市甲斐と為申之由、抑最上一族ニ而、 植家公より長門守江為被下御書ニ茂最上宗檜と御座候由、夫故関東最上殿江申達、古市を最上と相改候と史記御座候、因是從 植家公新納忠勝江為被下御状等ニ而考合候得者、嶋津御莊薩隅日三州之儀、右通上古より御由緒格別之所候得共、元弘乱已後、領家之御下知等頓而及中絶候故、右の古市長門守ハ抑よ

り出羽莊内の莊官など而、其砌迄茂無中絶參殿仕来、元来兄弟國と申傳候得者、嶋津莊及中絶候儀御殘多被思召上、如古来何角御頼被遊度、右通出羽の者を為被差下ニハ無之哉、萬一其通茂候得者、古市や最上と申地名も本莊欵新莊欵之内外最寄共ニ有之ニハ無御座哉、是亦御問糺可被下候、

一大系圖ニ秩父別當武基、其次孫畠山庄司重能、其子同庄司二郎重忠と有之、是また諸國過分ニ為有之宇治殿莊園之遺領共ニ而、近衛殿御方より為被遣置別當、又ハ庄司ニ者無御座哉、安元元年十二月・承安五年八月嶋津莊政所より百引村辨濟使等江之下文ニ、別當伴朝臣など有之、梅北元祖之事、仁安三年三月の古銘ニ伴朝臣兼高と見得候得者、下文之別當伴朝臣も直ニ兼高事欵一類ニ可有御座候、然者秩父別當茂其類ニ而、近衛殿莊官共ニハ無之哉、秩父畠山之古領家茂誰と申事共御問糺可被下候、抑重忠など近衛莊官ニ而 頼朝公旗下江罷出、得佛公御加冠等為被仰付ニハ無御座哉、彼是因縁有之やう被相考奉頼候、

一越前鮎川庄茂 近衛殿御領と東鑑ニ而見覺申候、然處

右重忠兄之孫太郎時季越前并筒城ニ相移り、伊地知と名乗為申趣、私共家傳ニ有之、其曾孫伊地知彈正忠季隨、康永三年六月、道鑑公御代御國江為被下由、然(貞久)其其後ニ茂同名共越前ニ殘居候哉、室町殿記康曆二年正月廿七日ニ伊地知左近將監重清と為申もの、弟弘清正忠従父兄弟伊地知右近將監重清と為申もの、弟弘清事ニ相當り可申、左候得者、彈正御國江為罷出以後三十拾七ヶ年ハ、越前ニ不相替伊地知為殘居事明白、然共右之并筒城ニ而相滅候哉、且誰より被滅候哉細事不相知、其居城之時分立置候哉、又以後之事情哉、并筒山永嚴寺と申寺御座候由古聞書等有之、何郡何郷何村之内ニ右之城跡又ハ寺等有之事共能不相知、殘望此事ニ御座候、然者右 近衛殿領鮎川庄之内欵、又ハ其最寄ニ共并筒山など有之ニハ無御座哉、萬一左様共候得者、秩父別當之時代より不相替 近衛殿莊官ニ而、越前江為罷移欵も難計、是又地理旁御問得被下候得者難有仕合御座候、

一字治閑白殿御子師實公六男出家ニ而大僧正覺信と為申人、本願ニ而南都一乘院建立為有之事系傳ニ相見得候、

其刻之事候半、嶋津御庄之内より右之寺領ニ相成爲申  
所有之候間、右爲被建時の年号月日、細事可成御探得  
可被下候、大和名勝圖繪茂哀れ于今借得不申、三才圖  
繪またハ伽藍記など申ニ茂見得候半欵、御借覽何分爲  
御知可被下候、

右ニ付大和名勝圖繪曰、一乘院釈書曰、當院と大乘院とかハ  
る／＼の寺務にそおハします、天平寶字元年慈潤僧都  
に始まりて後世に絶ず、當院ハ定照僧都の造立とかや  
云々、

雲上明覽曰、定昭大僧都ハ大政大臣忠平公ニ男に一條  
師尹公息とあり、系傳、定昭―定好己講―真範僧正―  
頼信權僧正―頼尊大僧正―覚信大僧正とあり、春日社  
の別當寺にて、興福寺を此官方より、

一仁安元年、三井寺之座主より禪慶和尚と申を被差下、  
今之莊内安久村ニ知足院正應寺を爲被建由縁記ニ有之、  
然處其頃の莊内領家 忠實公御院号、則右通知足院と  
申上、且又知足殿薨去後四五年目之創建ニ候間、決而  
爲御冥福爲被建寺ニ可有御座及愚按候ニ付、右年間三  
井之座首何と爲申僧欵、俗姓旁考合申度御札得可被下

候、

一同二年三月、梅北之西生寺茂伴朝臣兼高など建立ニ而、  
其節仁王體内之銘札茂有之、其後再興、弘安元年八月  
の古銘ニ、莊衛御願云々之字茂有之候得者、前件神柱  
大神宮并宇佐八幡と此兩寺を第一、嶋津庄内ニ而 近  
衛領家之時代御崇敬爲被成寺社共ニハ無御座哉、御莊  
官共段々古來之由緒共爲申立言上状ニ、引書として添  
上候内江一卷ハ當御莊寺社繪圖と御座候茂、必此寺社  
を指し爲申欵、又一卷ハ同年中行事と御座候茂、右兩  
社之年中祭事等を爲申ニ茂可有御座、然者抑島津御庄  
ニ付而者、古來差立爲申格別之寺社共ニハ無御座哉、  
然共宇佐などは當分別而小社ニ而、官共堂共難分躰ニ  
相成、殊更崩損し居候よし、此宇佐之事ニハ無之哉、  
慶長五年正月十一日酒匂新右衛門より爲差上訴書に左  
之通、

一忠久様薩摩・大隅・日向其外上方江四ヶ國七ヶ國御給  
被成、當國江御下向之刻、豊前國宇佐八幡宮江御參詣  
之時、御太刀を酒匂江被仰付供奉仕候、於社壇賽錢二  
枚御蘇芳の袖ニふりかゝり候を被成頂戴、酒匂ニ被下

候間、代々悴家ニ覺悟仕候事、

此間略す、

一愚親江鎌田尾張守殿御使ニ而、 忠久様宇佐八幡宮江

御參詣之時、錢ふりたる由被 聞召及候、于今覺悟仕

候歟と被成御尋候間、則 義久様江掛御目申候、其後

ハ不被返下候條、定而御物之内ニ可有御座候事、

右愚親と御座候ハ、日當山地頭ニ而右馬頭忠將江相付

居、永祿四年酉七月忠將於馬立御戰死之刻、遂打死候

酒匂源左衛門ニ而候得ハ、 義久様御覽為被遊ハ右年

月以前之事ニ無疑、然處抑より嶋津庄内ニ為差立由緒

之宇佐八幡相立居、 忠久様庄内祝吉御所御下向之砌、

頼朝公より茂富山を父とせよ、梅北を母とせよと被仰

出、御下國為被遊事古書ニ散見いたし、則其梅北中ニ

鎮座之八幡ニ候得ハ、御入部涯第一此八幡江ハ御參詣

為被遊筈と乍恐被相考申事候、然共元弘乱之頃より茂

欵、小社成居候而こそ中古より傳誤、豊前國宇佐と為

書出ニハ無御座哉、尤 忠久様豊前國宇佐江御參詣と

申事、旧記等ニ而所見無御座候、若彌梅北之宇佐ニ御

座候ハ、嶋津御莊開發之最初より神社同様鎮守とし

て被立置、御莊江 得佛様御初入部之砌茂右様奇瑞等

茂為有之八幡ニ、萬一御吟味於被為付ハ、格別御由緒

之社負ニ茂可相成欵、是亦得と御考可被下候、

一本朝武家系圖諸氏部ニ比企能員之系圖御座候由、人之

拔寫為申本を寫置候得ハ、安心難成候間、今一應御借

得如本御寫下し可被下候、

一後鳥羽帝之皇女高辻内親王母ハ丹後局と御遠縁ニ有之、

右ニ付、内親王生死之年月些考成候間御問札可被下候、

一治承四年四月 安徳帝御即位の節、 近衛基通公從一

位御昇進有之、 基通公之北政所茂從三位と系傳ニ御

座候得共、昇進の年月不相知候、 基通公從一位之年

月ニ而ハ無御座哉、公卿補任などに右式北政所之位階

等も有之物欵、伊木氏等へ御問札し可被下候、

一文治二年三月十二日、 頼朝公より<sup>(基カ)</sup>停 兼實公

撰政ニ被為替候時分、 頼朝公より 基通公御家領迄

茂 兼實公江被分進度向ニ被及御奏請候得共、其已前

仁安元年、 松殿基房公舎兄 基實公ニ被為替撰政之

砌、氏社領計撰<sup>(兼カ)</sup>禄として為被讓受先例茂有之迎、其

餘之家領ハ如本 基通公被為領知候事東鑑等ニ御座候、

右撰録(錄カ)ニ成候氏寺社領と申ハ、前件南都一乘院領并春日社領之事ニハ無御座哉、近衛殿など氏寺社領と申

ハ何方の寺又社欵、御間糺可被下候、

一建久四年より同七年迄の四月賀茂葵祭の節、右 近衛

中将・少将當官の方より必勅使被為勤事之由、右四ヶ

年之間勅使御姓名相知候ものハ無之哉、就中 近衛家

實公被為勤候年間ハ難糺付欵、右の頃 忠久公檢非違

使ニ而賀茂之祭へ被為勤候事、新後撰集ニ有之由、旁

考合申度奉頼候、

右ニ付朱記三才圖繪曰、葵祭ハ四月中酉日猷葵草於神前、

此山中村より、四月初申日取葵獻、元明帝和銅

四年初行之、凡唯稱祭是也、此日社司葵を禁裏

及大樹に奉る、用て之を簾ニ掛く、然共近世久

中絶、於是元祿七年、嚴命有て興發、復これを

行ハしめ玉ふ、

一埃囊抄と申古書ニ日向風土記云と引て、曾於郡高知穗

峯と申詞出候由、弥其通候得ハ、高知穗峯ハ曾於郡と

為書載風土記茂昔年ハ為有之證據明白、其上現在霧島

之麓曾於郡之地ニ知尾名と為申在所、康曆年間迄ハ證

據も 氏久公より弟子丸若徳江為被下康曆三年五月廿

日之御證判ニ相見得、旁古証相成事候、左候得ハ、里

人平日ハ高知尾の高を略し、只智尾とのみ相唱へ、終

ニ地名其麓ニ相残り為申ならん、然共其後ハ其地名さ

へ不申様相成、只今ハ清水郷弟子丸邊の事と被考候、

如此地名ハ捨り、適書載ありたる風土記茂世上ニ相絶、

本居なども不被疑決甚殘多相考候折柄、右之事承候間、

可成ハ御借覽被成下度一廉の引用ニ可相成、或人高知

穂之古証ニ智尾と申地名ハ難引と申方も御座候得共、

臼杵郡之高知甫速茂、文保元年十二月廿一日 道義公(忠彦)

諸所地頭職御拜領之下文ニハ、日向國高知尾庄とこそ

御座候得者、穂を尾と轉候例不少、旁霧島の考ニ可相

成、何卒御借得平田大人などへ被受高評度、是亦為御

國御座候、

筑前へ御滞宿、若哉御都合茂御座候ハ、御間合被為成

間敷哉、

一先年町田長右衛門殿江戸上下ニ、筑前邊之旅宿表座床

之脇棚江古キ軍記有之、天正年間九州乱ニ薩摩勢岩屋

城を攻候事共、薩广勢ハおに鬼神にやと甚勇猛ニ書の



せ、其國之人古書留ニも可有之、寫婦度乍思不調、残多候由為被咄事承及候、福岡領共ニハ右牀之古書茂必可有御座、依事外題之分成共御聞置、追而御屋敷交代之衆江御手入候ハ、御寫方御便無之共難申坎、此段も申上置候、

伴氏系圖之事

一是ハ何れ私新撰仕候内、神代より善男などあたり迄四

五冊、今一篇淨寫仕、御話中ニ追而差登せ可頼含御座

候間、其内平田大人江御相見も候ハ、伴善男の一流

を第一として、其外伴姓系図持候人者無之哉御問尋、

若御借得於被為調ハ、芝詰檢見崎伴五郎殿江御達、御

寫下し可被下儀奉頼候、

平田氏著述のもの江伴「信友也、友清非也」友清と欵伴氏心安き人茂為有之

と覺申候間、其方ニ共伴族被糺候ものハ無御座哉、是

亦御尋可被下候、

右数條おもひ出しく書立、不束之至御座候得共、頓

と御出立差掛、御存牀惡筆へきはつまり眼花ちらつき

草卧果、何れ一帳ニ難書盡、先閑筆仕候者御推見宜御

賢慮を以、一ヶ條成共御糺得被仰越可被下候、御覽牀

108

貧棲之不如意ハ多年習ひ性と成、上達仕候得共、右牀探古之事乍把筆座右ニ諸引書無之、借求方及年月、徒ニ難考究事之不如意ハなかく難堪、夫ゆへ不思議如此長文御一笑可被下候、書餘期後音可申上候、返く無御障やう御自愛第一祈上候、頓首、

午二月廿四日

伊地知季安拜

伊集院兼誼雅君

二白、此中人御笑見候一首、誠之腰折なから

わかれてもかよふ心ハいにしへの

ふみ見る道やちきり成らん

外ニ詩五章、是また不束、誰そ御頼御直可被下候、

送伊君兼誼之東都三首

春風吹度武昌城 二月垂楊此送行

山驛花開類立馬 江舟烟隔迴聞鶯

含香君自隨

其二

銀臺辞早春 紹徳徒高輪

官擇和義士 國謀經濟臣

吟歌陪宴樂 獻賦弄芬芳  
君自承恩職 重逢雨露新

## 其三

宿昔囊中草 乘時詎可忘  
論文陳古道 講史酌猷章  
賢路逾披棘 直詞還借光  
方今徵俊傑 書錦自歸鄉

又聞奉 命自道使於 筑前侯、而筑前則有岩屋城、  
是昔我藩霸九筑時、所遣兵陷之遺墟也、因亦賦七

## 絕二章及覽古事、

節使金鞍向筑城 春風千里送離情  
行看岩屋當時迹 却憶霸威悲鳥聲

## 其二

聞昔雄圖入筑陽 旌旗十萬勢難當  
只今惟有春山月 猶照城中俠骨香  
(天保五年)  
甲午仲春 伊季安拜稿

尚々御色紙御賞相成候一件、誠ニ以上御都合之よし

御座候、

一筆啓上候、彌御勇勝珍重奉存候、致出立候砌ハ、遠方  
之處態々御見廻被下、殊更何よりの御品々被掛御意忝奉  
存候、折柄内外取乱し居候付、失敬之次第猶御宥免奉希  
候、此度之道中ハ川支并人馬宿迄茂支候事共有之、彼是  
都合不宜、漸四十四日目致出府候、植家公三十六枚之  
御色紙形伊地知氏よりも御志向之趣、細々承置候付、貴  
所様より御差上被成度との趣を以、伊地知氏之一冊も相  
添、同席岩下亘を以今日 白金様江差上候處、珍敷物を  
との御事ニ而直被遊 御賞、十二枚ツ、御掛物三幅押調  
候、恰好旁繪形致吟味候程、奥御茶道押川安清承知仕候、  
か様成御由緒之物ハ表江被差出度候得共、今更相成候へ  
ハ差くハせ物のやうなと相成、色々六ヶ敷事茂有之事候  
間、彼一冊被相添、御手元御格護可被遊との 思召御  
座候、右ニ付御内通申上候者、御返しニ御掛物可被下と  
の御事御座候、御下し可相成御頂戴之上、岩下亘江御挨  
拶之御状被遣度、其砌ハ猶御内通可申上候、此旨御禮旁  
為可申上如此御座候、恐惶謹言、

四月廿四日

伊集院喜之助

和田平右衛門様

人々御中

兼誼(花押)

尚々御色紙形三十六枚之儀ニ付而ハ、伊集院氏より  
 去ル方を以 銀臺公之 被奉備 上覽候處、別而十  
 分之御都合ニ而、兼々貴所様御舎之通、雲霧を披き  
 青天を見る様なる御都合ニ成立候成行ニ御座候、且  
 又伊地知氏より一件往復之書付迄茂 御覽、姓名迄  
 御聞及被為在候よし、右付委細彼是之儀者、喜州よ  
 り可申上候間、右ニ相譲り筆を略申候、小十郎殿江  
 此節迄茂呈書いたし得不申候間、其内宜御頼申上候  
 云々、

一筆致啓上候、薄暑相趣候得共、彌御健勝被成御勤役、  
 珍重奉存候、然者於爰許茂平七様別而御壮勇被成候間、  
 御放念可被成候、其元出立之節者御饒別貴宅江被召寄、  
 種々御馳走云々、

四月廿九日

市来宗之丞

政寛 (花押)

和田平右衛門様  
 人々御中

尚々御賢息様江茂乍慮外可然御傳聲奉希候、扱當秋

高輪へ 御移之筈御座候、然處白金臺町一丁目より  
 九丁目迄町人共一同奉願候よしニハ、家主共二十一  
 人連印を以、是迄難有渡世仕居候處、御移被遊候而  
 ハ頓と生業茂相調不申候間、御移不被下候様ニと願  
 書差出申候、珍敷事御座候、

一筆致啓上候、御家内様御揃無御障可被成御座、珍重奉  
 存候、先般出立候砌ハ、態々遠方之處、御賢息様を以御  
 暇乞被仰聞候儀、御芳情之程忝奉存候、御咄茂申上候通、  
 福岡之御使者勤私ニハ別六ヶ敷存居候處、中両日逗留ニ  
 而無□能相濟、海上十分之順風無之、十一日目着阪、川  
 上り上天氣、兩岸之柳芦、遠近之青色、田島菜之花□色、  
 桃・山吹・櫻茂残居、心あらん人もかなと打詠申候、伊  
 勢乗船候得者、例年ハ二十人も三十人も一様之湯形ニ菅  
 笠、道もさりあへん迄茂例も往来致事候處、頓と見掛不  
 申候付尋候得ハ、米價故と相聞得申候、とんと人氣つふ  
 れ入居候、大井川参掛候へハ川支ニ而、此方ハ松平豆州  
 侯・松平羽州侯跡宿二十六頭とやら御滞相成、彼方之宿  
 江ハ紀州侯御支下然一七日ニ而、私ニハ四日程罷在渡り  
 候得ハ、我先ニと被急候間、なか／＼ひどき事ニ而、人

馬馬支ニモ、四十四日目、去七日出府、安心仕候、則より  
每勤御放意可被下候、  
(頭注)原本此処ニテ断絶

右壹冊ハ、伊地知季安先生の被記置候を伊地知平季  
直竊ニ被致借用候を、実弟宇宿彦右衛門殿より隠密  
ニ借得、天保十と五とせと云ふに写し侍りぬ、聊猥  
りに他見不可有之者也と云爾、

藤原親憲藏

1の12  
伊地知家系図ニ付書信

都之城中尾口横市之住人宮之原傳太左衛門家ニ、康應元  
年巳十月宗間と申僧為書置 桓武平氏畠山重忠流之古系  
圖有之、夫ニ明應七年午七月宗春と申僧書繼為仕古本所  
持之由、右重忠之兄畠山庄司太郎重光より私共伊地知ハ  
出候間、右之古系圖開端之書出より、重光一流之子孫相  
知候分、字配旁本書同様摹写被仰付被成下候事ハ不相叶  
哉、御内願被仰込可被下候、伊地知古系図茂六波羅時代  
為書の御座候得共、一枚紙ニ而上世略し有之、外ニ 桓  
武より豎系リニ為仕一卷御座候、其外に右之宮之原系図

程古本有之事、於御領國一切不承及、誠ニ私共為ニもか  
やうの古本被持居、欣幸之至り、何よりの古證ニ御座候  
間、可成古本ニ似せ御写させ被下候事相叶候ハ、至而難  
有、乍然此炎暑不容易事候間、涯々写方埒明兼申向ニも  
候ハ、誠ニ数百年家傳之寶物はるく申兼る事ニハ御  
座候得共、慥成宜便より古本直ニ御取寄せ、拜見被仰付  
事相叶候得ハ尚又難有、不差置書写、直ニ御返禮申上へ  
く候ニ付、何分ニ茂宜被仰上用弁仕候様御取計被下度、  
萬々奉頼候、以上、

午七月

伊地知小十郎

税所普門院様

2 (中表紙)

國分正興寺仁王考

齡岳様御真影一件

(本文書ハ「國分正興寺仁王齡岳様御真影一件愚考」下同) 文書ニツキ省略ス

(中表紙)

鹿兒島、伊敷、四郎ヶ坂等之說

島津御莊之拔書

穆佐悟性寺古塔考

義天樣御石碑一件

3 鹿兒島、伊敷、四郎ヶ坂等之說

新撰肝屬氏系譜卷之四拔寫

▽ ④覺藩 伊季安纂撰 △

兼行

伴掾大監 ④據 宗傳古系圖及顯娃氏臣津曲某・末吉土檢見 崎氏・新城臣安樂氏等所藏古系圖、而仁禮氏

系圖亦說此事云、伴丞大監 兼行者、小將善男之苗裔此也 △

仕于

天朝為 太宰大監、職原抄云、相 當正六位下、居 於太宰府、亦云、多於 府中、有緣

侍任之、故 稱府官云、後遷 薩摩掾、相當正 八位上 大監如 故、因謂 伴掾

大監、中國掾卑 於大監、既見上註、故帶 而其入部也、築 原任、稱 伴掾大監、可併知焉、

館舍於 鹿島神食、莅而治 之、由 之部下人、謂 之伴

掾御館、廣輪凡二町、④據 新城臣安樂氏・帖佐士安樂氏・野田 士出水氏等所藏古系圖、○コレヨリ以 下分註、細字写ス

煩アレハ如左、家所 藏古系圖有 三數卷、其第一、則兼 行荒田神食米仁下着云、又第二卷、鹿島加宇之幾止云

④御館止云△、而第三卷、宗傳古系圖也、則又曰、

鹿島神食止云所、四十町之御館也、然四十町岸良氏系

圖作 上伊敷止云所四町、且末吉土檢見崎氏・顯娃氏

臣津曲氏等古系圖竝惟書 御館于神食、而不言 町數、

按 拾芥抄、大政大臣職田為 四十町、此築 館云 四十 町 疑妄僭耳、又按 宮城臣藥丸氏新撰系圖、安和元

年四月七日、兼行補 薩摩守護職、明年八月十八日入

部神食、然校 諸古本、皆所 無也、未 知 何緣、且守

護蓋至 文治二年追 討平族、所 設置 焉、未 聞 其職

既在 安和也、又仁禮氏系圖云、伴兼行世以 長吏 居

任三州、天祿二年、圓融帝遣 宰相仁禮頼明、討 伴

氏 平 之、長吏職原抄列 僧官、恐非 是也、今據 伴

掾字以 觀 之、則兼行姓伴氏、而掾 於薩摩、故曰 伴

掾、却有 明驗 矣、況如 藥丸本、妄偽特多、詳辨 卷

三古曆下、故不 取也、又鹿島字按 續紀云、寶字八

年、煙雲晦冥、覆 薩隅間、凡七日晴、則三島成 于鹿

島信尔村之海、自是後經九十餘年、貞觀二年三月庚午、薩摩國覺島神授從五位上、見三代實錄、社說即今氏瀨、而祀海神豐玉彦夫妻云、一說今荒田八幡應是神也、未<sub>レ</sub>知孰是、後七十年計延長五年所撰延喜式薩摩郡名、既建覺島、又載正八幡於隅州桑原郡、書曰覺島神社、而今其社隣有地名覺山、其名<sub>レ</sub>之、本取三諸出見尊所駕無間籠云、又按建久八年圖田帳、於薩摩有正宮領二百二十五町、而其一圓領、則為覺島郡荒田莊八十町、掃部頭親能入道寂忍、為地頭、又按東鑑、八幡宮寺惠置地頭不利於正官、乃有上請、故幕府命罷其地頭、即是親能、既而亡何、又以山北六郎種頼等為荒田莊等地頭、然建仁四年、八幡宮寺復有以請、十月、幕府下<sub>レ</sub>文罷<sub>レ</sub>之、又按高岡土人山下氏文書曰、日向國田島止申處仁加桓武天皇延曆九年六月戊申、於神祇官曹司行神今食之事云、元志幾米仁給比候、天罷下云、據此、肝付氏古系圖所載、神祇官祿體不適也、謂覺島神食、或作荒田神食米、其荒田若覺島云、蓋皆指正宮或氏瀨之神號、而神食及神食米、則言其神領可<sub>レ</sub>以知也、按白尾氏說、初祀彦火火出見尊於桑原郡、海神於宇治瀨、而緣出見尊嘗駕無間籠以

入海宮、且海神以其女豐玉姬妻之有<sub>レ</sub>功於尊、特崇其神曰覺島神、或曰覺島神社、而桑原社邊有籠山亦首之云、今按書紀、無<sub>レ</sub>目籠或作無<sub>レ</sub>目堅間、而所謂堅間今之竹籠云、且彦火火出見尊平常以幸弓入山、獵獸能得山幸、幸此云左知故號山幸彦云、今世謂兵子、亦出於幸彦、之遺聲、云、邊與比通則如、有謂焉、又應神帝時、日向國諸縣君曰牛諸井者有<sub>レ</sub>女、名髮長媛、以國色聞、帝悅之、十三年遣使徵<sub>レ</sub>女、初諸縣君仕于朝廷、年老致仕、乃親以<sub>レ</sub>女駕船赴<sub>レ</sub>召、船中各皆着<sub>レ</sub>角麿皮以為衣服、既至播磨、時會帝獵于淡路、遙望之、以為麿鹿多浮<sub>レ</sub>海來、遣使察之、則得其實、帝大悅、乃召乘<sub>レ</sub>船、因號其港曰鹿子水門、在播州又呼水手曰鹿子、亦蓋自斯時始云、又按字典、麿則獸而鹿子也、論語麿裘以<sub>レ</sub>鹿子皮為<sub>レ</sub>裘云、據是考之、書紀所謂獵獸則言獵<sub>レ</sub>麿也、又其幸弓萬葉作鹿弓、與高皇產靈尊所賜<sub>レ</sub>天雅彦之天麿弓、鹿弓同、與高而因射<sub>レ</sub>覺以繫<sub>レ</sub>名、亦可推知也、若夫籠則訓堅間、而於神代未<sub>レ</sub>親有<sub>レ</sub>訓<sub>レ</sub>覺者也、今據書紀載<sub>レ</sub>彦火火出見尊能得<sub>レ</sub>山幸故號<sub>レ</sub>山幸彦、以推考之、地

名所遺覽島及覽山皆由其地覽能蕃息、以得名者足概知之焉、而出見尊則平常マカ、獸所多能射其覽、以得獵利、故三州居民仰其遺風、以獵為業、與他州異、抑於上古、匪但三州、歷世帝王亦獵于諸野、不異三州、凡應神後迄光孝帝四十餘世、而於其間、國史書獵見十三主、據類聚然三州地、則出見尊多所親獵、而世居民、往々承繼、以為遺俗、且多好之者、則觀夫諸縣君所將水主等皆衣鹿皮、可概知也、④又天長元年停多嶺島隸大隅國、亦由貢調鹿皮百餘張而無他貢物云、又於中古則隅州民俗特好獵、而動犯制府、獵於臺明寺⑤之山野、國府屢令諭嗽郡司、嚴制止之、而尚難制⑥、見寺所藏國府廳官等、則長久四年藤原朝臣、六年八月惟宗朝臣、永承四年中原朝臣、天喜三年高橋朝臣、康平三年內藏朝臣、延久元年藤原朝臣等大介於國府之時也、推之日薩之俗亦可⑦以知也、而近古則文祿四年、慈眼公之家人在朝鮮也、十二月二十一日、頒賜川上助七等十四人鹿皮各三枚、令用為袴事見日記、⑧又元和五年公之在洛也、命革工以鹿皮百四十四張為革、亦見日記、又伊勢

貞昌等之幼也、惟武是勳、惟獵山野、若或安逸不以⑨鍊躬於狩獵、受人詆毀為常俗云、事見其復相良氏言島原亂書、又寬永中愛甲廉宗之殉、公喪也、贈本田親貞亦以皮袴見其訣簡、此類尤多、皆可謂遺俗也、於是乎、迨古之帝王祀出見尊、遂號覽島神社、亦似有謂焉、然今為正八幡、則欽明帝五年、應神靈始顯于此、遂又追附云、又以覽島為薩摩之郡名、蓋由其地多係覽島神社之祭田、見圖遂為地名、其祀諸荒田、即今亦以係神號可併觀也、又一說祀覽神之舅海神彥玉於其領土、而略舅字、惟曰覽島神、見三代實錄亦非不通、抑因地名以為神號、亦未可知也、而郡里名凡用二字、例出延喜式云、如覽島亦古書多為二字、近至淨國公時、命為三字、未知其據耳、又神食或曰讀言可美之幾、因訛曰加美伊志企、遂書上伊敷、後分上下、為二村云、此說未覈也、今季安歷按古書、貞觀二年三月二十日庚午、授薩摩國正六位上伊尔色神從五位下、亦見三代實錄、今下伊敷村有年之宮、白尾國柱云、祀印色入彦、即書記所謂、垂仁帝皇

子五十瓊敷命而嘗鑿池以灌吠澮、著功於年穀、故曰二年之宮云、一說近衛肩輔公除夜詣廟故曰年之宮又一說祀大年神云、

今季安按平田氏所著成文及徵、大年有兄、曰八島

士奴美神、然出雲風土記則稱此神曰國引坐神云、

而我伊敷亦有地名國引田、詳見下文正平十三年、據

此、所謂年之宮蓋匪獨祀大年神、祇祭其兄國引神

及印色入彦、亦似有謂焉、而由其有祭田得國引

田名、亦如<sub>レ</sub>有據也、然則伊尔色其印色之轉也、又文

保元年七月、薩摩國御家人覺島郡則有伊敷領主者、

見觀樹院藏書、所謂伊敷即又其伊尔色轉也、後十一

年嘉曆二年閏九月探題英時下知狀有伊敷村名主四郎

入道者、見藤野氏藏書、此云名主、前所謂領主<sub>④</sub>

則知以名主領伊敷村也、而其名主為古之里長、凡五十戶為里

每里置長一人應亦是也、應<sub>⑤</sub>戰也<sub>⑥</sub>亦應是也、後二十四

年貞和六年二月純阿讓狀覺島郡有曰甘子木村者、

而國字則作<sub>⑦</sub>かんしき、見長谷場氏藏書、據此觀之、

宗傳古系圖所謂覺島神食亦始自神領、遂為地名、

而應此甘子木村也、後二年正平六年、道鑑公令弟

三郎左衛門尉忠光領伊敷村而居之、事見佐多氏譜、

又翌七年閏二月十日、博多畿川後家尼與向島上山右衛門五郎<sub>⑧</sub>上山觀音堂地四至堺書云、北限四郎坂

冷水、見上山氏藏書、又正平十三年四月廿八日、

齡岳公以伊敷村內國引田壹町<sub>⑨</sub>、舊係伊地知彦七邑為諏訪神領、

見安養院藏書、說如前述、又其年五月初日、賜山田

諸三郎忠經上伊敷村地頭職、見山田氏藏書、後五十

餘年應永二十年十二月、義天公之伐菱刈也、伊集

院賴久乘隙<sub>⑩</sub>乃七日潛兵來襲清水城、而退陳原良、

九日黎明、公還自吉田入保東福寺城、時谷山兵

來援賴久、公乃遣川田義尹等攻伐之、十三日、

義尹師兵及谷山師戰<sub>⑪</sub>四郎坂克之、斬賴久族人

日置肥前守等数人、賴久和降、事見聖榮日記、應永

記等、但聖榮日記載伊敷四郎坂、蓋因上山<sub>⑫</sub>嘉曆書

所謂伊敷村名主四郎入道云、以得其名可併知焉、

四郎入道姓氏未詳、然長谷場六郎久純<sub>⑬</sub>貞和

次郎忠純領伊敷堡、以伊敷為氏、事見它書、則

入道亦久純族乎、而今所謂四郎坂隸坂本村、後世濫

堺亦可推知也、據此數書、則上古伊敷由祀五十瓊

敷命於今年宮、以名伊爾色、或作印色、遂轉伊敷



4 高津御莊之拔書

可概知也、又神食讀曰「加无志幾」、故作「甘子木」、或讀曰「加字之企」、皆本「神食」而語轉爾、據此、以觀「前古書既有「伊敷」後別有「甘子木」、則伊敷與「神食」竝隸「鹿島」、各似「自一村而非」一村有「兩名」、而上伊敷名既見「正平書」、未詳「下伊敷始乎何時」也、姑以「臆意」強辨「別之」、則上伊敷首「於神食」、而下伊敷首「於印色」、為「上下村」亦如「有謂焉」、下伊敷上伊敷竝見「于寬正六年本田宗親諏訪祭法」、然莫「知其詳」、而於「古所」謂伴掾館址、則今下伊敷村妙谷寺之後山其遺墟云、蓋迨「後分」上下、「濫」古堺「亦未」可知也、姑註「所疑」、以俟「博識有正」焉耳、

伊地知季安撰肝屬氏系譜拔書寫

初薩隅日多荒蕪地、而未盡為「人有」焉、書紀所謂空國言不毛之地之遺俗也、迨「萬壽中」、平大監季基及其弟平判官良宗等自「宰府」巡察至「三州」、大監為大宰屬官、各相一故書自宰府、其攸、「季基乃闢」荒蕪於日州三俣、「築」館益貫、則梅北之地、

居而治之、

據鹿屋玄兼自記、當時梅北屬「三俣院」、以「季基」為「院主」、而今隸「都城南鄉」為「村名」、與「今三俣院」阻「其堺」云、蓋戰國時、因「領主換」堺亦動變、未「知其變在何時」也、抑又有誤乎、俟「再考」爾、

良宗亦闢「草萊於隅州始良」、既而季基竊有「所慮」、請「之字治閔白賴道公」、通、為近衛基道、公之六世祖、貫「其家領」、不與撰錄同也、永為「莊園」、故賴道公置「莊衙於島津院」為「之」(惣政所、(郡留守職))因號「其莊」曰「島津莊」、

島津地名在「諸縣郡」、始見「于延喜式」、延長五年所撰、後一百年萬壽三年、日向國驛馬所名則所謂眞研・水俣・島津各三年正之類此也、按眞研蓋謂「眞幸院」、其撰「研字」、蓋取「

諸霧島神持」十握劍「眞研」魔石、而今遺址非「其院域」、則後世濫「堺」、亦梅北類爾、水俣即「三俣院」、其名「之」、蓋取「諸今高瀨川有「水流」也、(舟使)島津則建久八年圖田帳所謂島津院三百町是也、

里人相傳、都城上古呼為「霧海」、或名「都島」、而到「于今」謂「高瀨川」、尚呼「水海」、事見「名勝考」、按荒鴻之世洪水橫流汎「濫於原野」、廣遠渺茫如「水海」、然書紀說「

皇孫天降事、云<sup>レ</sup>立<sup>カシ</sup>浮渚<sup>ウキマヅノトビ</sup>在平處、亦應<sup>ニ</sup>此地、蓋<sup>シ</sup>追<sup>テ</sup>季

基等來關<sup>ニ</sup>此地、注<sup>ス</sup>諸水路如<sup>ク</sup>今高瀬<sup>中</sup>、然後斯地可<sup>ニ</sup>得

而食<sup>ニ</sup>也、其撰<sup>ニ</sup>島字<sup>ニ</sup>本<sup>ニ</sup>乎浮渚、而撰<sup>ニ</sup>津字、猶<sup>ト</sup>言<sup>ニ</sup>

水門<sup>中</sup>、與<sup>レ</sup>戶通、或轉為<sup>レ</sup>津、故曰<sup>ニ</sup>島門<sup>一</sup>、或書<sup>ニ</sup>島津<sup>一</sup>、皆

有<sup>ニ</sup>上下相通之義、若<sup>シ</sup>夫人磨<sup>下</sup>築紫<sup>中</sup>道所<sup>レ</sup>作歌云<sup>ニ</sup>島

門<sup>上</sup>之類也、又按<sup>ニ</sup>三百町地蓋係<sup>ニ</sup>霧島麓<sup>一</sup>、故其得<sup>レ</sup>名、

取<sup>テ</sup>諸降<sup>レ</sup>自<sup>ニ</sup>島門<sup>一</sup>、亦義自通猶<sup>ト</sup>阪降<sup>中</sup>口曰<sup>ニ</sup>下門<sup>一</sup>、之門<sup>上</sup>

也、但圖田帳院本作<sup>レ</sup>破、園田實好云、院破草體微茫

難<sup>レ</sup>辨、恐傳寫誤、此說得<sup>レ</sup>之、季安按<sup>ニ</sup>字書<sup>一</sup>、垣牆曰<sup>レ</sup>

院、官廨必牆、故亦曰<sup>レ</sup>院、凡郡鄉廣者分置<sup>ニ</sup>官廨<sup>一</sup>、令<sup>ニ</sup>

各掌<sup>レ</sup>之、謂<sup>ニ</sup>之某院<sup>一</sup>、其掌<sup>レ</sup>之者謂<sup>ニ</sup>之院司<sup>一</sup>、蓋郡司

類而國司屬吏也、島津亦為<sup>ニ</sup>院名<sup>一</sup>、何以證<sup>レ</sup>之、元弘三

年十月、有<sup>レ</sup>島津莊日向方富山七郎左衛<sup>中</sup>尉義道訴<sup>ニ</sup>島

津院住人右衛門五郎為<sup>ニ</sup>非道<sup>一</sup>事、後<sup>レ</sup>此四年建武三年

正月、有<sup>レ</sup>日向國守護人及島津莊惣政所等告<sup>ニ</sup>急於大宰

小貳<sup>一</sup>事、又其二月、土持新兵衛尉宣榮有<sup>レ</sup>呈<sup>ニ</sup>于島津

莊惣政所<sup>一</sup>之狀、按富山義道亦應<sup>ニ</sup>以此惣政所類<sup>一</sup>掌<sup>ニ</sup>

島津院<sup>一</sup>者也、又文和二年十月執達狀有<sup>ニ</sup>穆佐院及島

津院事<sup>一</sup>云々、又應永十五年所<sup>レ</sup>造佛像有<sup>ニ</sup>日向國島津

院安養寺云々、又文明十六年作像、亦有<sup>レ</sup>日向州島津

院圓福寺阿彌陀如來奉<sup>レ</sup>造立<sup>ニ</sup>之語、而圓福寺遺址今在<sup>ニ</sup>

都城中之鄉郡元村上之坊、安養寺址今為<sup>ニ</sup>同村農民所<sup>一</sup>

居門名、里人相傳、今郡元村舊名<sup>ニ</sup>島戶<sup>一</sup>、然避<sup>ニ</sup>國姓<sup>一</sup>

改<sup>ニ</sup>郡元<sup>一</sup>云、按<sup>ニ</sup>天正癸未上井日記<sup>一</sup>、猶書<sup>ニ</sup>島戶<sup>一</sup>、其改<sup>レ</sup>

之亦在<sup>ニ</sup>近古<sup>一</sup>據<sup>レ</sup>此、上古島津院而同<sup>ニ</sup>三俣<sup>一</sup>、眞幸等竝

列<sup>ニ</sup>郡院<sup>一</sup>、驛亭建焉、逮<sup>テ</sup>至<sup>ニ</sup>萬壽<sup>一</sup>、以<sup>ニ</sup>貫<sup>中</sup>莊園<sup>上</sup>、新開<sup>ニ</sup>

府<sup>一</sup>、後稍者併<sup>ニ</sup>迷隸<sup>一</sup>中鄉等、僅為<sup>ニ</sup>小村<sup>一</sup>、然亦易<sup>レ</sup>名足<sup>ニ</sup>

概證<sup>レ</sup>焉、且村有<sup>ニ</sup>得佛公御所址及其所<sup>レ</sup>創稻荷廟<sup>一</sup>、

謹按、公生未<sup>レ</sup>幾、隨<sup>ニ</sup>君母氏<sup>一</sup>、姓比企氏、稱<sup>ニ</sup>丹後局<sup>一</sup>、鞠<sup>ニ</sup>於惟宗

氏、元曆二年<sup>レ</sup>八月<sup>一</sup>領家下<sup>ニ</sup>文鎌倉<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>公為<sup>ニ</sup>下

司職<sup>一</sup>、而浮帖焉曰島津御莊者薩隅日之總稱也、時<sup>レ</sup>公

七歲、明年三月、右幕府遷<sup>レ</sup>公為<sup>ニ</sup>御莊惣地頭<sup>一</sup>、八

月就<sup>ニ</sup>封山門<sup>一</sup>、按<sup>ニ</sup>察御莊事<sup>一</sup>、或為<sup>ニ</sup>莊目代<sup>一</sup>、則又明年九

月為<sup>ニ</sup>押領使<sup>一</sup>、即守護山田聖榮云、公之養父惟宗廣

言<sup>ニ</sup>八文字氏<sup>一</sup>始居<sup>ニ</sup>島津<sup>一</sup>、緣<sup>レ</sup>公亦居<sup>レ</sup>之稱<sup>ニ</sup>島津殿<sup>一</sup>、又

酒匂安國寺云、廣言以<sup>ニ</sup>日向國司<sup>一</sup>居<sup>ニ</sup>於島津<sup>一</sup>、今按廣

言恐非<sup>ニ</sup>國司<sup>一</sup>、疑應<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>惣政所若領家職類<sup>一</sup>、莊務<sup>中</sup>

者也、而<sup>レ</sup>公之臨<sup>ニ</sup>島津<sup>一</sup>亦據<sup>ニ</sup>聖榮等說<sup>一</sup>、似<sup>ニ</sup>代居<sup>レ</sup>廳、

然時 公年尚幼、未<sub>レ</sub>曾聞<sub>三</sub>其親就<sub>三</sub>莊務、蓋 右幕府  
(願註)曰字八田又八日ノ誤カ  
令<sub>レ</sub>廣言等為<sub>レ</sub>公撰<sub>三</sub>掌莊務、而奉<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>公資<sub>中</sub>其職曰<sub>上</sub>

也耳、故拜<sub>レ</sub>公補<sub>レ</sub>之可<sub>二</sub>以知<sub>一</sub>也、迨<sub>レ</sub>其拜<sub>三</sub>惣地頭

兼領<sub>三</sub>自代<sub>レ</sub>監御莊事、即義當<sub>レ</sub>異<sub>レ</sub>館所<sub>レ</sub>謂御所應<sub>レ</sub>築<sub>三</sub>  
其時<sub>一</sub>也、

先是三州田園多係<sub>三</sub>大隅正八幡等神領、而神官等動募<sub>三</sub>

貢科多<sub>レ</sub>苦<sub>レ</sub>之者、季基乃幸而蒙<sub>三</sub>神託、與<sub>三</sub>莊官等<sub>一</sub>  
所謂富山氏等應與之也、創<sub>三</sub>建伊勢大神宮及宇佐八幡於其莊內、伊

勢宮乃更號<sub>三</sub>神柱、而八幡猶仍<sub>三</sub>舊號、俱為<sub>三</sub>島津莊惣

鎮守、

創<sub>三</sub>兩社<sub>一</sub>事據<sub>三</sub>莊官言上狀、鹿屋氏文書皆為<sub>三</sub>長元年中、而

開<sub>レ</sub>發荒野、則言<sub>三</sub>萬壽中、明驗莫善焉、然寬文中神柱  
杜司梅北兼相演<sub>三</sub>世所<sub>レ</sub>承、以著<sub>三</sub>神柱傳<sub>二</sub>云、萬壽<sub>三</sub>

二年丙寅季基既關<sub>三</sub>梅北<sub>一</sub>將<sub>レ</sub>建<sub>三</sub>家門<sub>一</sub>擇<sub>レ</sub>材於大吉山、正

月二十日、募<sub>三</sub>夫五百<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>輸<sub>三</sub>其柱、重大不<sub>レ</sub>動、有<sub>レ</sub>女

六歲、兼貞妻、應此女往而觀<sub>レ</sub>之、乃伊勢外宮託<sub>三</sub>女而宣曰、

祀<sub>三</sub>余於此<sub>一</sub>、季基拜諾、遣<sub>三</sub>人報<sub>三</sub>諸伊勢、在<sub>三</sub>伊勢<sub>一</sub>亦

託<sub>三</sub>七歲兒<sub>一</sub>宣以<sub>三</sub>是事<sub>一</sub>、故遣<sub>レ</sub>使告、道遇<sub>三</sub>于縣、語則

相符、自是別歸、其年九月九日遂祀<sub>三</sub>于此、因到<sub>三</sub>于今

為<sub>三</sub>例祭日、又當<sub>三</sub>此時<sub>一</sub>內宮亦現<sub>レ</sub>於出羽之莊內而祭<sub>三</sub>

祀之、則與<sub>三</sub>神柱<sub>二</sub>三分日本、各鎮<sub>三</sub>其半、故謂<sub>三</sub>日本

二柱神<sub>一</sub>云、今都城梅北村益貴神社及宇佐八幡宮此

也、八幡社距<sub>三</sub>神柱社<sub>一</sub>東可<sub>二</sub>壹町、

自<sub>レ</sub>是莊官等協然相率、崇敬兩社及其寺、永辨<sub>三</sub>之造

營料、以無<sub>三</sub>佗閑<sub>三</sub>正八幡宮等事、故準<sub>三</sub>伊勢神領<sub>一</sub>、特

加<sub>三</sub>御字<sub>一</sub>號<sub>三</sub>島津御莊、皆殿下命也、據<sub>三</sub>莊官言上狀及其所引承元二年近衛基道

公政所御下文等之旨趣、

按<sub>三</sub>東鑑等<sub>一</sub>、凡加<sub>三</sub>御字<sub>一</sub>多係<sub>三</sub>大神官領、則遠江有<sub>三</sub>鎌

田御厨、信濃有<sub>三</sub>麻績御厨、又有<sub>三</sub>仁科御厨、伊勢有<sub>三</sub>

沼田御厨、須可御莊等、皆大神官領也、又 右幕府獻<sub>三</sub>

武州飯倉等<sub>一</sub>為<sub>三</sub>伊勢御厨、若<sub>レ</sub>夫近衛領<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>閑<sub>三</sub>神領<sub>一</sub>

無<sub>レ</sub>加<sub>三</sub>御字<sub>一</sub>、則如<sub>三</sub>信濃大田莊<sub>一</sub>、越後紙屋莊、越前鮎

川莊<sub>一</sub>此也、據<sub>レ</sub>此觀<sub>レ</sub>之、島津御莊其有<sub>三</sub>御字<sub>一</sub>、則蓋舊

緣<sub>三</sub>乎頼道<sub>一</sub>公時有<sub>三</sub>奏請<sub>一</sub>以使<sub>三</sub>季基等祀<sub>三</sub>大神宮等<sub>一</sub>於其

莊內、故可<sub>二</sub>以知<sub>一</sub>也、莊官言上所<sub>レ</sub>謂莊號亦言<sub>レ</sub>之耳、

名勝考云、里人以為其地舊係<sub>三</sub>高千穗宮址、故加<sub>三</sub>御字<sub>一</sub>、

白尾國柱猶於<sub>三</sub>此說<sub>一</sub>有所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>安、亦其宜哉、所謂島

津御莊按<sub>三</sub>建久圖田帳<sub>一</sub>分有<sub>三</sub>三部<sub>一</sub>、曰一圓莊、曰新立

莊、曰寄郡此也、於日向則北鄉・中鄉・南中鄉・救仁鄉・財部鄉應此高鍋・三俣院・島津院・吉田莊通計貳千貳拾町、此為一圓莊、皆在諸縣郡、中院通方所著錦

抄、以一檳榔毛為近衛領鎮西志摩戶莊土產、則採於此救仁鄉之檳榔島今志布志、明矣、又鴨長明無名抄所謂

志摩戶亦泛言此島津院也耳、島津院事既詳上註、他所散在於臼杵・児湯・宮崎・諸縣之四郡、凡千捌

佰拾柒町、此為寄郡、於大隅則至賴道公會孫忠實公時、保延年中以深川院・財部院・多稱島等漆佰陸

拾町、新貫御莊、此為新立莊、稽諸大系圖、保延六年六月、忠實公封三千戶、如忠仁公故事、忠仁公名良房封三千戶、在貞觀十三年四月、圖田帳所謂保延年中應言此封戶、又所

散在於薩諸院郡、凡漆佰伍拾町捌段零、此為寄郡、於薩摩亦如和泉、則按兼保護狀、其會相伴成房時、

蓋附御莊同新莊、應亦在保延中所封也、忠實公薨、諡知足院殿、今莊內所在知足院亦蓋公之寺也、語在上卷、又公會孫基道公時、文治三年、平

重澄者以伊作郡日置北鄉及南鄉内外小野、偏附御莊陳其情曰、舊為寄郡、而今百姓離散、苦於其兩奉

莊衛・國衛、故以獻之見寄進狀、而與之併和泉郡、凡陸佰參拾伍町、遂為薩之一圓莊、其他往々墾而前後附御莊者凡貳千漆佰貳拾町漆段、散在郡鄉院、亦為寄郡、凡通三州所謂一圓莊、則為參千肆佰拾伍町捌段零、其寄郡則伍千貳佰捌拾伍町伍段、而總三部、凡御莊捌仟漆佰肆町參段零、但寄郡猶奉國務、至一圓莊唯辨莊務而耳矣、是以御莊如斯界外地進殆吞三州、聖榮等所謂以御莊孕薩隅日云亦此也、而惣政所在日州島津院三百町地、自其隣旁通貳仟餘町為一圓莊、莊官等所謂島津本莊應言此地、且其建御莊亦權輿焉、若夫隅薩則後邊所附新莊寄郡也、而一圓地亦隘於莊內、故雖隅薩無其地名偏繫三部、皆謂島津莊、是聽令於島津解故也、逮至鎌倉文治二年右幕府遷得佛公為中之惣地頭、四月三日下文御莊特令告之、其浮帖云、島津御莊者薩隅日之總稱也、事見野史、白尾國柱言御莊事亦如自斯始、季安按莊官言上原本云、此間五行文字消滅、自有莊號、至是百有五六十年、匪獨其莊、前於文治則安元二年富山文書、三年牛屎文

書、壽永二年伴氏上解等既有、島津御莊字、明矣、世人或為<sub>レ</sub>▽<sub>⑨</sub>自<sub>レ</sub>得佛公始、恐未<sub>レ</sub>精覈、然以<sub>レ</sub>島津御莊為<sub>レ</sub>△三州總稱、寔本<sub>レ</sub>乎此浮帖、則於<sub>レ</sub>總稱可<sub>レ</sub>謂自<sub>レ</sub>公始也、而領家開祖宇治関白頼道公生<sub>レ</sub>京極関白師實公、師實公生<sub>レ</sub>後二條関白師道公及其弟僧覺信・僧玄覺等、覺信生<sub>レ</sub>於康平七年、十有一而喪<sub>レ</sub>頼道公、出為<sub>レ</sub>浮屠<sub>レ</sub>陞<sub>レ</sub>大僧正、自為<sub>レ</sub>本願<sub>レ</sub>創<sub>レ</sub>一乘院、以<sub>レ</sub>保安二年滅、弟玄覺亦嗣<sub>レ</sub>覺信法<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>一乘院別當<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>僧正位、事見<sub>レ</sub>大系圖、按方<sub>レ</sub>覺信創<sub>レ</sub>一乘院、殿下乃捐<sub>レ</sub>莊園、世禰<sub>⑩</sub>寺領、從可<sub>レ</sub>知也、而一乘院兼領<sub>レ</sub>祀<sub>レ</sub>春日、事見<sub>レ</sub>長谷場氏文書、故今季安歷檢<sub>レ</sub>古書<sub>レ</sub>曰、殿下御領島津莊、或曰<sub>レ</sub>近衛領志摩戸莊、或曰<sub>レ</sub>島津御莊領家近衛殿、或曰<sub>レ</sub>日本家近衛殿・領家一乘院、或曰<sub>レ</sub>春日兼<sub>レ</sub>一乘院領<sub>レ</sub>之類此也、今尋<sub>レ</sub>濫觴、蓋始<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>梅北等之先<sub>レ</sub>以其墾田<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>之於頼道公、於是乎迨<sub>レ</sub>得佛公入<sub>レ</sub>部島津莊、右幕府親筆下<sub>レ</sub>文、教<sub>レ</sub>公特待<sub>レ</sub>富山如<sub>レ</sub>父、待<sub>レ</sub>梅北如<sub>レ</sub>母之戒<sub>⑪</sub>、見<sub>レ</sub>御當家由来等、抑富山亦按<sub>レ</sub>東鑑等、日向古族而冠<sub>レ</sub>于鎮西<sub>レ</sub>者也、事見<sub>レ</sub>元暦二年七月、則云日向國住人富山二郎太夫義良以下鎮西輩可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>御家

402

人分<sub>レ</sub>此也、又元弘三年十月、島津莊日向方富山七郎左衛門尉義道訴<sub>レ</sub>島津院住人為<sub>レ</sub>非道、事見<sub>レ</sub>上註、據<sub>レ</sub>此、富山氏世掌<sub>レ</sub>莊務於島津院者可<sub>レ</sub>概知<sub>レ</sub>也、今都城臣富山氏多藏<sub>⑫</sub>文書、且自<sub>レ</sub>古世與<sub>レ</sub>祀<sub>レ</sub>神柱<sub>⑬</sub>事云、應<sub>レ</sub>其後也、由来所<sub>レ</sub>載皆似<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>謂焉、但先大史伊地知重英等不<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>之、曰信<sub>レ</sub>若書則不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>書、⑭匪<sub>レ</sub>獨重英、古来先輩說<sub>レ</sub>御莊<sub>レ</sub>者恐未<sub>レ</sub>研覈、故忘<sub>レ</sub>愚管<sub>レ</sub>此註<sub>レ</sub>臆識、以<sub>レ</sub>竝<sub>レ</sub>来哲必有<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>焉爾、

○島津家由来

嶋津判官と申、御下向之時、女子殿原として本田を秩父より付申されける事、忠久之上様本田二郎親經かむすめの重忠之思人にしてわたらせ給ふ、其腹持給ひたる御むすめと云々、其故當國までも御供させられけるとなり、先御先に下向して、薩州山門院知行して、瀬崎野の牧又ハ感應寺など立初けるニ、一年の後忠久公ハ御下向、御供十人なり、富山を父とせよ、梅北を母とせよ、三ヶ國の御家人ハ忠久の家人たるへし、但較島ハ可指置、頼朝御自筆遊ハし給ハせ玉ひ、御在國有りけり、

○百練抄云、延久元年二月廿三日ニ可レ停止寛徳以後新立庄園、縦雖彼年以往立券不分明、於國務有妨者同停止之由宣下、閏二月十一日、始置記録所庄園券契所定寄人等、於官朝所始行之又愚管抄言此事云、延久の記録所とて始めて置れたりけるは、諸國七道の所領の官旨官符をなして公田をかすむる事、一天四海の巨害なりと聞召しつめて有けるが、此ハ東宮と座ししほどめてと云へるを深く思ふへし、すなはち宇治殿の時、一の所の御領くとのみいひて、庄園諸國にみちて國々のつとめ堪かたしなと云を聞き食し持たりけるにこそ、さて宣旨を下されて、諸人の領知の庄園の文書を召れけるに云々と云ひ、此に文書と有るは風土記なるべく所思たり續古事談ニ、帝即位ありしに、秋の納にも及はば（命ぬに）世の中（命は）にけり、始めて記録所を置いて國々の衰を直されたり、延喜・天曆以来には誠にかしこき御事なり、此時より執柄の権抑へられて、君みづから政を知り給ふ事に歸る云々、又云、帝東宮の時、天下の政をよく聞置たまひ、御即位の後（ママ）ま／＼の善政を行ひ給ふ、其中に諸國重任の功といふ

事永く停止せられしに云々、此天皇より前、治暦元年九月一日越中の國に下されたる官符案去寛徳二年下五畿七道諸國符云々、停止前司任中以後新立庄園云々、符宣抄に見えて猶あり在位四とせ云々、延久四年十二月、第一皇子白河院天皇八歳に於て御受禪あり、後三條院天皇御惱の事もおはさぬ、三十九の御年にて八歳の皇子に御位を譲り給へりし事秘べき故、ありける御事なるそかし、藤原の氏人たちの甚く威勢ありし頃なりけり、

4の4 「志布志鹿屋權兵衛藏書」

○鳴津の御庄官等謹言上

欲且依代々 政所御下知并庄号以後二百六十餘歳不勤例、大隅國 正八幡宮御造營當本庄不動子細（命ナシ）副進（命ナシ）

一通 普賢寺禪定殿下政所御下文案、承元二年九月

日状云、於無舊記者神人等今案計也、旧跡之

外可令停本庄新儀支配云々、

一通 同政所御下文案建曆三年六月二十七日状趣、以同前、此外

貞應二・嘉祿三・正嘉・弘長年間御下文・御

教書等数通、又弘安元年十二月廿八日状云、

造正八幡宮嶋津本庄役事、

一通 同二年六月九日同斷、

一卷 當御庄寺社繪圖、

一卷 同年中行事、

右謹考故實、正八幡宮御垂跡者、和銅年中正(⑩殿)下

社屋不殘一字、被支配三州圖田(日向・大之間)、經五百

余歲御造營、敢所無相違(也)、鳴津本庄者萬壽年中以

無主荒野之地令開發庄号(ナツケ)、令寄進

宇治關白家以降、長元年中奉崇伊勢大神宮(依神告)、宇

佐八幡、庄号以後二百餘歲者、彼神社造營之外無餘事

之處、神宮等建仁三年始雖掠賜官旨御庄官、(以下)於當

本庄圖田之跡、為無主荒野開發(⑩地)之間、停止新儀、(以下)

右、正應元年之言上狀欵、(⑩)季安按此十字、後人所追

二百六十三年、自長元元年為二百六十一年、則

據庄号以後二百六十餘歲云、以書之可推知也

(本文書ハ旧記雜錄前編一七八八号文書ト同一文書ナルベシ)

原本志布志士人鹿屋權兵衛兼治(死于延)、所三家藏云、

季季安按、鹿屋氏別祖、名曰宗兼、乃兼石之第三

子、而受父賜、分為辨濟使於鹿屋院、其姉嫁三

保領主觀阿、觀阿蓋名實兼、(或為)萩原兼任之玄孫

也、無男可嗣、故傳宗兼以三保院、因宗兼與

鹿屋併皆領之、事見系圖、然觀阿還補鹿屋院辨

濟使、見永仁四年執達狀、則知鹿屋亦必受觀阿、

恐譜有誤、前此九年為正應元年、所謂御庄官應

指觀阿等也、既而宗兼為姉、所憎徙居鹿屋、

因號鹿屋氏、而傳姪兼重三保院、以故兼重居於

高城、謂之三保殿、事見鹿屋譜及聖榮日記等、永

仁以後四十四年為曆應二年、兼重城守遙應官軍、

八月、畠山直顯帥兵入三保院、十三日攻圍高城、

連日數戰、二十七日兼重訛死、委城而奔語在(⑩其譜)

後五十年至嘉慶二年八月、

怨翁公念其舊封復賜鹿屋忠兼院之長田、則津曲古

譜所謂後又入部亦言之也、由是觀之、言上狀

世藏於鹿屋氏為有謂焉、惟恨殘闕而非全文、

然於御莊權輿有足徵者未觀如此書也、方今

季安脩兼貞譜、頗有闕涉、故博援載籍、原始要

終演述如右、而載原文加之優點以為證據、忠

兼稱周防介、乃宗兼之曾孫也、事怨翁公為二惣

奉行、(今御)家老、老號玄兼、所著有自記、如左、

○大隅・薩摩・日向於此三州、伴氏之源被分候次第之事

〔◎少々〕〔◎少々〕存知分註置候、大伴親王後胤善男大納言

清和天皇時檢非違使之別當にて御入候、其時流罪候、

其末子兼貞言仁鶴戸參詣之砌、三俣院御通候、三俣主

〔◎ト云意ナラン〕

平たひけんすゑもと、言ふ人の在所を一見候折節、平

たひけん表に指出候而、彼兼貞見參被申候而、客人ハ

いつくより御渡り候哉尋被申候時、いつく共なき旅人

にて候被仰候、左様候ハ、暫御逗留候へと留候間、一

両月逗留候、然者彼平たひけん被申事は、愚身ハ無子

候、女子一人持申候、あはれく御茶取らせ候へかし、

左様候ハ我等か跡を可進之由被申候、其儀候ハともか

くもと被仰候て、平たひけんの聲に御成候、無程男子

出来候、其次第二御子出来候、已上男子五人候、太郎

肝付、二郎萩原、四郎和泉、五郎梅北と皆々在名名乗

候、兼貞梅北ニ而遠行候、然ニ梅北方ハ五人めにて候

兼貞之跡を次候、即善男大納言十番之競馬の時

〔◎本とりに〕〔◎本とりに〕由

申候、三俣之神柱ハ平太檢殿御伊勢夢想を蒙り候て勸

請候、其より梅北殿大宮司御持候、彼平太檢殿在所都

城と梅北間原に屋形に今在り、無隠候、伴家幡之事大

堂宮之御幡被下錦にて候、幡横廣三尺三寸長サ一丈二

寸五分候、竿五尺也、伴家幕文きつこふの内ニ足上た

る鶴二つ、共ニくもてを合、根の日の松を一本つ、く

わへ候、幕布上三のハ白、下二のハ黒候、妙見氏神也、

三俣院神權大明神也、

鹿屋一釣人道註之訖、

鹿屋周防介忠兼入道玄兼

4の6 「垂水肝付釣石衛門藏」

一々問善男之大納言十番競馬之時、とりにゆひ籠め、し

んかう申候十一面金同御ほとけをハ覺悟之由候、三俣

之上大明神ハ平代けんとの御伊勢夢想を蒙り勸請候、

それによりて梅北殿大宮司御持候、彼平大けん殿在所

ハ都城と梅北間原ニ屋形于今在申、無隠候、伴家幡の

事、大堂宮之御幡被下錦幡にて候、幡之横廣さ三尺

三寸長さ一尺鳩二寸五分にて候、竿一丈五尺也、

4の7 「在梅北村祝子家」



一 神柱大明神

右、萬壽三年丙寅正月二十日、平朝臣平大監季基卿領  
當地移住之日所崇也、同年九月九日神社造立、伊勢内

宮也、出羽<sup>⑧庄</sup>内一社・日向庄内一社、日本二柱之神也、

仁安二年丁亥、散位伴朝臣兼景再營、弘仁四年辛巳修

造、大願主執行左衛門尉伴兼世、應永八年辛巳<sup>⑧二月七日</sup>修

營陸奥守藤原朝臣元久并沙弥道旦云々、

※(頭注)

「弘仁ハ弘安四年ノ誤ナルヘシ(弘仁四年ハ癸巳嵯峨天皇朝ニシテ、  
本社創立ヨリモ二百年以前ニ当ル)」

4の8

一 南山巡狩録卷九註云、山名氏の系図を見るに、此時家

臣小林民部<sup>⑧丞</sup>・重村・河村山城守長政兩人をして南山に

まいらせ、降参のよし<sup>⑧ナシ</sup>を申したりしかは、御許容あ

りて錦の御旗を賜るといふ、此御旗今も山名家に傳

来せりと聞えけり、公弼按するに、錦の御旗は官軍た

る人かならず是を賜る處にして、其起る所久からず、

軍器考の説ニよれば、元弘の初 帝笠置へ臨幸の時、

此御旗建られしと云事太平記に有るを初とやすへきよ

4の9

「都城名勝志差出」

○日州庄内梅北内

嶋津御庄惣鎮寺<sup>⑧寺</sup>

神柱両社 妙見大菩薩御本地

一 初建之事

平朝臣平大監末基と申て、平家の侍、梅北をきりあげ

知行せられし、萬壽三年丙寅正月廿日、大門の柱を大

吉山よりひかれ候時ハ、片柱を五百人つゝ、のつもりに

て候處に、片柱うこかすして千人よりて引候處に、末

基の女子六歳になりけるか見物ニ被參候時、彼六才の

女子俄にくたひれ候て御たくせんあり、伊勢の外宮此

地にいけん有へく候、此儀不用候ハ、即彼女子めし

あけへき由候間、領掌申候て、伊勢の國江飛脚を以て

此を申され候處に、伊勢人も神人の子七歳の男子に<sup>⑧入</sup>

りうつり御たくせん候故、日向へ尋に飛脚下り候、伊勢人茂尋にのほ(御り候也)あかたにて、同く宿をとり、相互に物語とも仕候へハ、同儀を申候故、さらは同前にて談合つくに、伊勢の者はいせへのほり、日向の者ハ日向へ下り候、其時の事を伊勢や日向の物語りと申也、其後同し年の九月九日に勸請申候故、今に祭礼なり、梅北より彼社頭を(俗護)覺悟申事ハ、右の末基卿平家の世の末に成れるを見きりて、箸野の本名の御所に隠居して渡されたと申傳候、梅北ハかこしまを先祖の善男の大納言のきりあけ所にて居られ候へとも、嶋津さま中之郷の堀之内の御所へ御堪忍なされ候時、梅北家より梅北名をかけて知行申され候時、相互に御入部(御魂)の上を以て、かこしまを嶋津さまへ渡し申、梅北へ移られたると申傳へたり、梅北ハ益貫と申たるを梅北より知行被申候故梅北と申也、

神柱両社と申事、伊勢の内宮外宮、日本六十六ヶ國を三十三ヶ國ツ、司にて、内宮ハ出羽國庄と申所にいは、れ被成候、外宮ハ日向國庄内には、れ被成候、是に由りて、日本二柱と申也、

右上代のみ、書付申候、今ハ(御をし)遠くニ成事多し、寛文六年丙午二月吉日 梅北正兵衛判

4の10

一件兼貞北の方ニ梅之木多郷へ罷移、家名を梅北と被下、兼貞の子孫古来西生寺の地へ無根梅と云梅有之、根無之して其枝繁り、北の方江枝を打候ニ付、其郷を梅北と名付(兼其カ)無申説有之候、何れ欵是欵可考、無根梅之儀、近来迄ハ有之候へ共、枯候而于今ニ元之木に(御似合せられ)を被植續、右寺地ニ有之候、右梅北家之儀、古来ハ代々梅北を領知之由、忠久公三ヶ國守護職御給候而鎌倉より御下向之時分、梅北隣郷堀之内へ御所之節欵、梅北を父とせよ、富山を母とせよと御頼為被成由申傳候、梅北・富山御所江隣り罷居候付、左も可有之事、今に梅北之内へ女子分門と申候ハ、梅北家女子ニ配分之知行之由申傳候、

4の11  
〔舊記抄〕

○文治三年三月日重澄寄進状案云、相傳所領三ヶ所在薩摩國內伊作并日置北郷・同南郷外小野、副進次第調度

文書等、右件所領田島等者年来嶋津庄寄郡也、而百姓  
逃散之間、庄國兩方課役難勤仕之間、於今者寄進御庄  
領訖、下司・郡司・惣公文職者以重澄子々孫々不可有  
相違云々、詮、取

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二五二九号文書ノ抄ナルベシ」)

右、伊作大隅左京進宗久法師法名道惠代、道慶所進

云、見三元徳元年十月五日修理亮英時下知状云々、

上欄朱書記入、左二

按圖田帳云、

〔伊作郡二百町正八條ノ官論田廿二町五段〕〔時ノ〕地頭右衛門兵衛尉

〔日置北郷七拾町〕〔七〕本郡司小藤太貞澄〔七〕無府本

〔同〕南郷内外小野十五町 地頭右衛門兵衛尉〔門〕無府本

以上三行二百八十五町沒官御領ノ内也、

〔和泉郡三百五十町〕〔大〕下司小太夫兼保

以上四行通計六百三十五町、此薩州島津御莊一圓御

領也、而得佛公為之地頭、所謂右衛門尉則謂公云、

4の13 ○立券

言上薩摩國寄郡内殿下新御庄四至事、在

伊作郡、加外小野定、

東限谷山境 ∇〔西限海〕△

四至南限小桃崎并上毛夜木瀬任下塩道大牟禮

北限外小野北波多邊日置峯波多々尾上黒河戸淵

弥勒寺領 自余略之、

右、依平重澄寄進證文、被成下政所御下文并國司廳

宣畢、隨任庄國施行等、宜立券言上如件、

文治四年十月 日 下司 平在判

書生散位藤原代在判

使 藤井在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二二六号文書ト同一文書ナルベシ」)

4の14 「全」

○嶋津御庄内薩方伊作庄雜掌法橋承信并下司高純謹言

上

欲早被與奪當庄本訴奉行入安富〔三〕二郎貞泰方、被經御

沙汰、被召上同國阿多郡北方一分地頭隱岐〔行地〕三郎、

不知、被究御沙汰淵底、任傍例蒙御成敗、當庄入來

別府名内大牟②礼并大野名内塩道上毛夜木瀬任和田名

内橋牟礼狼野②津波牟礼以下所々、打越往古境、去正

安三年以来令押領条、更不可遁所當罪科子細事、

副進

一通 立券状案文治四年十月 日

右、當庄者為 本家近衛殿、領家一乘院②家御領進止

之地也、而隱岐三郎任雅意、打越往古之境、令押領

之上者、早被与奪安富三郎方、被召上彼隱岐三郎、

被經傍例御沙汰、為蒙御成敗、仍粗恐々言上如件、

文保三年六月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

4の15  
〔全〕

○文治四年十月日立券状案云、薩摩國寄郡内殿下新御領

四至事、右伊作郡日置北郷除彌勒寺庄、右依重澄寄進

證文被成下政所下文并國司廳宣訖、任庄國施行之旨立

券如件云々、要、又建永・嘉禎手繼状云、日置庄領與

弥勒寺為各別云々、日置者嶋津庄也、其内弥勒寺庄者

八幡宮領也云々、見元徳元年十月五日修理亮平朝臣下  
知状、

此云八幡應指字佐、或曰大隅八幡必加正字、偏言八幡多係字佐、  
按因田帳、弥勒寺領与正八幡領各自竝建為各別、亦似有據焉、且  
至文和中大隅凶徒交名注文、所謂弥勒寺執當房道慶  
与正八幡宮神官所司分、自分立、亦其遺俗餘裔乎、  
②各

4の16  
〔高岡士揖宿十郎右衛門藏本〕

○嶋津庄日向方富山七郎左衛門尉義道申、嶋津院住人右

衛門五郎致追捕荊田以下狼藉由事、訴状②具書、如此、早

土持掃部左衛門入道相共莅彼所、且遂檢見、且企參上、

可明申旨相觸之、可被執進請文、若令難洪之、載起請

之詞可被明申也、仍執達如件、

元弘三年十月十三日

沙弥判

揖宿郡司入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六六八号文書ト同一文書ナルベシ〕

右外諸書所引用略于此、

天保二年辛卯六月稿成

伊地知季安撰

5  
穆佐悟性寺古塔考

(本文書ハ「穆佐悟性寺御石塔」件私考「下同文ニツキ省略ス

穆佐上倉永村之内吉祥寺廢寺跡

阿弥陀堂より巳午之方三間計之

所に檜之下轉居候、古石塔梵字

并妙久之二字ハ彫刻有之、年号

付ハ墨書ニテ四字の分相知申候

得共、以後書記為申牀相見得申

候、

